

松本市都市計画マスタープラン (案)

松本市

令和3年11月

目 次

第 1 「都市計画マスタープラン」とは	1
1 計画の趣旨と位置付け.....	1
2 計画の構成・期間等.....	4
第 2 松本市の現況と都市づくりの課題	5
1 松本市の現況.....	5
2 都市づくりの課題.....	7
第 3 全体構想	11
1 将来都市像.....	12
2 都市づくりの基本方針.....	13
3 松本市が目指す都市構造.....	15
4 分野別の都市整備の方針.....	28
5 新たな都市整備の方針.....	53
第 4 地域別構想	57
1 中央部地域（中央地区・東部地区・第 1 地区・第 2 地区・第 3 地区）.....	58
2 中央北部地域（白板地区・城北地区・安原地区・城東地区）.....	63
3 東山北部地域（岡田地区・本郷地区）.....	67
4 東山中部地域（里山辺地区・入山辺地区）.....	71
5 東山南部地域（中山地区・内田地区）.....	75
6 南部地域（芳川地区・寿地区・寿台地区・松原地区）.....	78
7 中央南部地域（田川地区・鎌田地区・松南地区・庄内地区）.....	82
8 河西北部地域（島内地区・島立地区・新村地区）.....	86
9 河西南部地域（和田地区・神林地区・笹賀地区・今井地区）.....	90
1 0 四賀地域（四賀地区）.....	95
1 1 安曇地域（安曇地区）.....	99
1 2 奈川地域（奈川地区）.....	103
1 3 梓川地域（梓川地区）.....	107
1 4 波田地域（波田地区）.....	111
第 5 都市計画マスタープランの実現に向けて	116
1 効果的な施策の連携.....	116
2 多様な主体の協働によるまちづくりの推進.....	117
3 周辺自治体や関係機関との連携.....	118
4 制度活用による計画推進.....	118
用語集	119

第1 「都市計画マスタープラン」とは

1 計画の趣旨と位置付け

(1) 計画策定の趣旨

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、独自の都市政策や住民等の意向などを反映して、目指すべき都市全体の将来像や都市の骨格的な姿、地域の身近な都市空間を重視した都市づくりのビジョンを具体的かつきめ細かく定めるものです。

現在は、100年もしくは200年に一度の大きな転換期を迎えていると言われ、今後も引き続き不確実かつ曖昧な状況が続くと考えられる中、様々な事態に臨機応変に対応できることが求められています。

松本市でも、郊外部における急速な人口減少や高齢化の進展、市街地における空き家や低未利用地等による低密度化、地域産業活性化への対応、大規模災害への対応など、従来からの課題に加え、アフターコロナ時代への移行やデジタル化への対応など、新たな社会経済情勢の変化にも機動的に対応することが必要となっています。

平成22年に策定した松本市都市計画マスタープラン（以下「旧計画」という。）は、目標年次が平成37年（令和7年）までとなっていますが、こうした転換期に適切に対応していくため、松本らしさを大切にしながら更なる磨きをかけた都市づくりを実現するために、計画期間の完了を待つことなく改定を行うこととしました。

◆ 松本市における主な経過

平成11年	5月	松本市都市計画基本方針を策定
平成17年	4月	四賀村、安曇村、奈川村、梓川村と合併
平成22年	3月	松本市都市計画マスタープランを策定 波田町と合併
平成25年	3月	松本市都市計画マスタープランを一部改定
平成29年	3月	松本市立地適正化計画を策定（都市機能誘導区域等を設定）
平成31年	3月	松本市立地適正化計画を一部改定（居住誘導区域等を追加設定）

(2) 計画の位置付け

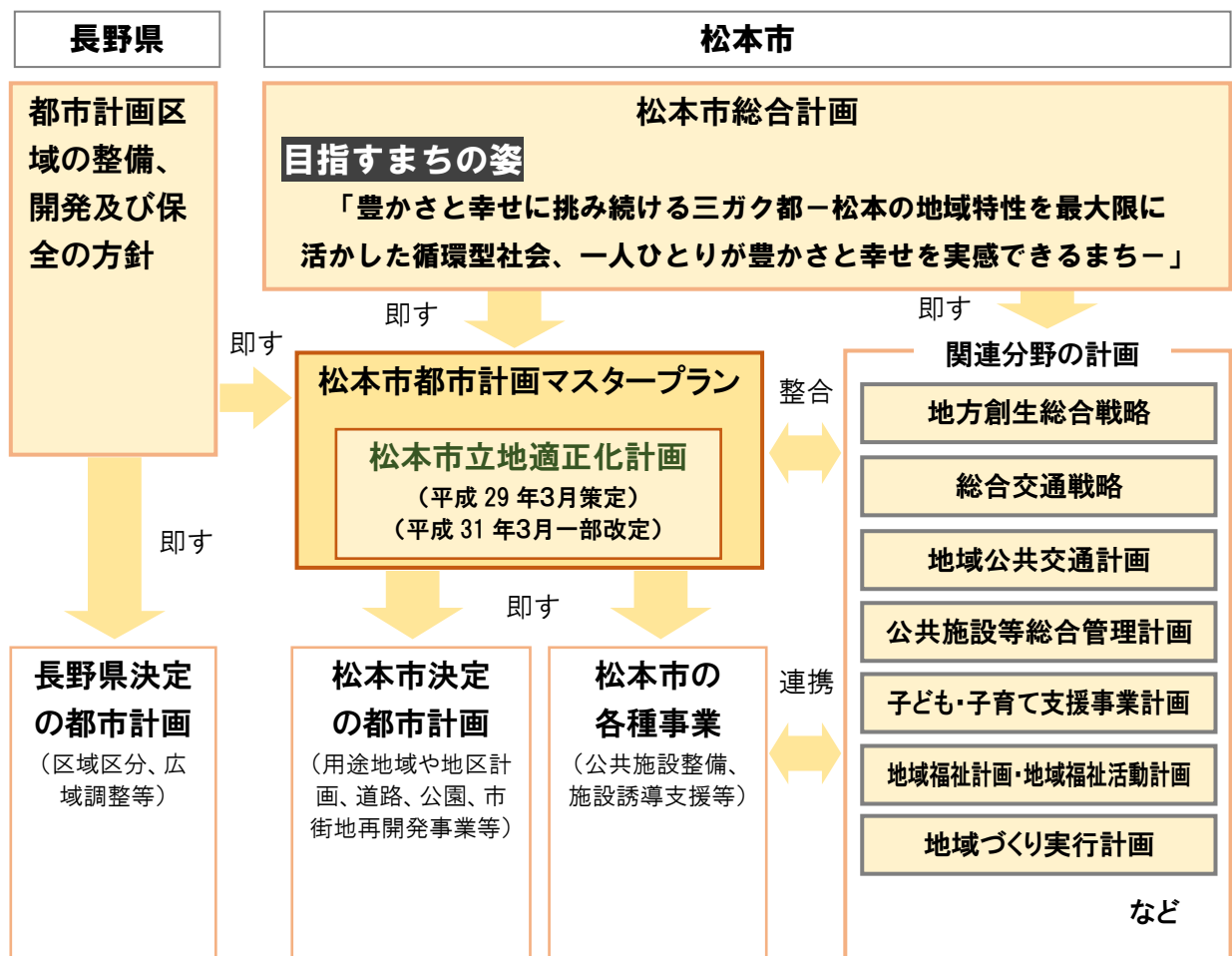
「松本市都市計画マスタープラン」(以下「本計画」という。)は、松本市の最上位計画である「松本市総合計画」、県が広域な視点から定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画区域マスタープラン)などに即して定めるものであり、今後の都市づくりに関する個別・具体的な都市計画の決定や見直しの際の法的根拠となります。

個別計画の実施レベルの内容を規定する計画ではなく、市民と行政の協働により松本市の将来像を明らかにすることで、市民を始めとする関係者のみなさんに、具体的な都市づくりへの理解と参加を促すことを目的とする計画です。

なお、平成 29 年に策定(平成 31 年に一部改定)した「松本市立地適正化計画」は、松本市都市計画マスタープランの一部とみなされます(都市再生特別措置法第 82 条)。

また、平成 29 年度に計画満了を迎え、次期計画を策定しないことを決定した「第 2 次松本市国土利用計画」に代わり、市域全体を対象とした計画的な土地利用に関わる個別計画の一つとしての役割も担います。

◆ 計画体系上の位置付け



コラム：都市計画マスタープランを策定する意義

なぜ、「都市計画マスタープラン」を策定するのでしょうか？

都市づくり・まちづくりは、松本市で暮らし、活動する人々全てに関係する重要な取組みです。だからこそ、個人個人が好きなように開発したり、施設を整備したりすると、結果的に多くの人々に悪い影響を及ぼしてしまいます。

そうならないよう、都市計画では、道路や公園の配置、建物の種類や規模など、多くのルールを設けますが、これらルールそのものを決める前提となるのが「都市計画マスタープラン」なのです。



「都市計画マスタープラン」を定めると、どんな効果があるのでしょうか？

「都市計画マスタープラン」は、都市の将来像を描き出し、その実現に向けた取組みを分かりやすく示すための計画です。

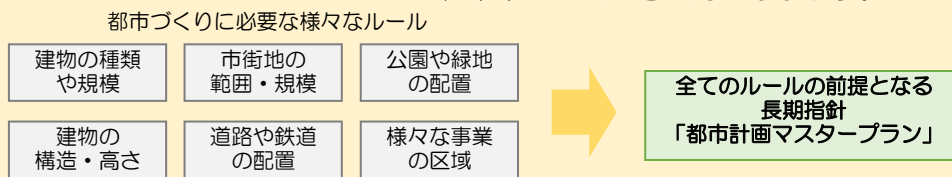
この計画を策定することで期待される効果には、次のようなものがあります。

都市・地域の将来像を みんなで共有できます



- たとえ大変な目標でも、みんなが協力し合えば達成することができます。
- 目指す目的が分からないと、一人ひとりが迷ってしまい、せっかくの力や熱意がバラバラになってしまいます。

様々なルールに共通する 長期指針となります



- なぜそのルールは必要なのか、なぜその施設は必要なのか、をきちんと説明する根拠になります。
- 国や県と協力して事業を進める際にも、都市計画マスタープランが松本市の公式の考え方になります。

都市に整合性や一体性 をもたらします

- 長期的、広域的な視点から、都市全体を見渡すことで、都市全体でバランスを取ることができます。
- 一貫性を持った都市づくり・まちづくりが可能になり、整合性・一体性のある都市が形成されます。

2 計画の構成・期間等

◆ 計画対象区域

(1) 計画対象区域

市域全体を一体的に捉えた都市づくりの方向性を示すため、本計画の対象区域は、都市計画区域が指定されていない区域も含めた市域全体とします。



(2) 計画の構成

本計画は、次の5編で構成します。

◆ 計画の構成

第1 「都市計画マスタープラン」とは	計画策定の趣旨、計画の対象区域・目標年次・構成等など、計画策定の前提条件を示します。	計画対象区域: 松本市全域 計画期間: R3 から R22																					
第2 松本市の現況と都市づくりの課題	松本市の現況や取り巻く情勢を踏まえ、直面する都市づくりの課題を示します。																						
第3 全体構想	市域全体を対象とし、目指すべき都市像及び都市構造、整備方針等を示します。整備方針は、社会経済情勢の変化を踏まえて、都市構造の実現に深く関係する郊外部と産業集積をテーマにして、新たな方針を設定します。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">分野別方針（タテ軸）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>土地利用</td> <td>交通体系</td> <td>公園緑地</td> <td>河川・上下水道</td> <td>自然環境</td> <td>景観形成</td> <td>都市防災</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">新たな都市整備の方針（ヨコ軸）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="7">郊外部における地域コミュニティ維持</td> </tr> <tr> <td colspan="7">都市活力を創出する計画的な産業集積</td> </tr> </table> </div>	土地利用	交通体系	公園緑地	河川・上下水道	自然環境	景観形成	都市防災	郊外部における地域コミュニティ維持							都市活力を創出する計画的な産業集積						
土地利用	交通体系	公園緑地	河川・上下水道	自然環境	景観形成	都市防災																	
郊外部における地域コミュニティ維持																							
都市活力を創出する計画的な産業集積																							
第4 地域別構想	市域を 14 地域に区分し、各地域の現状と課題を踏まえて、地域別の都市づくりの方針などを示します。																						
第5 都市計画マスタープランの実現に向けて	計画を実現していくための方策、推進体制、計画の評価・進捗管理の考え方を示します。																						

(3) 計画期間

本計画は、令和3年から令和22年までの概ね20年間を計画期間とします。

なお、社会経済情勢の大きな変化や上位計画の改定などにより、必要が生じた場合には、計画の見直しを行います。

第2 松本市の現況と都市づくりの課題

1 松本市の現況

(1) 地勢

松本市は、長野県のほぼ中央に位置し、県内で最も広い市域を有しています（978.47 平方キロメートル）。

日本の屋根と言われる山岳地帯から広大な松本平（松本盆地）まで、変化に富んだ地形と多様な環境が形成され、幾多の河川のほか、湧水やせせらぎなどが市内の随所にみられます。

◆ 松本市の位置

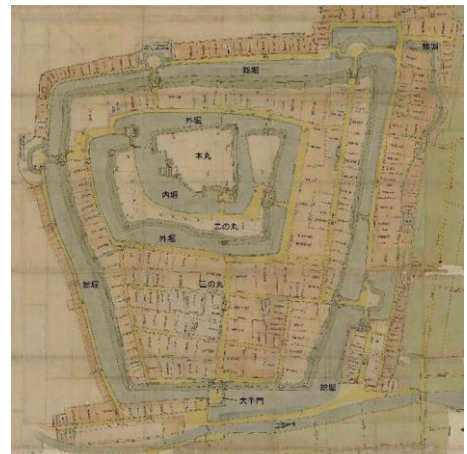


(2) 歴史

江戸時代は松本藩の城下町として栄え、特に中心市街地には、城下町の町割りや歴史的建造物など、個性的な歴史文化資源を数多く残しています。

平成 12 年には特例市の指定を受け、更に、令和 3 年 4 月には中核市へと移行し、地域を牽引する都市として、市民の生活向上と自律分散型社会の実現に向けて新たなスタートを切りました。

◆ 松本城の構成



(出典：松本市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）)

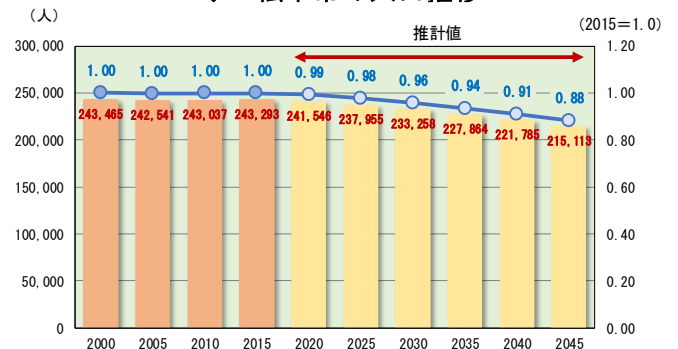
(3) 人口（更新予定）

人口は、平成 27 年国勢調査では 242,293 人、令和 2 年国勢調査の速報では 241,337 人です。

国勢調査によると、前計画策定後の 10 年間（H17~H27）で、市内への転入増加により約 750 人増加しました。

長期的には松本市全体の人口は減少すると推計されており、既に中心市街地や中山間地では、人口減少や少子高齢化が顕著に進んでいます。

◆ 松本市の人口推移



(資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）)

【参考】 国勢調査の公表予定・見込み
 R2.10 国勢調査
 R3.6 速報値（男女別人口及び世帯数（市区町村））
 R3.11 確定値（人口等基本集計（人口、世帯数等/市区町村））
 R5.3 社人研地域別将来人口推計（市町村別）

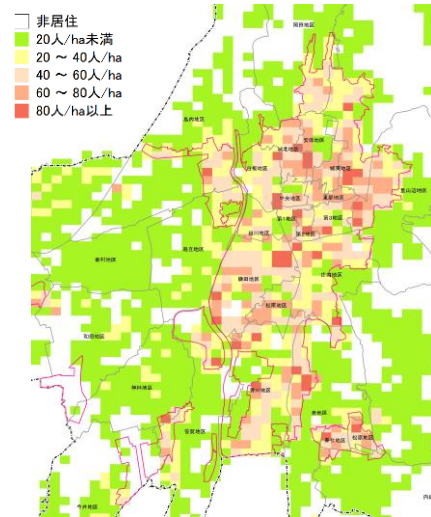
(4) 土地利用や都市基盤

市街地では、歴史と文化を感じられるまちなみ整備や地域の特色を活かした都市基盤整備を積極的に進めてきました。しかし、近年は、空き地や空き家が増加し、市街地の低密度化が進んでいます。

一方、郊外部や中山間地の一部では、農林業就業者の高齢化や担い手不足が進行し、耕作放棄地の増加や森林の荒廃などが懸念されています。

また、都市計画道路については、整備を推進してきました。一方、長期に渡り未着手の路線は見直すこととし、令和元年 11 月には、市内で初めて2路線（城山新井線・松本朝日線）の一部を廃止しました。

◆ 市街地の人口密度分布（H30）



(5) 都市計画

昭和2年、当時の松本市と本郷村を合わせて松本都市計画区域を指定し、昭和46年に区域区分（市街化区域及び市街化調整区域の線引き）を決定しました。その後、平成7年に旧波田町で波田都市計画区域を、平成14年に旧梓川村で梓川都市計画区域を指定しました。

市町村合併後、平成22年には梓川都市計画区域と、平成26年には波田都市計画区域と松本都市計画区域を統合し、それぞれ区域区分を決定することで土地利用制限の格差を是正し、一体の都市として整備を推進してきました。

市街地において密度の高い土地利用を、郊外部において農林業等と調和した土地利用を推進してきた結果、平成27年10月現在、市域面積の約4.1%に当たる市街化区域内に市民の約71%が居住し、市民及び都市圏全体を支える高次な都市機能や多くの商業施設等が立地しています。

◆ 松本市の面積・人口

区 分	面積	人口
市域全体	97,847ha	243,293人
都市計画区域	30,191ha	236,047人
市街化区域	4,008ha	172,952人
市街化調整区域	26,183ha	63,095人
都市計画区域外	67,656ha	7,246人

※人口は平成27年国勢調査

平成29年に策定（平成31年一部改定）した松本市立地適正化計画では、「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」を定め、市街化区域内におけるメリハリのある土地利用を誘導し、既存の都市機能や公共交通等の持続可能性を高めることで、市域全体の住民の生活利便性の維持・充実を図る方針を定めました。

2 都市づくりの課題

旧計画に示した「都市づくりの課題」を基に、松本市の現況や全国的な課題等を踏まえ、上位計画・関連計画との整合を図りつつ、これからの都市づくりの課題を抽出します。

■ 新たな課題	■ 継続的な課題	■ 一部見直した課題
--	---	--

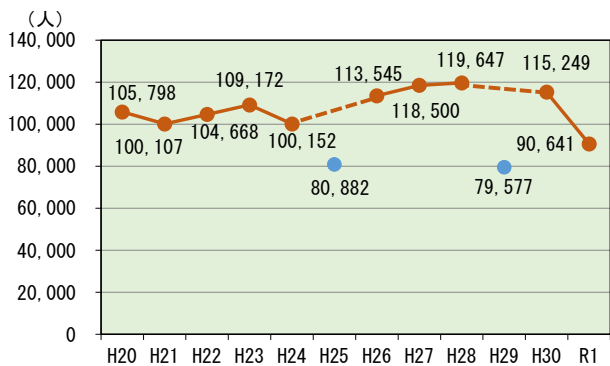
(1) 自然や歴史的資源の保全と活用

これからの 都市づくり の課題	■ 松本市の貴重な自然資源の保全とこれらの資源を活かした市の魅力づくり
	■ 松本城等の歴史文化資源を核とした中心市街地全体の魅力と回遊性の向上
	■ 優良農地、自然環境の保全と地域特性に応じたきめ細かい土地利用コントロール

現 況
<ul style="list-style-type: none"> 歴史や文化を活かしたイベント開催、旧開智学校校舎の国宝指定などにより中心市街地における歩行者通行量は平成 24 年度以降増加傾向にありましたが、令和元年度には減少しています。 郊外部（田園地帯や里山）でのミニ開発や農地荒廃等により田園景観が損なわれつつあります。 美ヶ原高原や北アルプスなど山岳観光地の観光客が減少しています。 新型コロナウイルス感染症拡大を機に、大都市一極集中の流れが変化しつつあります。

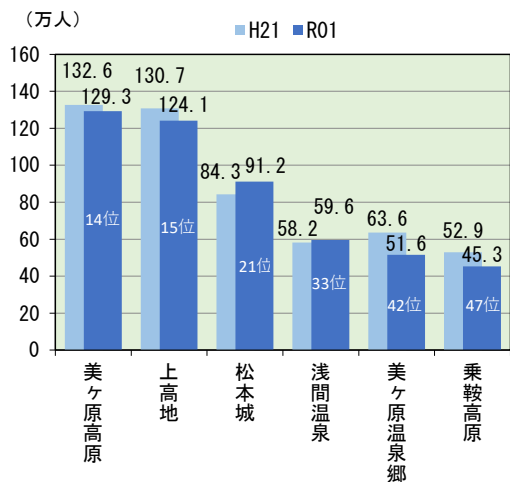
対応の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 2つの国宝が存在するエリア全体の魅力向上、中心市街地内の歩行者空間の改善・形成 農林業施策と都市計画の連携による、適切な土地の保全・活用の推進 自然の恵みを活かした山岳リゾートの形成と更なる活用 価値観の転換やライフスタイルの多様化を見据えた自然や歴史資源の更なる保全・活用

◆ 中心市街地の歩行者通行量（年度）









注：H25 と H29 は秋の調査結果に特異性がある
(資料：松本市商店街歩行者通行量調査結果報告)

◆ 主な観光地延利用者数と長野県内の順位



注：美ヶ原高原は上田市・長和町・松本市の合計
(資料：観光地利用者統計調査結果、長野県観光部)

(2) 都市全体と各地域における活力の維持

これからの 都市づくり の課題	 生活利便性の高い市街地・集落への緩やかな居住誘導
	 中心市街地や既存住宅団地における既存ストックの有効活用
	 生活、産業、観光等多様な分野を通じた市街地と郊外部の連携強化
	 産業政策と連携した新たな産業立地の誘導
	 市内35地区の特性を踏まえたまちづくりと郊外部の地域コミュニティの維持
	 地域資源(スポーツや温泉、観光など)を活用した健康づくりの推進

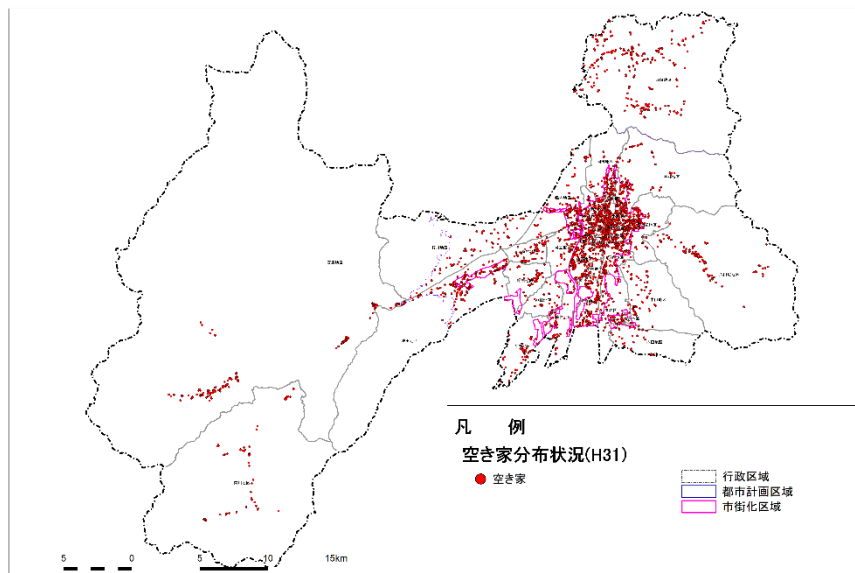
現 況

- 中心市街地に高次な都市機能や商業施設等が集積している一方で、空き家増加等により既成市街地の低密度化や活力低下がみられます。
- 農業（農家数）、工業（従業者数等）は減少傾向ですが、商業（従業者数等）や観光（中心市街地観光客）は近年増加傾向にあります。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、商業や観光も先行きが見通せない状況となっています。
- 新松本工業団地は令和元年に分譲が完了し、産業立地の需要は今後も続くことが予想されます。
- 中山間地では、急速に人口減少や少子高齢化が進展しています。
- 浅間温泉や美ヶ原温泉の利用者数は、年々減少する傾向にあります。

対応の方向性




- 密度が高い市街地の形成、身近な生活圏における機能集積の推進
- 生活利便性が高い市街地における既存ストック（インフラや建物）の有効活用
- 松本の特色を活かした産業・観光との連携
- 産業政策と連携した新たな産業立地誘導や先進企業の誘致策の検討
- 地域特性を活かした35地区の取組みと連動した都市づくりの推進
- 観光客・住民にとって魅力的な空間形成と地域資源（温泉等）の活用

◆ 市内の空き家分布状況



(3) 集約型都市構造実現に向けた立地誘導

これからの
都市づくり
の課題

-  都市機能誘導区域における都市機能の立地誘導
-  市街化調整区域における日常生活に必要な機能の確保
-  都市機能誘導区域・居住誘導区域の指定を踏まえた土地利用配置の見直し

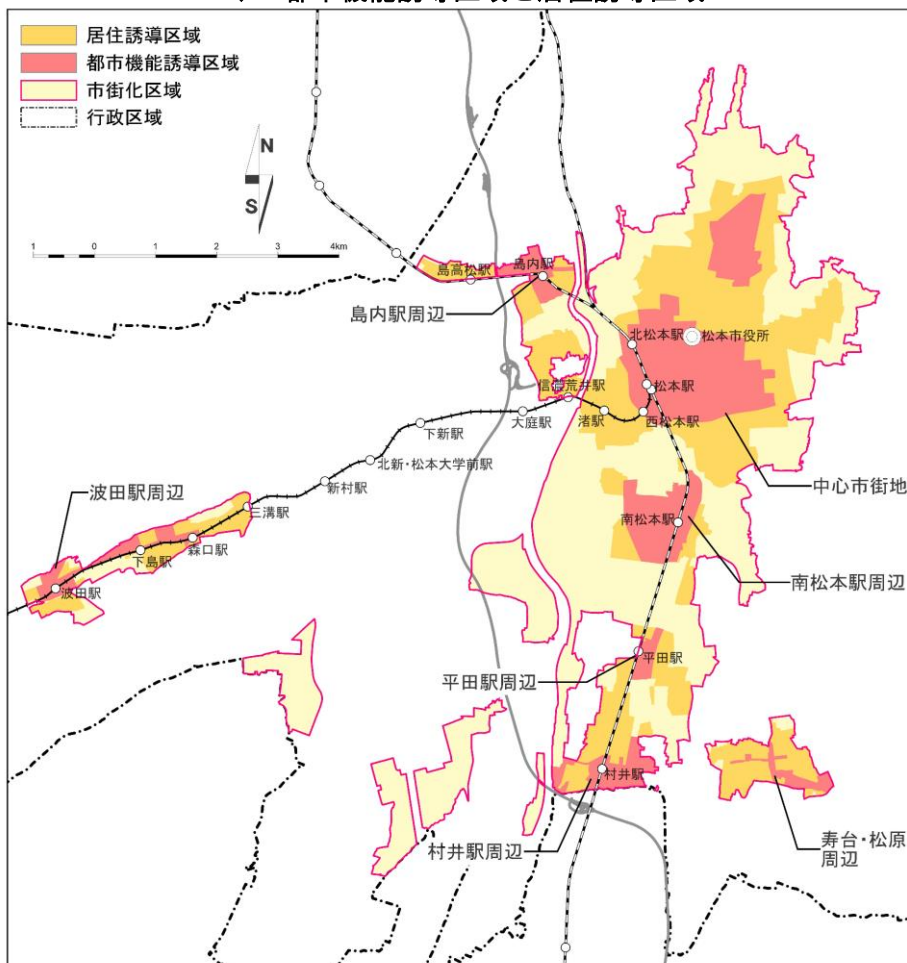
現 況

- ・「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の実現に向け、立地適正化計画や総合交通戦略、地域公共交通計画などを策定し、具体的な取組みを推進してきました。
- ・人口減少が進む中山間地では、生活サービス施設の利用環境悪化が懸念されています。
- ・AI・ICTの劇的な進化により、多様で柔軟な働き方が普及し、人口などの地域的偏在が是正される可能性が高まっています。






対応の方向性

- ・立地適正化計画に基づく誘導区域への都市機能や居住人口の維持・誘導の推進
- ・市街化調整区域における日常生活に必要な機能の確保
- ・誘導区域内外の人口密度の状況を踏まえた土地利用配置見直し

◆ 都市機能誘導区域と居住誘導区域



(4) 広域及び地域を結ぶ交通ネットワークの充実

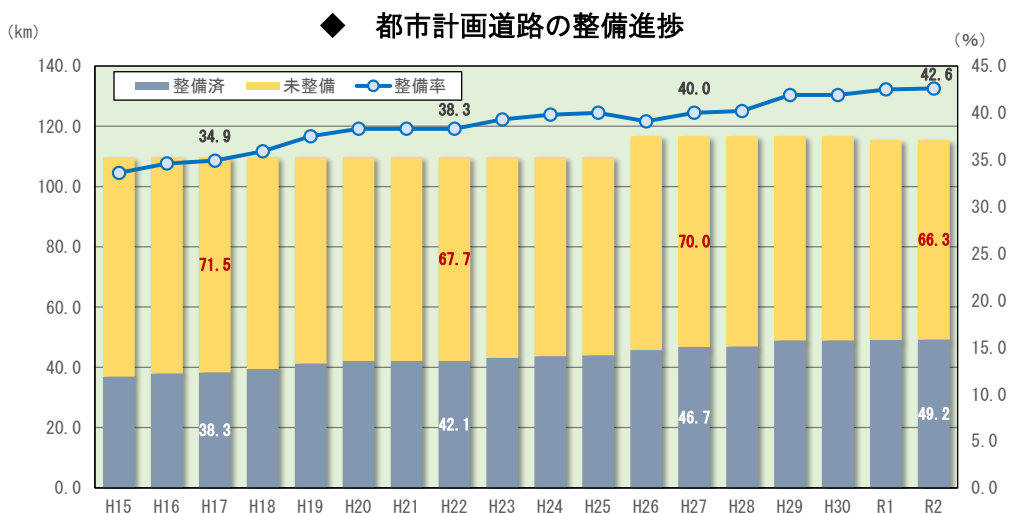
これからの都市づくりの課題		広域交通ネットワーク整備を踏まえた環状放射道路網の強化
		多様な利用者のニーズに対応したきめ細かい公共交通サービスの提供
		公共交通ネットワークによる地域間連携の強化
		自家用車を利用しなくても安全・快適に暮らし続けられるまちづくり
		中心市街地における歩行空間の創出・自転車活用の推進

現 況

- ・ 幹線道路を形成する都市計画道路等が整備途中であり、市街地内の通過交通が交通混雑を発生させています。
- ・ 信州まつもと空港の利用者は、近年増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症による減便等の影響を大幅に受けています。更に、中部縦貫自動車道など広域的な道路網整備が進みつつあります。
- ・ 公共交通（鉄道、路線バス）利用者数は長期的な減少傾向にあり、市内の移動は、依然として約7割を自動車に依存しています。また、公共交通空白地である郊外部の生活では、自動車利用が不可欠となっています。
- ・ 中心市街地や郊外から中心市街地方面に続く道路において、混雑時平均旅行速度が 20km/h を下回っており、中心市街地では自動車の利便性が高いとは言い難い状況です。
- ・ 中心市街地ではシェアサイクルのサービス提供が図られています。
- ・ 自動運転、MaaS等のICTを用いた新技術の革新・普及など、交通を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。






対応の方向性

- ・ 広域的な交流圏の拡大を見据えた幹線道路網の強化
- ・ 観光需要を活かした地域間交流や地域経済の活性化に向けた空路及び空港の利便性の向上
- ・ 鉄道やバスなどをスムーズにつなぐ交通体系の構築
- ・ 持続可能な公共交通体制の構築や新技術の活用による安全・快適な暮らしの提供
- ・ 賑わいのある中心市街地を目指して、歩行者のための道路空間の利用、自転車活用環境の形成



(5) 安全で快適に生活できる都市づくりの推進

これからの
都市づくり
の課題

-  生活圏に安全性と快適性を生み出す都市基盤の維持・整備
-  被災後の迅速な復旧・復興を可能にする防災拠点の確保
-  中心市街地等における防災性向上に向けた取組みの推進
-  市民等が主体となった緑化の推進、公園の整備及び維持管理の推進
-  治水機能と生物多様性に配慮した水辺空間の整備

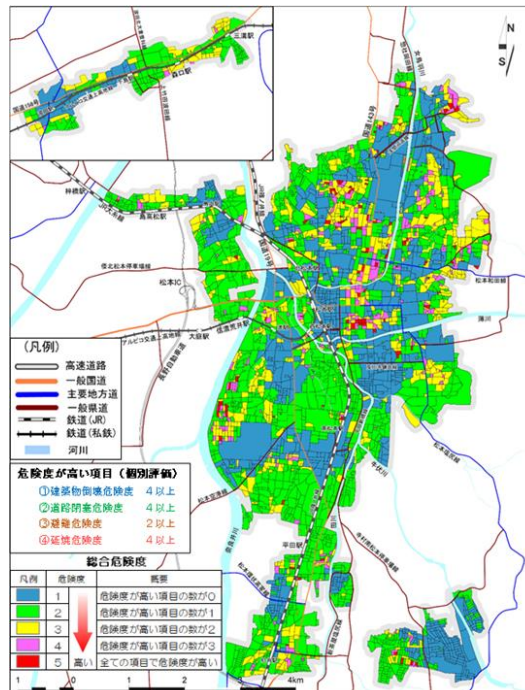
現 況

- これまで整備してきた道路や公園等の都市基盤施設が老朽化し、維持管理・更新費用の増加が見込まれています。
- 雨の降り方が局地化・集中化・激甚化しており、従来の想定を超える被害が全国で発生するようになってきました。
- 老朽木造建築物等の建替えや都市計画道路の整備により、災害発生時に延焼等の危険度が高い街区は減少しましたが、依然として市内各所に危険度が高い街区が点在しています。
- 市内の河川は、自然と共生した都市づくりを進めてきた結果、松本市の魅力の一つになっています。

対応の方向性

- 都市基盤整備について予防保全の考え方に基づくトータルコストの縮減・平準化
- 大規模な被害が生じた場合を想定した、都市復興の基本的方向性や優先順位の検討
- 道路整備の継続や耐震改修、空き家対策等の連携による防災性の向上
- 多様な主体によるグリーンインフラの展開、快適性と安全性を備えた「質」を重視した公園の整備・維持管理
- 治水機能の向上や自然環境の保全の取組み継続、河川が有する多様な機能の活用

◆ 災害危険度判定調査による「総合危険度」



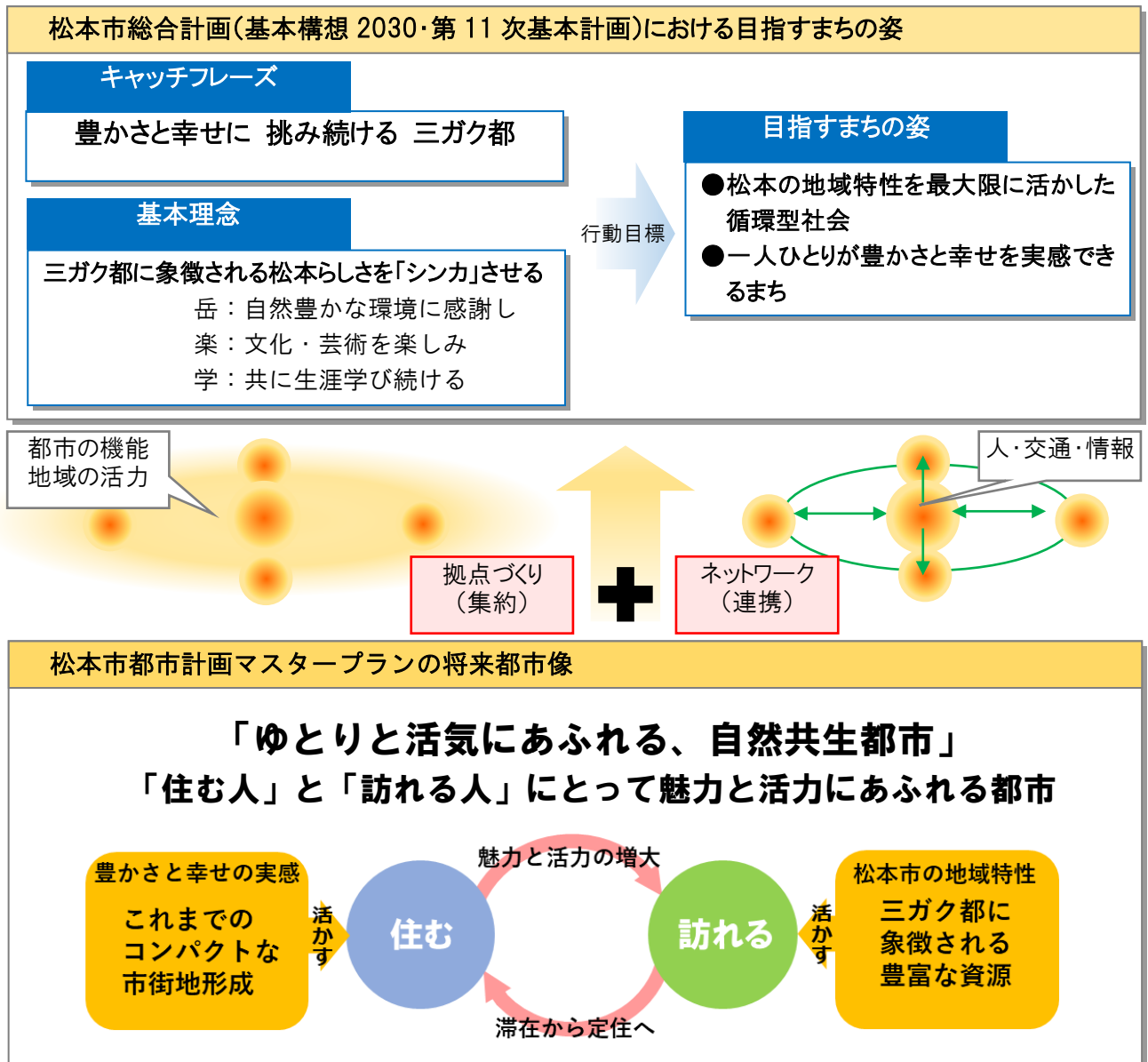
第3 全体構想

1 将来都市像

「松本市総合計画」（令和3年8月策定）では、松本市の目指すまちの姿を「豊かさと幸せに挑み続ける三ガク都ー松本の地域特性を最大限に活かした循環型社会、一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまちー」と掲げています。松本市では、この目指すまちの姿の実現に向けて、あらゆる分野の取組みを総合的に進めます。

一方、都市づくりは、長い時間をかけて創り上げていく作業です。このため、これまでの積み重ねを継承しつつ、より積極的に「コンパクトな市街地形成の取組み」と「松本の豊富な資源を活かした都市づくり」を推進することで、目指すべき将来の都市像を実現します。

◆ 目指すまちの姿を実現するための本計画の将来都市像



2 都市づくりの基本方針

都市づくりの課題を解決するため、以下のとおり都市づくりの基本方針を定めます。

(1) 歴史や自然を活かし、活力ある産業を育てる都市づくり

歴史的文化資源や美しい自然など、松本の魅力を最大限に活かす都市づくりを進めます。

脱炭素社会への移行に向け、再生可能エネルギーの活用を始め、「ゼロカーボンシティ」を目指した都市づくりを進めます。

恵まれた自然環境を活かした観光業や農林業の振興、高速交通網等を活かした工業・流通業の集積拡大、広域的な拠点性を活かした商業の活性化などにより、雇用の場や活力の創出へとつなげる都市づくりを進めます。

(2) 誰もが快適で安心して暮らせる都市づくり

子どもから高齢者まであらゆる世代が安心して暮らせるよう、身近な生活圏の利便性の向上に重点を置いた都市づくりを進めます。

ライフスタイルに応じた多様な暮らし方や働き方が選択できるよう、利便性の高い中心市街地と、ゆとりある生活を提供する郊外部との連携を重視した都市づくりを進めます。

(3) 集約連携型都市構造の実現による効率的かつ機能的な都市づくり

将来のあらゆる変化にも柔軟かつ強靱に対応できるよう、持続可能性を重視した都市づくりを進めます。

既存のインフラや公共施設を最大限に有効活用し、必要な整備・開発に重点的に投資することで、財政負担や環境負荷が少ない効率的な都市づくりを進めます。

様々な機能が集積する中心市街地や鉄道駅周辺と郊外部の拠点を連絡する公共交通や情報のネットワークを確保・強化し、都市全体の機能性を高める都市づくりを進めます。

(4) 自然災害による被害を最小限に抑える安全な都市づくり

潜在する災害リスクを未然に軽減する視点と、災害発生後の被害拡大を軽減する視点の両面から災害に強い都市づくりを進めます。

いかなる災害が発生しようとも、被害を最小限に食い止め、迅速な復旧・復興を可能にするため、ハード対策・ソフト対策の適切な組合せや復興に向けた事前準備など、防災・減災を重視した都市づくりを進めます。

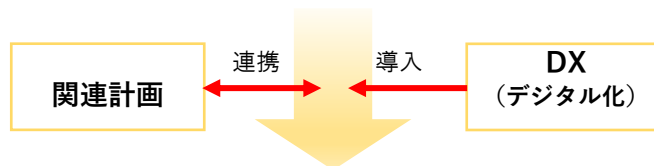
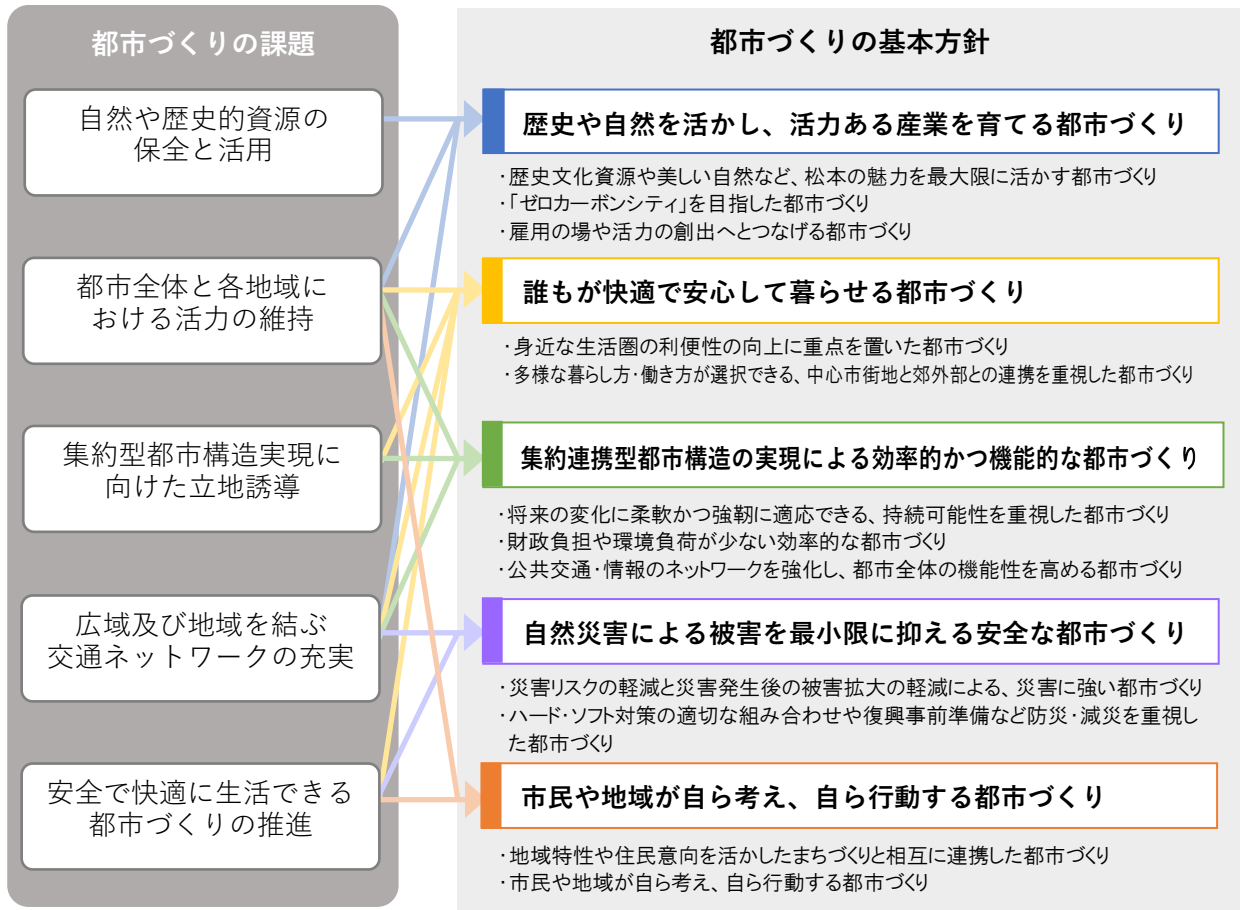
(5) 市民や地域が自ら考え、自ら行動する都市づくり

地域が自立的・持続的に発展できるよう、都市全体を見据えた都市計画と、地域特性や住民意向を活かしたまちづくりとが相互に連携した都市づくりを進めます。

また、市民や事業者が自主的かつ主体的に都市計画や地域づくりに参加する機会を拡大し、市民や地域が自ら考え、自ら行動する都市づくりを進めます。

さらに、都市づくりの課題を解決するための基本方針に加え、DX・デジタル化を市民の生活を豊かにし、安全・安心な暮らしを実現するためのエンジンに位置付け、総合計画において定めた目指すまちの姿を実現していきます。

◆ 都市づくりの課題・基本方針と将来の都市像の関係



豊かさと幸せに 挑み続ける 三ガク都

- 松本の地域特性を最大限に活かした循環型社会
- 一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまち

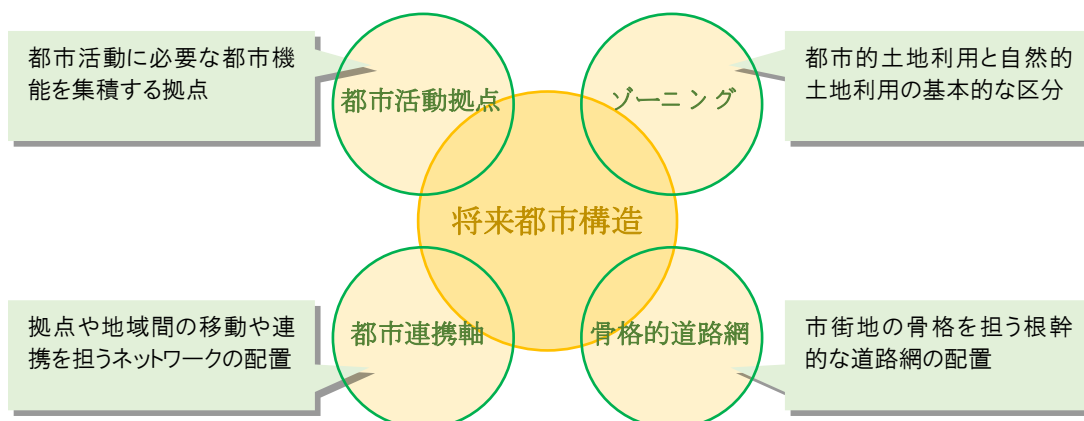
3 松本市が目指す都市構造

(1) 基本的な考え方

① 「都市構造」とは

都市構造とは、都市の骨格を概念的に示したものであり、都市空間を構成する4つの要素（都市活動拠点、都市連携軸、骨格的道路網、ゾーニング）で目指すべき都市の姿を表したものです。

◆ 松本市における都市構造の「構成要素」



② 都市構造の基本的考え方

松本市は、地域の特性を活かした35地区のまちづくりを土台としつつ、松本城・松本駅・あがたの森を中心にコンパクトな中心市街地を形成しているほか、主要な鉄道駅やバス停を中心に複数の拠点的エリアを形成しています。

また、鉄道等の公共交通や高速道路・幹線道路等を通じて、周辺自治体とも広域的な結び付きを持ちながら、行政界を超えた生活圈・利用圏を形成してきました。

今後は、これまで培った既存ストックを有効活用して利便性や魅力を備えた都市環境を維持し、自然環境と共生する安全で快適な都市環境を創出することで、様々な魅力や特性を備えた地域が相互に連携しながら、市域全体として持続的に発展することが重要となります。

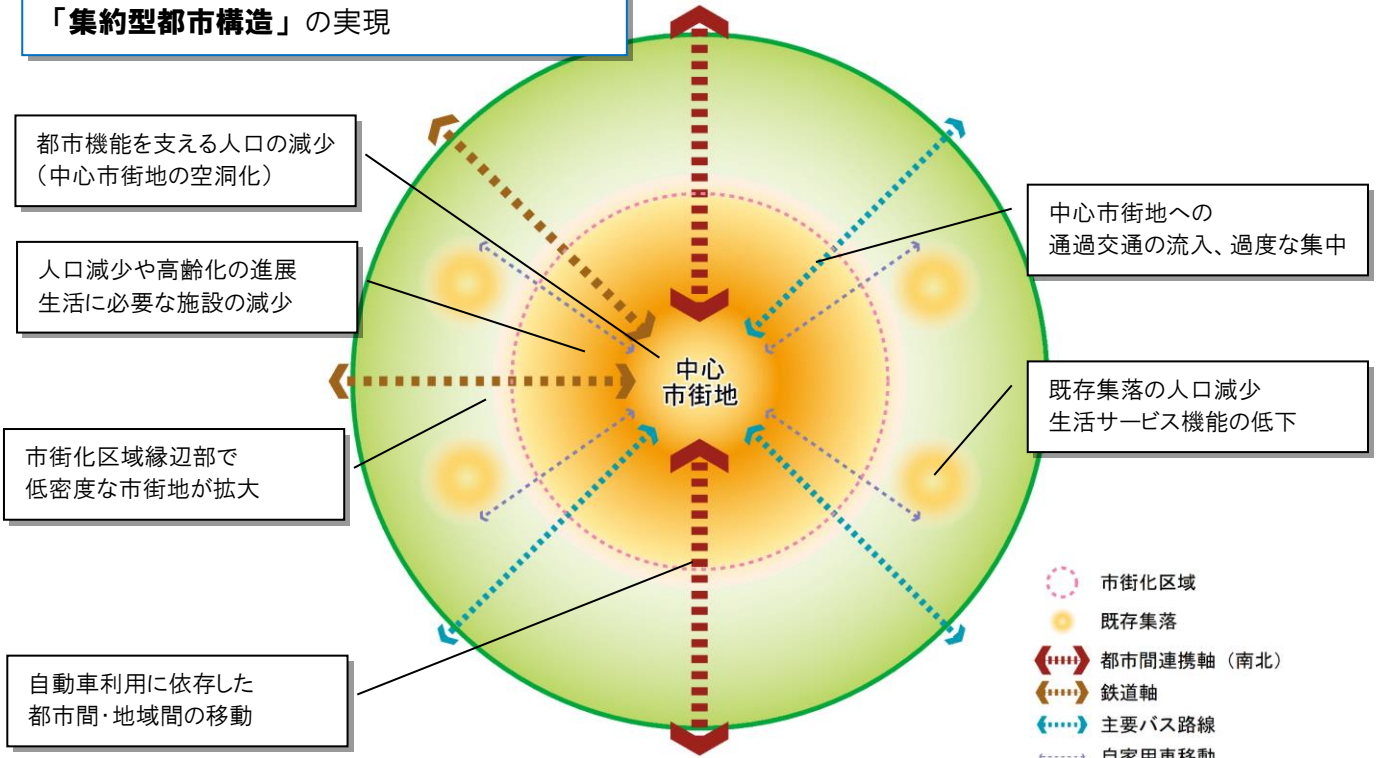
その実現に向けて、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の都市構造を基本として、中心市街地や鉄道駅周辺など、交通利便性の高いエリアに都市機能や人口の誘導を図りつつ、利便性の高いエリアと周辺地域拠点の連携を強化する都市構造を目指します。

このため、旧計画が掲げた「集約型都市構造」を更に発展させ、コンパクトで利便性の高い市街地形成と、市内の複数の拠点的エリアが相互に連携する「集約連携型都市構造」の実現を目指します。

◆ 松本市における集約連携型都市構造モデル(概念図)

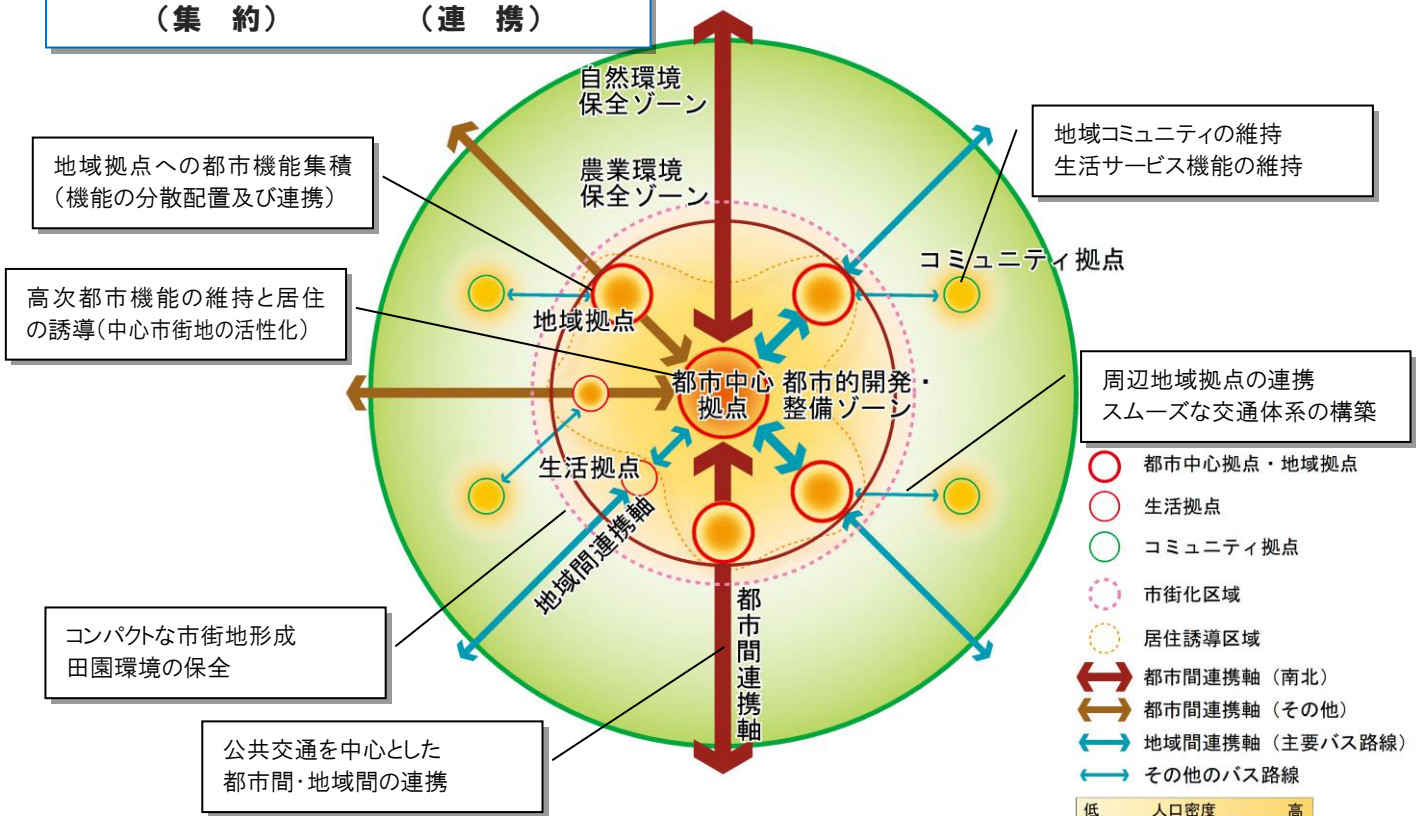
現 状

旧計画で目指していた都市構造
「集約型都市構造」の実現



将 来

新たに目指す都市構造
「集約連携型都市構造」
拠点づくりの強化+ネットワークの強化
(集約) (連携)



コラム：「集約連携型都市構造」のねらい

今回の改定では、松本市が目指す都市構造を「集約連携型都市構造」としました。これは、松本市で今後人口が減少していく中で、持続可能な都市を形成していくために掲げた目標です。

「集約」とはなんですか？

「集約」というと、中心市街地だけに全ての機能を集約して利便性を高めていくように解釈されることもありますが、実はそうではありません。松本市が長年進めてきた線引き都市としての秩序ある市街地の形成、過去の合併の経緯も十分に考慮し、全ての人口を一定のエリアに集約させるのではなく、各地区でこれまで培ってきた歴史・文化を大切に継承しながら、それぞれの地区での暮らしを持続可能で魅力的なものとすることを目指しています。そのために買い物や通院等の日常の用事を済ませられる身近な拠点から、広域的な機能を有する拠点（中心市街地）まで、市内でいくつかの拠点（多拠点）を設定し、様々な手法を組み合わせることで誘導による拠点形成を進めていきます。

「連携」とはなんですか？

集約した市内の拠点間を公共交通でつなぐことにより、自動車以外にも日常生活に必要な移動手段を確保することで、今後も住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにすることを目指しています。また、近年の自動運転や AI 等の先端技術の活用にも取り組むことで、地域のコミュニティの維持、ご近所での繋がりや生きがいづくり、地域の伝統行事等の継承にも繋がっていくことを期待しています。

魅力と活力あふれる松本市であるために、「集約連携型」の都市づくりを進めます

令和2年度の国勢調査（速報値）では、松本市の人口は約 2,000 人減少するなど、松本市においても人口減少、少子高齢化が顕在化している状況にあります。このままの状況が続けば、地域の人口減少（人口密度の低下）に伴って身の回りの店舗や病院等が閉店・閉院し、バス路線が廃止されるなど、現在受けている生活サービスを受けられなくなり、結果的に地区そのものの消滅さえ懸念されます。また、人口が増加し続けているときと同じまちづくりを進めた場合、人口減少下では道路や上下水道が維持できない等の問題も生じます。

松本市の各地区における一人一人の生活を維持していくことは、これまで培ってきた松本市の様々な魅力を維持していくことにもつながります。「住む人」と「訪れる人」にとって魅力と活力にあふれる都市としていくために、松本市では「集約連携型」の都市づくりに取り組んでいきます。



(2) 基本的なまちづくりの方向性

① 都市機能誘導区域（都市中心拠点）のまちづくり

松本城～松本駅～あがたの森を中心とする中心市街地は、松本広域都市圏の中心拠点として多様で高次の都市機能を集約することで、利便性が高く、また文化を楽しめるまちを目指します。

松本城を始めとする史跡(歴史的建造物)の保全、美術館や市民芸術館などを利用した芸術活動の活発化、個性的な商業の振興、歩行者優先に配慮した交通環境の改善、グリーンインフラの推進などにより、松本の文化を楽しめるまちを目指します。住環境では、空き地や空き家などの有効活用を図り、多様な世代や世帯のライフスタイルに対応した高密度な住宅地の形成を目指します。



◆ 都市機能誘導区域（都市中心拠点）のイメージ

② 都市機能誘導区域（地域拠点）のまちづくり

主要な鉄道駅やバス停周辺は、地域拠点として生活サービス施設の誘導、充実を図り、拠点性の高い施設の維持誘導を行うことで、高齢者や子育て世代が安心して生活できるまちを目指します。

地域拠点周辺には、身近な商店や、医療・福祉サービス施設等の配置を誘導します。住環境では、家族世帯が暮らせるような広さの住宅・敷地を有する住宅地の形成を目指します。



◆ 都市機能誘導区域（地域拠点）のイメージ

③ 居住誘導区域や市街化区域内（生活拠点）のまちづくり

都市機能誘導区域や鉄道駅等にアクセスし易い範囲は、生活サービスやコミュニティが持続的に確保できるように居住誘導を行うことで、良好な住環境の形成を図ります。

また、周辺地域への生活サービス提供を目指し、公共交通や生活サービス施設の維持・誘導を行う拠点を生活拠点とし、各地域を支える拠点として配置・形成します。

◆ イメージ



生活拠点での施設立地（小規模なスーパー等）の写真

④ その他市街化区域内のまちづくり

その他の市街化区域内については、雄大なアルプスを背景とした、のどかな暮らしを楽しめるような低層の戸建て住宅を主体とした閑静なまちを目指します。

住宅地には、家庭菜園やガーデニングを楽しめるようなゆったりとした敷地があり、また農地は、暮らしの身近な緑地として捉え、緑豊かなまちづくりを進めます。



◆ その他市街化区域内のまちのイメージ

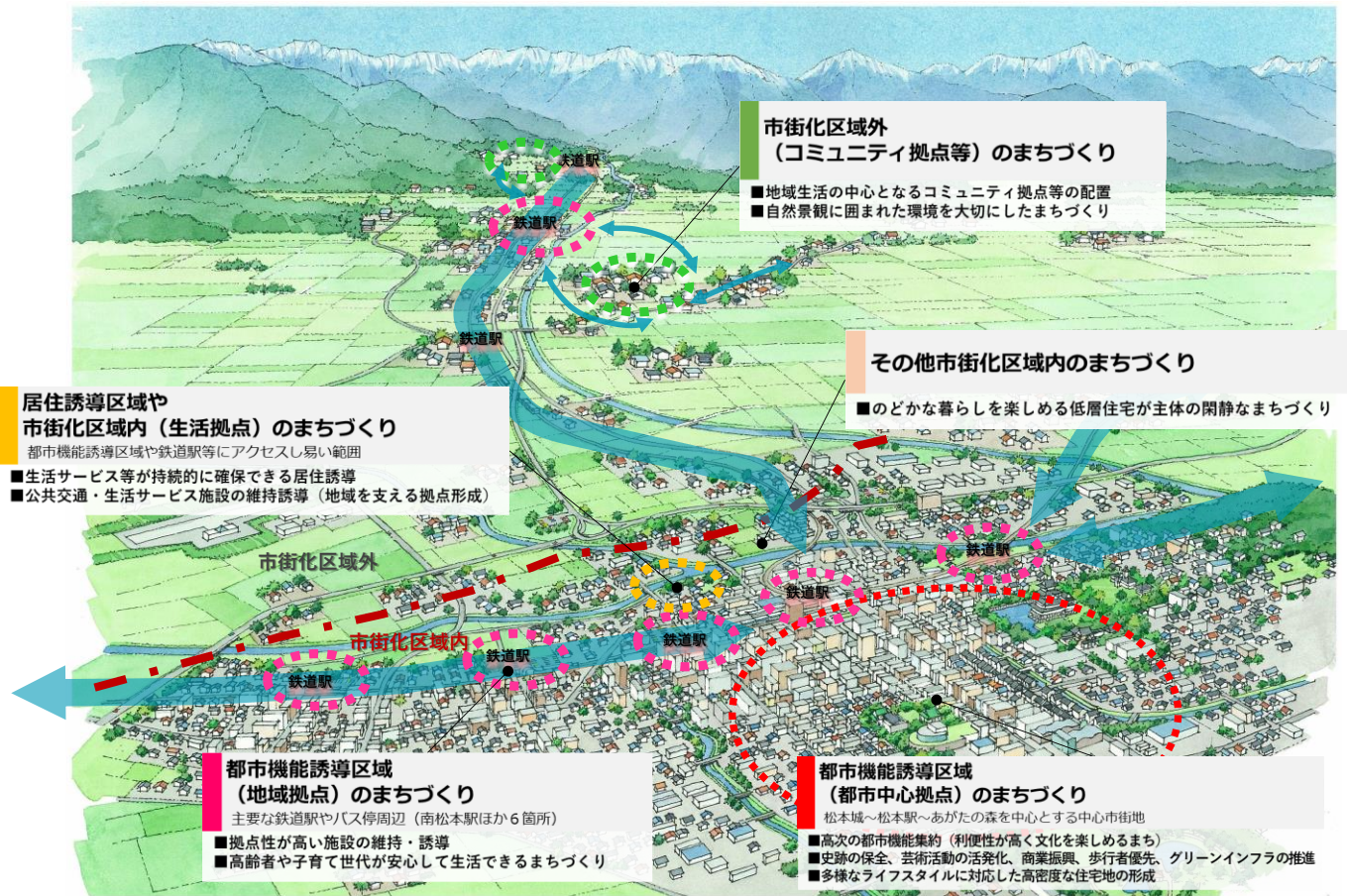
⑤ 市街化区域外(コミュニティ拠点等)のまちづくり

市街化区域外においては、地域の生活の中心となるコミュニティ拠点を配置し、公共交通や生活サービス施設を維持・誘導することで、地域コミュニティの維持と豊かな森林、田園、果樹園などの自然景観に囲まれた環境を大切にしたい暮らしができるまちを目指します。

既存集落では、コミュニティの維持・活性化のため、既存の空き家などの活用や、定住・移住を受け入れる施策を更に推進するとともに、集落と地域拠点を繋ぐ公共交通の維持・充実により、活性化を図ります。



◆ 市街化区域外(コミュニティ拠点等)のイメージ



**市街化区域外
(コミュニティ拠点等) のまちづくり**

- 地域生活の中心となるコミュニティ拠点等の配置
- 自然景観に囲まれた環境を大切にしたまちづくり

その他市街化区域内のまちづくり

- のどかな暮らしを楽しめる低層住宅が主体の閑静なまちづくり

**居住誘導区域や
市街化区域内 (生活拠点) のまちづくり**

都市機能誘導区域や鉄道駅等にアクセスしやすい範囲

- 生活サービス等が持続的に確保できる居住誘導
- 公共交通・生活サービス施設の維持誘導 (地域を支える拠点形成)

**都市機能誘導区域
(地域拠点) のまちづくり**

主要な鉄道駅やバス停周辺 (南松本駅ほか6箇所)

- 拠点性が高い施設の維持・誘導
- 高齢者や子育て世代が安心して生活できるまちづくり

**都市機能誘導区域
(都市中心拠点) のまちづくり**

松本城～松本駅～あがたの森を中心とする中心市街地

- 高次の都市機能集約 (利便性が高く文化を楽しむまち)
- 史跡の保全、芸術活動の活発化、商業振興、歩行者優先、グリーンインフラの推進
- 多様なライフスタイルに対応した高密度な住宅地の形成

(3) 将来の都市構造

① 都市活動拠点

都市機能の集積や都市活動を集中的に展開するエリアとして、次のとおり都市活動拠点を配置し、それぞれの役割に応じた誘導や整備を進めます。

◆ 都市活動拠点の種別と配置方針・誘導方針

種別	配置方針と誘導方針	
都市中心拠点	配置方針	中心市街地(松本城・松本駅・あがたの森を結ぶ歩行者の回遊性を高めるエリアを含む。)の都市機能誘導区域内に配置します。
	誘導方針	松本都市圏を対象とする高次都市機能の集積を誘導するほか、中心市街地として複合的な都市機能を誘導します。
地域拠点	配置方針	主要な鉄道駅やバス停(中心市街地以外)周辺の都市機能誘導区域内に配置します。
	誘導方針	周辺市街地への生活サービス提供を目指し、交通結節点機能の向上を図るとともに、各種都市機能及び人口を誘導します。
生活拠点	配置方針	市街化区域内において都市中心拠点と地域拠点を補完するために配置します。
	誘導方針	周辺地域への生活サービス提供を目指し、公共交通や生活サービス施設の維持・誘導と併せて拠点周辺の居住人口の維持を図ります。
コミュニティ拠点	配置方針	35地区の地域づくりセンター周辺に配置します。
	誘導方針	35地区の日常生活に必要な機能の確保を目指し、地域づくりの活動によるコミュニティの維持を進めます。
産業・研究拠点	配置方針	西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団地、新松本臨空産業団地、新松本工業団地、倭工業団地、流通業務団地、松本大学、信州大学に配置します。
	誘導方針	大規模な工場・物流施設、研究機関の集積を維持・誘導し、周辺環境と調和する産業空間形成を進めます。
医療拠点	配置方針	信州大学医学部附属病院、相澤病院、まつもと医療センター松本病院、松本協立病院、丸の内病院、松本市立病院に配置します。
	誘導方針	平時及び災害時における医療機能確保のために、病院へのアクセス道路の確保、周辺の防災機能の向上、各病院の医療活動に必要な環境整備等を進めます。
歴史・文化・観光拠点	配置方針	国宝松本城・国宝旧開智学校周辺、浅間温泉、美ヶ原温泉、上高地、乗鞍高原、奈川高原、白骨温泉、沢渡駐車場、あがたの森に配置します。
	誘導方針	歴史・文化・観光資源の保全・活用、観光施設等の整備・充実を図るとともに、周辺地域と一体となった魅力向上や回遊性向上を図ります。
自然交流拠点	配置方針	アルプス公園・芥子坊主山市民の森、中山丘陵一帯、三城一帯、松本平広域公園、美鈴湖、美ヶ原高原、四賀・奈川地区クラインガルテン、梓川ふるさと公園に配置します。
	誘導方針	良好な自然環境と調和したレクリエーションや自然との交流の場として整備・充実を図ります。

② 都市連携軸

松本市では、松本都市圏の中心都市として周辺都市間との移動・連携に必要なネットワークを「都市間連携軸」、市内の地域間や都市活動拠点間の移動・連携に必要なネットワークとして「地域間連携軸」を配置し、特に公共交通による連携強化に重点を置いて取組みを進めます。

◆ 都市連携軸の種別と配置方針・整備方針

種別	配置方針と整備方針	
都市間連携軸	配置方針	JR 篠ノ井線、JR 大糸線、中部縦貫自動車道、松本佐久連絡道路、松本糸魚川連絡道路、長野自動車道、国道 19 号、信州まつもと空港発着空路に配置します。
	整備方針	都市間を連絡する鉄道の利便性と、新たな高規格幹線道路や幹線道路の整備を通じてバスや自動車によるアクセス性を向上します。
地域間連携軸	配置方針	アルピコ交通上高地線、国道 143 号、国道 147 号、国道 158 号、松本和田線等の放射状道路に配置します。
	整備方針	都市中心拠点(中心市街地)と 14 地域の間を結ぶバス・鉄道の維持・強化を図ります。

③ 骨格的道路網

松本市は、旧松本市を中心に郊外へ広がる放射型の道路網を構成しており、中心市街地とその周辺への通過交通の流入による自動車交通の集中が交通渋滞の一因となっています。

このような一極集中型の道路網を是正するため、松本市の骨格的道路網は、市街地に集中する交通を分散し、円滑な交通流動を確保する環状放射型を基本とします。

◆ 骨格的道路の種別と役割及び整備方針

種別	路線	役割と整備方針	
まちなか幹線道路網		役割	中心市街地への通過交通を分散し、歩行者優先エリアへの流入を抑制するための幹線道路
		整備方針	中心市街地のまちづくりの方向性に整合した幹線道路の整備を推進します。
環状道路	中環状線	役割	市街地内の移動交通を円滑に処理する幹線・補助幹線道路
		整備方針	交通円滑化等の整備方針に即した路線の整備を推進します。
	外環状線	役割	郊外部へのアクセスや産業系土地利用を円滑に連絡する道路
		整備方針	周辺道路ネットワークを考慮した路線の整備を推進します。
放射状道路	国道 19 号	役割	隣接広域圏の連携、市街地への通過交通の分散を図る骨格的な南北道路
		整備方針	4車線化の促進、混雑箇所の改善を促進します。
	国道 143 号	役割	上田市方面に連絡する幹線道路
		整備方針	安全性の向上や広域的なネットワーク強化のための整備を促進します。
	国道 147 号	役割	大町市方面に連絡する幹線道路
		整備方針	既存機能の維持のための適正な管理や長寿命化を進めます。
	国道 158 号	役割	高山市方面に連絡する骨格的な東西道路
		整備方針	広域的なネットワーク強化のための整備を促進します。
	国道 254 号	役割	上田市方面に連絡する幹線道路
		整備方針	既存機能の維持のための適正な管理や長寿命化を進めます。
	松本和田線	役割	長和町方面に連絡する幹線道路
		整備方針	安全性の向上や交通円滑化のための整備を促進します。
松本塩尻線	役割	塩尻市方面に連絡する幹線道路	
	整備方針	既存機能の維持のための適正な管理や長寿命化を進めます。	

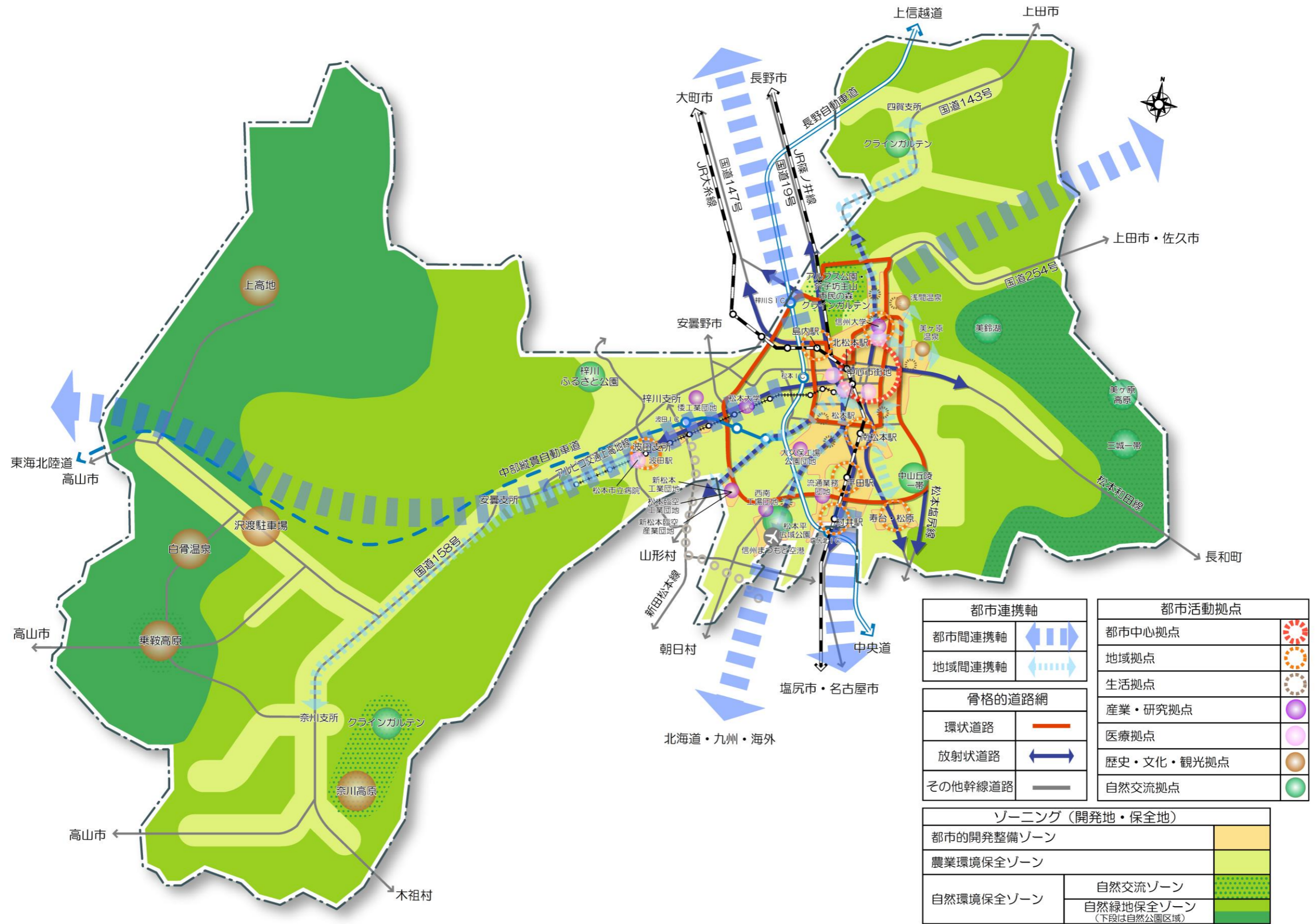
④ ゾーニング

自然環境の保全を優先すべき区域、市街地や都市基盤の整備を進める区域、そして都市と自然の調和・共生が必要となる区域を明確にするため、次のようなゾーニングを設定します。

◆ ゾーニングの種別と配置・整備等の方針

種別		配置方針と整備又は保全の方針	
都市的開発・整備 ゾーン	配置方針	市街化区域を基本に配置します。	
	整備又は 保全の方針	用途地域等の土地利用規制、市街地開発事業、都市施設の整備等を通じ、積極的に都市環境の形成を促進します。	
農業環境保全 ゾーン	配置方針	市街化調整区域を基本として配置します。	
	整備又は 保全の方針	無秩序な市街地の拡大は抑制しつつ、優良農地や自然環境を保全し、都市と自然が調和・共生する田園集落の環境整備を進めます。	
自然環境保全 ゾーン	自然交流 ゾーン	配置方針	市民の憩いやレクリエーション及び自然とのふれあいの場として保全・活用すべき市街地郊外の良好な緑地に配置します。
		整備又は 保全の方針	市街地郊外の良好な緑地の保全を図りつつ、交流・レクリエーション施設の整備など、都市と自然が調和した空間づくりを進めます。
	自然緑地保全 ゾーン	配置方針	市域の東側と西側に連なる丘陵・森林地帯に配置します。
		整備又は 保全の方針	国立公園・国定公園、保安林、風致地区等の指定を通じて、動植物の生息生育空間の保全を図ります。

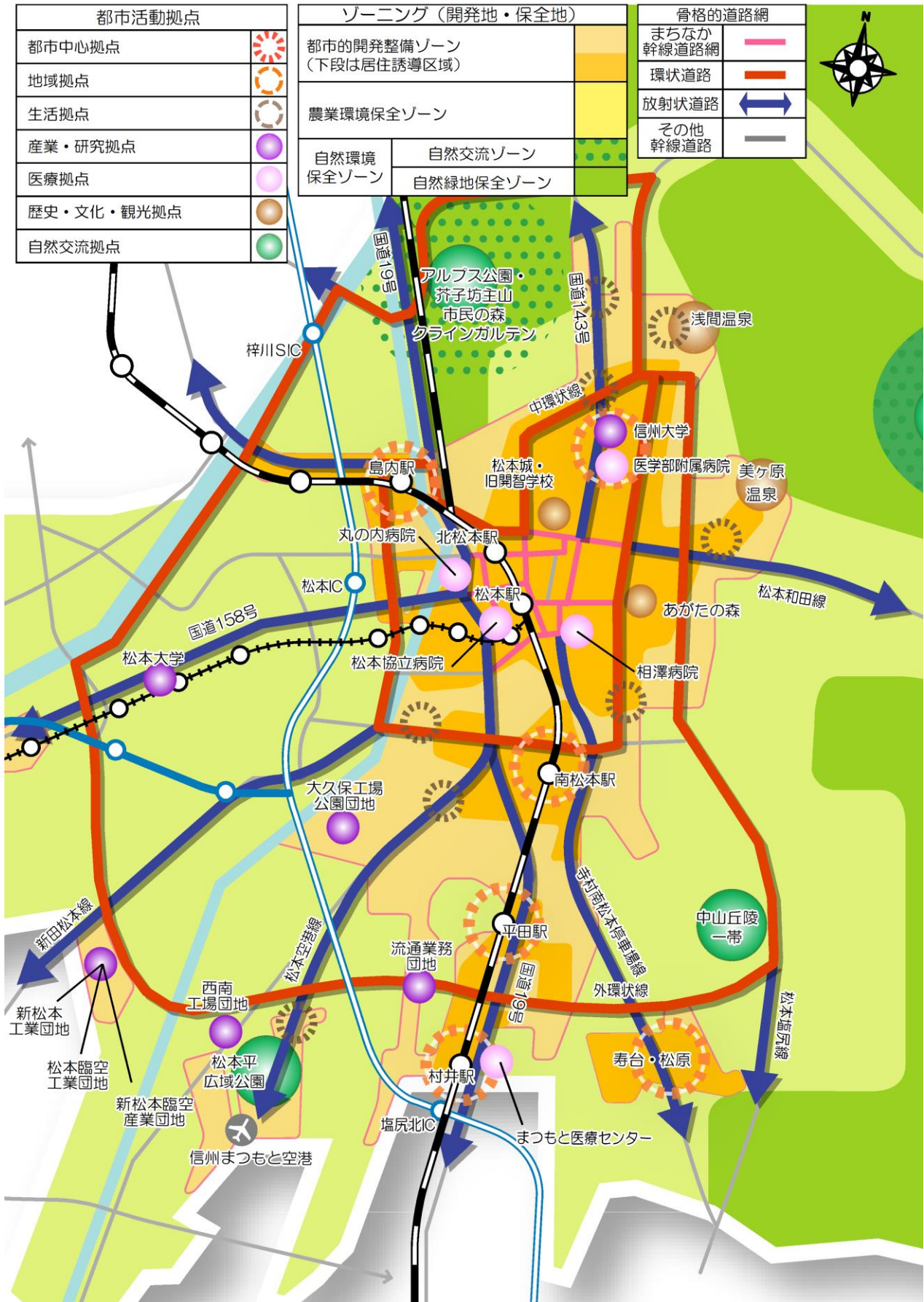
◆ 将来都市構造図



都市連携軸		都市活動拠点	
都市間連携軸		都市中心拠点	
地域間連携軸		地域拠点	
骨格的道路網		生活拠点	
環状道路		産業・研究拠点	
放射状道路		医療拠点	
その他幹線道路		歴史・文化・観光拠点	
		自然交流拠点	

ゾーニング（開発地・保全地）		
都市的開発整備ゾーン		
農業環境保全ゾーン		
自然環境保全ゾーン	自然交流ゾーン	
	自然緑地保全ゾーン (下段は自然公園区域)	

◆ 将来都市構造図(市街地エリア)



(4) 将来人口の考え方

① 将来人口

松本市の人口は、今後ゆるやかに減少する見通しとなっており、国立社会保障・人口問題研究所が平成27年国勢調査を基準値として推計した令和22年(2040年)の将来人口(すう勢)は221,785人となっています。本計画の将来人口は、これを基本とすることとします。

なお、松本市の人口ビジョン(令和3年8月策定)の推計では、合計特殊出生率の向上を図ることにより、令和22年(2040年)の人口を226,011人と設定し、更に、転入者等の増加による人口の定常化に取り組むとしています。

今後、本計画の将来人口と実際の人口に大きな差異が生じる場合は、将来人口及び松本市立地適正化計画で定める居住誘導区域の目標人口密度等の見直しについて検討します。

② 市街地の規模

市街地の規模については、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口等を勘案して本計画の上位計画である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(長野県決定)」(以下「区域マスタープラン」という。)において決定されます。

このため、本計画では、区域マスタープランとの整合を図りながら、松本市立地適正化計画と連携して持続可能で質の高い都市の形成と適正な規模の市街地を維持することとします。

4 分野別の都市整備の方針

4-1 土地利用の方針

(1) 現況と課題

現況

- 中心市街地では、歴史的な町割りやまちなみを活かしたまちづくりを進めてきました。また、三の丸地区、中町通りなどでは、歴史や文化を感じ、歩行者の回遊性を高める整備を進めています。
- しかし、中心市街地における人口減少や空き家発生は依然としてみられ、活力の低下や景観の悪化等が懸念されています。
- 市街化調整区域のうち、利便性の高い集落等では地域コミュニティが比較的維持されていますが、中山間地の集落では、人口減少・少子高齢化が急速に進みつつあります。

課題（対応の方向性）

- 地域と一体となった中心市街地活性化の取組み
- 中心市街地等における高次の都市機能の集積
- 地域特性や目指す方向性に応じた土地利用区分の設定
- 土地利用の変化や地域のまちづくり意向に応じた柔軟かつ迅速な土地利用規制・誘導の見直し

(2) 基本方針

方針1 都市と自然が調和した計画的な土地利用の推進

将来にわたって都市的な利便性と豊かな自然環境の両者を持続的に享受できるよう、これまでの市街地形成の経緯や、地形条件や交通条件、人口や産業の集積状況等を総合的に考慮し、長期的な視点に立って計画的な土地利用を進めます。

方針2 都市的土地利用の有効利用・高度利用

自然環境や農地を積極的に保全・活用することで、将来世代に負担を残すような新たな市街地の拡大を減らし、これまでインフラや公共施設の整備を進めてきた市街地における土地の有効利用・高度利用を促進します。

方針3 複合的な土地利用を通じた魅力の創出

住宅、商業・業務、産業などの多様な機能が有機的に連携する複合的な土地利用を誘導することで、安全と安心、利便性と快適性、賑わいと活力を相乗的に高められる魅力的な市街地の形成を目指します。

(3) 土地利用方針

将来の都市構造で設定した各ゾーンの土地利用区分と配置の方針を次のように定めます。なお具体的な土地利用配置に当たっては、上位・関連計画との整合を図り、その区域を設定します。

1) 都市的開発整備ゾーン

① 商業・業務系土地利用

a 中心商業業務地区

JR 篠ノ井線と大名町通りなどに囲まれる松本駅東側の中心市街地を「中心商業業務地区」として位置付けます。

中心商業業務地区では、高次都市機能の集積を積極的に進めるとともに、「商都松本」にふさわしい質の高い商業・業務環境の形成を進めます。また、松本城や蔵のあるまちなみなどの歴史・文化を活かして、地区内での歩行者の回遊性向上を図ります。

b 都市型複合業務地区

中心商業業務地区の外縁部において官公庁施設や業務施設が集積する松本駅周辺の都市機能誘導区域を「都市型複合業務地区」として位置付けます。

都市型複合業務地区では、各種業務施設と都市型住宅から構成される高密度な土地利用の形成を進めます。

c 複合業務地区

国道 19 号沿道、松本駅西側から長野自動車道松本インターチェンジに至る市街地、都市機能誘導区域に設定された南松本駅、平田駅、村井駅、波田駅、島内駅周辺、寿台・松原周辺、信州大学周辺のうち地域商業地区及び学術医療地区を除く範囲等を「複合業務地区」として位置付けます。

複合業務地区では、業務施設、物流施設、都市型工業施設及び都市型住宅からなる複合的・多機能な土地利用の形成を進めます。

d 地域商業地区

都市機能誘導区域に設定された南松本駅、平田駅、村井駅、波田駅、島内駅周辺及び寿台・松原周辺のうち商業系用途地域が指定された範囲を「地域商業地区」として位置付けます。

地域商業地区では、各都市機能誘導区域で設定した誘導施設の立地誘導を図ることで、商業・医療・福祉などの生活サービス機能が集積する商業地の形成を進めます。

e 学術・医療地区

信州大学周辺及び相澤病院周辺を「学術・医療地区」として位置付けます。

学術・医療地区では、既存の学術・医療機関の機能維持を図るとともに、更なる機能の充実に向けて、土地利用規制の見直しや周辺の都市基盤整備など、必要となる対策を検討・推進します。

f 健康・スポーツ地区

浅間温泉・美ヶ原温泉及び周辺のスポーツ施設一帯を「健康・スポーツ地区」として位置付けます。

健康・スポーツ地区では、滞在型の観光施設の整備・充実、スポーツ施設等の整備・充実を通じて、温泉施設と連携した健康づくりのための空間形成を進めます。

② 産業系土地利用

a 工業地区

西南工場団地、大久保工場公園団地、松本臨空工業団地及び新松本臨空産業団地などの大規模産業団地と、工業専用地域が指定された一団の工業用地を「工業地区」として位置付けます。

工業地区では、製造業を中心とした企業の集積を維持するとともに、操業環境向上に向けた基盤整備、周辺環境と調和した産業空間の形成を進めます。

b 流通業務地区

松本市公設地方卸売市場を中心とする地区を「流通業務地区」として位置付けます。

流通業務地区では、地区内及び周辺の操業環境向上により、流通機能の維持・増進を図ります。

c 複合産業地区

奈良井川以西の外環状線沿線を「複合産業地区」として位置付けます。

複合産業地区では、優良農地の保全を基本とした上で、今後の道路整備に伴う産業用地需要の変化を見据えながら、市の産業政策と合致する場合には、農業的土地利用との調整を図り産業施設の誘導を進めます。

③ 住宅系土地利用

a 都市型住宅地区

中環状線内に形成された住宅地を「都市型住宅地区」として位置付けます。

都市型住宅地区では、低未利用地活用及び土地の高度利用を通じて都市型住宅地の形成を進めるとともに、生活利便性を活かした積極的な居住誘導を図ります。

b 低層住宅地区

中環状線外に形成された住宅地を「低層住宅地区」として位置付けます。

低層住宅地区では、周辺の自然環境や景観資源にも配慮しつつ、戸建て住宅を主体とするゆとりとうるおいのある居住環境の形成を進めます。

2) 農業環境保全ゾーン

a 田園集落地区

市街地周辺の平野部に形成された農地及び農村集落地を「田園集落地区」として位置付けます。

田園集落地区では、優良農地の保全を図るとともに、農村集落地の生活環境の維持・向上を図ります。また、農村集落地のコミュニティを維持する観点から、各地区の人口や各種施設の集積状況を考慮してコミュニティ拠点を配置し、これら拠点を中心に生活サービス機能の維持・誘導、公共交通の維持・強化を図ります。

b 山間集落地区

中山間地に形成された農地及び農村集落地を「山間集落地区」として位置付けます。

山間集落地区では、比較的小規模な農地の生産性向上に努めるとともに、農村集落地の生活環境の維持・向上を図ります。また、農村集落地のコミュニティを維持する観点から、農林業以外の産業との連携や市街地との連携を通じて地区の活性化を図ります。

3) 自然環境保全ゾーン

a 公園緑地

中部山岳国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園やアルプス公園、松本平広域公園、城山公園、松本城公園、あがたの森公園、梓川ふるさと公園等の計画的に整備された公園緑地及び芥子坊主山市民の森周辺、弘法山古墳周辺の緑地を「公園緑地」として位置付けます。

公園緑地では、良好な自然環境と調和したスポーツ・レクリエーション、自然との交流及び市民の憩いの場としての充実を図ります。

b 森林・丘陵緑地

市域を取り囲む森林・丘陵地を「森林・丘陵緑地」として位置付けます。

森林・丘陵緑地では、良好な自然環境を保全するとともに、環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、水源涵養機能、土砂災害防止機能、景観形成機能及び木材生産機能の維持・増進を図ります。

(4) 課題に応じた土地利用方針

① 地区の実態に応じたきめ細かな土地利用規制・誘導

- 重点的に都市機能や居住の誘導を進める都市機能誘導区域・居住誘導区域において、都市機能の集積・誘導に対して必要かつ効果的と判断される場合は、適切な用途地域への見直しなどの方策を検討します。
- 都市機能誘導区域において誘導施設の立地や機能拡充など、各地域のまちづくりを実現するために、既存の土地利用規制の見直しが必要かつ効果的と判断される場合は、周辺地域への影響等も考慮しながら、用途地域の見直しや緩和型地区計画等の導入を検討します。
- 基盤整備の進捗や社会経済情勢の変化等によって、現在の用途地域等の土地利用規制と土地利用の実態に乖離が生じている場合、現在の建物立地状況や将来の土地利用の方向性を踏まえつつ、きめ細かな用途地域等の見直しを検討します。

② 地区の特性を活かす土地利用の推進

- 松本城三の丸及び旧開智学校周辺が、歴史の積み重ねや特徴を活かし、国内外の多くの人が集い賑わうエリアとなるよう、まちづくりのビジョンをつくり、三の丸エリア内の各種事業を進めます。
- 中心市街地では、歩行者の回遊動線を阻害する場所に駐車場出入口を設置しないように「駐車場配置適正化区域」を設定し、歩行者が安心して快適に移動できる空間を創出します。
- 災害リスクの高い区域では、自然災害による被害を最小限に抑えるために各種防災対策や避難対策等の強化を図るとともに、区域内の居住者に対する災害リスクの周知に努めます。
- 地震等による延焼火災の恐れが高い区域では、建築物の不燃化やオープンスペースの確保など、災害による被害を軽減するための土地利用を推進します。

③ 既存ストックの有効活用

- 「松本市空家等対策計画」に基づき、空き家の発生予防と適正管理に向けた周知・啓発を進めます。空き家のうち、管理されていない空き家は、自発的な除却を促進し、利活用が可能な空き家は、空き家バンクの運用を通じて中古住宅の流通を促進します。
- 空き家除却後の空き地を含め、市街地に小さく散在する低未利用地を利活用する取組みを検討します。
- 公共施設全体の最適配置を進める過程で生じる未利用の公有地や公共施設跡地については、地域が抱える課題解消、民間事業者による有効活用など、積極的な利活用を検討します。

◆ イメージ



◆ 土地利用方針図

凡 例

土地利用区分

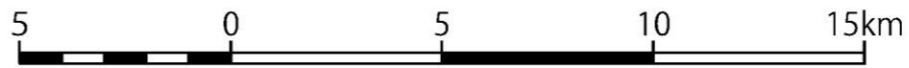
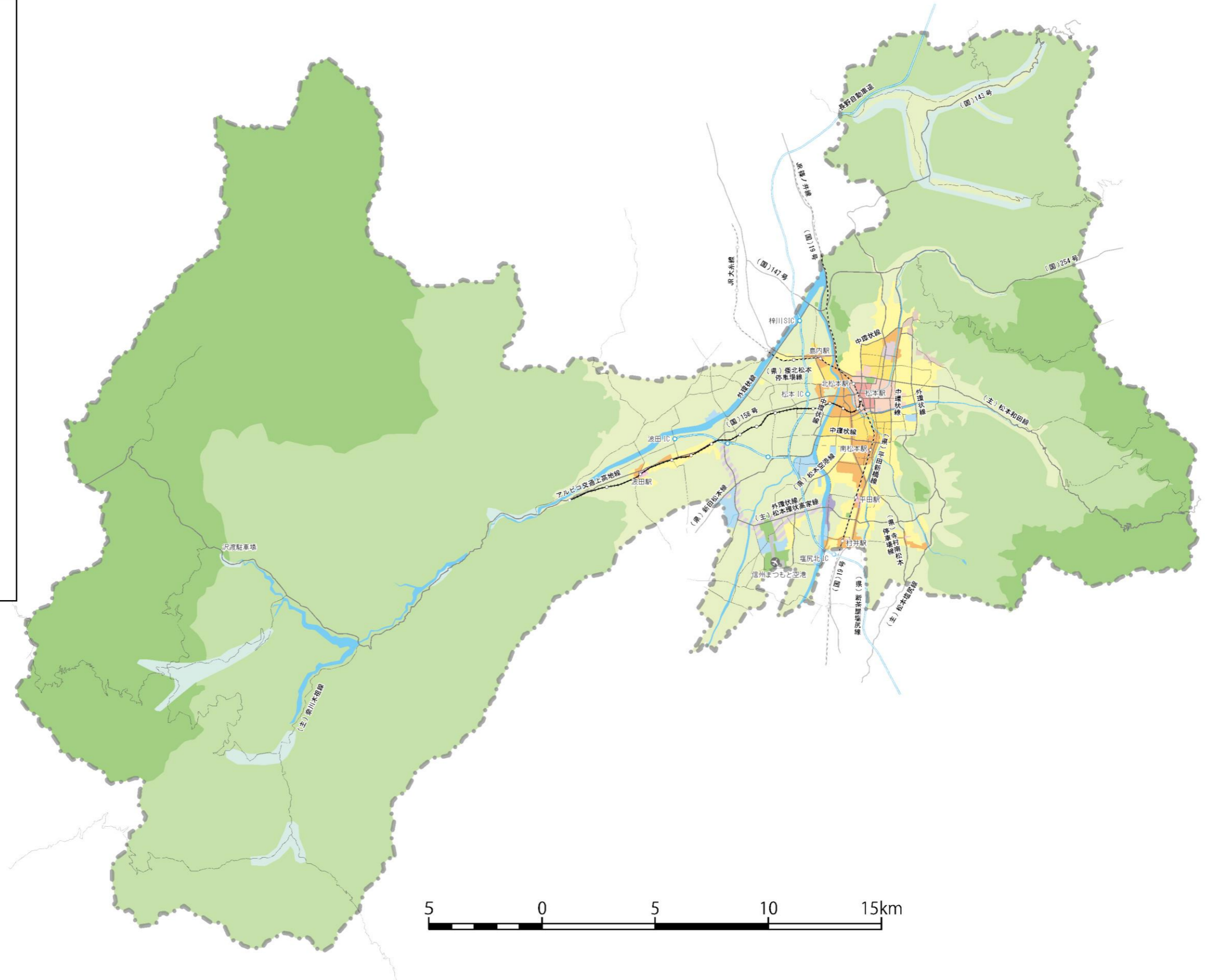
- 中心商業業務地区
- 都市型複合業務地区
- 複合業務地区
- 地域商業地区
- 学術・医療地区
- 健康・スポーツ地区
- 工業地区
- 流通業務地区
- 複合産業地区
- 都市型住宅地区
- 低層住宅地区
- 田園集落地区
- 山間集落地区
- 森林・丘陵緑地
- 公園緑地
- 河川
- 交通施設用地

道路種別

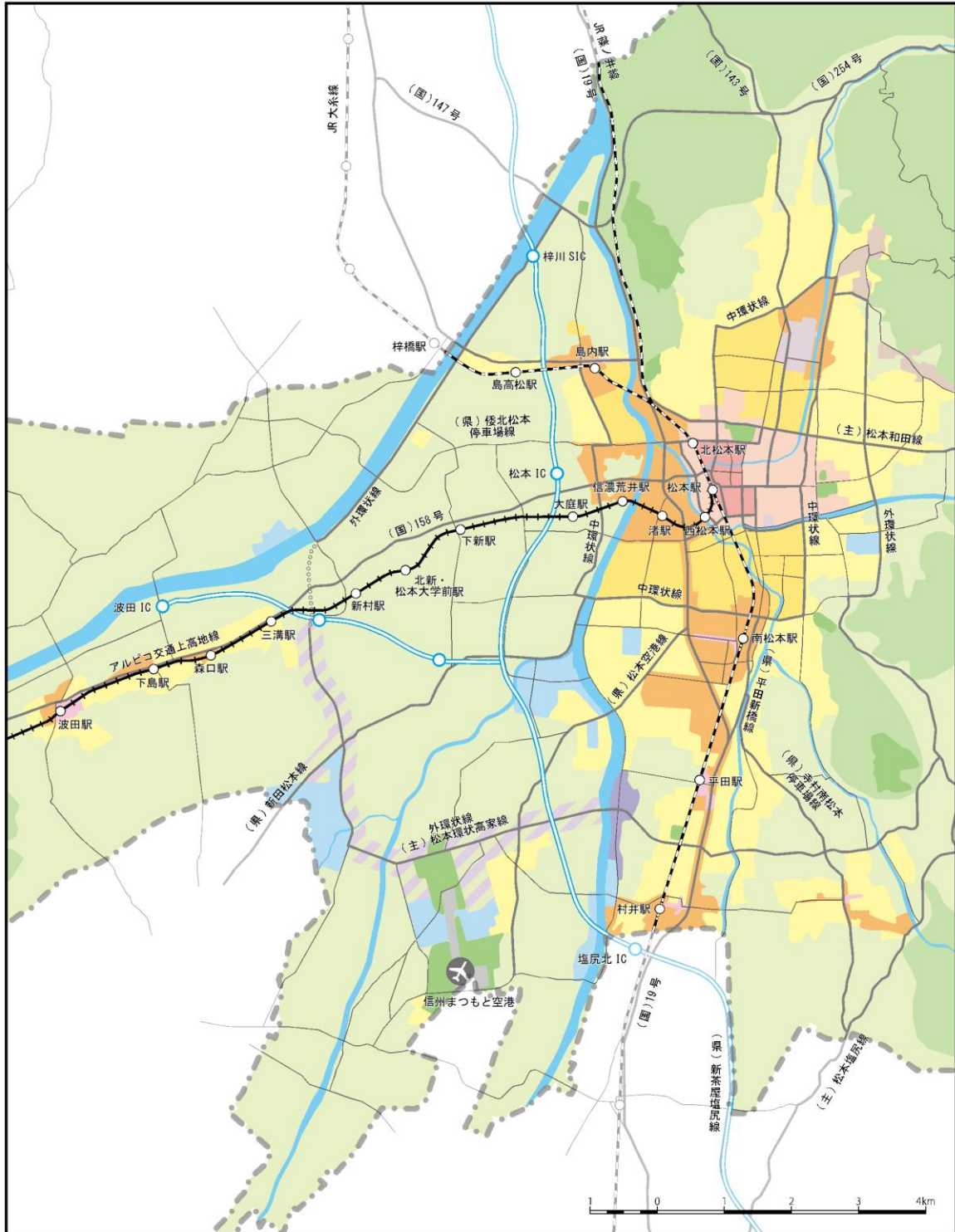
- 高速道路
- 高規格道路
- 主要幹線道路
- 幹線道路

公共交通

- 鉄道 (JR)
- 鉄道 (その他)



◆ 土地利用方針図(市街地エリア)



凡 例

土地利用区分

- | | |
|-----------|---------|
| 中心商業業務地区 | 都市型住宅地区 |
| 都市型複合業務地区 | 低層住宅地区 |
| 複合業務地区 | 田園集落地区 |
| 地域商業地区 | 山間集落地区 |
| 学術・医療地区 | 森林・丘陵緑地 |
| 健康・スポーツ地区 | 公園緑地 |
| 工業地区 | 河川 |
| 流通業務地区 | 交通施設用地 |
| 複合産業地区 | |

道路種別

- | |
|--------|
| 高速道路 |
| 高規格道路 |
| 主要幹線道路 |
| 幹線道路 |

公共交通

- | |
|----------|
| 鉄道 (JR) |
| 鉄道 (その他) |

4-2 交通体系の整備方針

(1) 現況と課題

現況

- 松本都市圏では、広域的な交通流動は南北方向が主流となっていますが、将来的には、長野自動車道、国道 19 号を主軸として東西に幹線道路を配置するラダーパターン（梯子型）の道路網を目指しています。
- このうち、松本都心部周辺では、市街地に集中する交通を分散し、円滑な交通流動を確保するため、環状放射型を基本とする道路網を形成する方針となっています。
- 中部縦貫自動車道（松本波田道路）の整備に着工し、国道 158 号の混雑緩和と、北陸方面への移動時間短縮が期待されています。
- 都市計画道路の未整備区間が多いことや、自動車利用の依存度が高いことなどから、国道 19 号を始めとする特定の道路や交差点に交通が集中し、日常的な道路渋滞が発生しています。
- 鉄道は、篠ノ井線上りの松本駅から塩尻駅の区間以外の運行本数は多くありません。バスは、中心市街地の運行本数は比較的多いものの、郊外部では少なくなっています。
- 自動運転等の新技術の普及が期待されていますが、現時点では公共交通や自転車への転換を促進することが必要と認識されています。

課題（対応の方向性）

- 都市の骨格を形成する幹線道路の整備推進
- 中山間地における生活様式（ニーズ）に応じた公共交通サービスの見直し
- 自家用車から公共交通・自転車・徒歩への転換（中心市街地）
- 持続可能な公共交通体制の構築
- 自動運転等新たな技術導入に対する地域的な対応

(2) 基本方針

方針1 環状放射道路の重点整備

市民及び企業における物流需要の増大に対応し、市内の渋滞箇所の解消を目指すため、国道19号を始めとする松本市の環状放射道路の整備を重点的に進めます。また、まちなかでは通過車両を幹線道路網に迂回させ、道路を人中心の空間として再構築します。

方針2 未整備都市計画道路の見直しと必要路線の重点的な整備

長期間未整備の都市計画道路について見直しを進めるとともに、拠点間のアクセス性を高め、集約連携型都市構造の形成に寄与する道路、地域産業の発展につながる道路、防災性向上に寄与する道路などに対しては重点的な整備を進めます。

方針3 公共交通・自転車・徒歩による移動を円滑にする環境の整備

集約連携型都市構造を構成するために必要な公共交通の整備を進めます。併せて自家用車に過度に依存する交通体系から脱却し、公共交通への利用転換を進めるとともに、中心市街地や鉄道駅周辺等では、自転車・徒歩による移動を基本とするなど地域の特性に応じた環境整備を進めます。

方針4 広域交通ネットワークによる国内外との交流促進

長野県唯一の空の玄関口である信州まつもと空港の拡充及び利便性向上を図るとともに、中部縦貫自動車道（松本波田道路）などの高規格幹線道路の整備により、国内外にわたる広域的な交流・連携を促進します。

(3) 整備方針

① 道路ネットワーク（幹線道路）

○まちなか幹線道路は、中心市街地への通過交通を分散し、歩行者優先エリア（松本城・松本駅・あがたの森を結ぶエリア）への流入を抑制するために効果のある路線・区間を中心に優先的・重点的な整備を図ります。

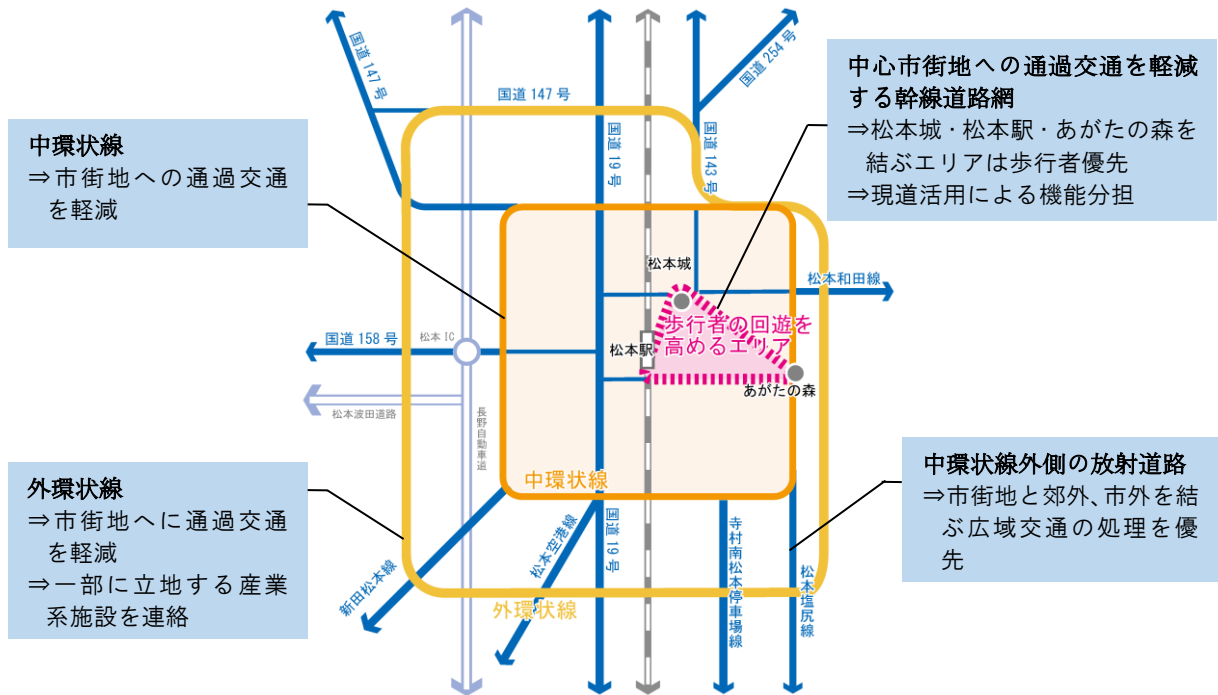
○環状道路は、慢性的な交通渋滞解消や中心市街地内の通過交通抑制に対して効果のある路線・区間を中心に優先的・重点的な整備を図ります。

○放射道路は、拠点間のアクセス性の向上、市街地と松本都市圏を含む市外との間の円滑な交通に対して効果のある路線・区間を中心に優先的・重点的な整備を図ります。

○その他の幹線道路は、右折レーンの設置や交通規制など、路線・区間の状況に応じて効果的な渋滞対策を図ります。また、市街地内では、既存道路を有効活用し、交通量やその他道路機能を分担します。

○将来の都市構造や土地利用を見据え、未整備の都市計画道路の見直しを検討するとともに、必要に応じて新たな都市計画道路の決定も検討します。

◆ 幹線道路の整備イメージ



② 歩行者・自転車ネットワーク

- 中心市街地では、歩行者優先道路、歩車共存道路の整備、道路空間の再配分により歩行者、自転車、自動車が快適・安全に通行、走行できる道路整備を推進します。
- 自転車を都市交通における主役として位置付け、近距離の移動における重要な交通手段の一つとなることを目指します。そのため、中環状線外側の主要路線では、日常移動のための自転車通行空間の整備を順次進めます。
- 自転車を楽しく快適に利用できるように、公共交通と連携させた駐輪場や路上における駐輪場などの地域のニーズに応じた駐輪場の整備、交通結節点や駐車場等周辺におけるシェアサイクルの普及促進、更に E-BIKE 活用について積極的な支援を図ります。
- 小中学校周辺及び通学路、自転車利用が多い路線や自転車事故が多く発生している路線等においてゾーン 30 の設定拡大を図ります。
- 人に優しく、安全で安心な道づくりを推進するため、中心市街地や鉄道駅等を中心にユニバーサルデザインに基づくまちづくりを推進します。

③ 公共交通ネットワーク（鉄道・バス）







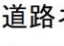


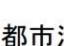








- JR中央東線を始めとするJR各線の改良・高速化・利便性向上に向け、関係する同盟会等の活動を推進し、県と協力して事業の進捗を図ります。また、リニア中央新幹線の長野県駅、山梨県駅、岐阜県駅から松本市に連絡する鉄道やバスなどの二次アクセスの充実を図ります。
- アルピコ交通上高地線の維持・活性化や利便性向上のための取組みについて、交通事業者と連携して検討します。
- 松本駅・村井駅では、駅施設や駅前広場の機能向上を図ります。
- 駅やバス停の立地や需要に応じて、パークアンドライド駐車場の設置拡大を進めます。
- 現在の利用状況と将来の需要を踏まえ、公設民営化の視点で、バスの運営体制（運行路線、運行本数・運行時間など）の見直しを検討します。
- バスは、居住誘導区域及びその周辺と松本駅を結ぶ路線を主要幹線とし、高頻度の運行を確保します。
- 中心市街地の居住者及び来訪者の中心市街地内の移動を担保するため、松本駅と中心市街地の各施設を接続する中心市街地バスを再整備します。
- 主要幹線バスが整備されていない地区では、鉄道や幹線バスに接続することで松本市中心市街地への移動や、生活関連施設への移動を担う支線バスを整備します。
- あがたの森に向かうあがたの森通り（駅前通り）、松本城に向かう本町通り、大名町通りでは、歩行者・自転車が快適に利用できる環境整備について検討します。
- ICTを活用したスマートシティの取組みや新たなモビリティサービスに関わる技術動向を踏まえ、交通システムの高度化を図ります。

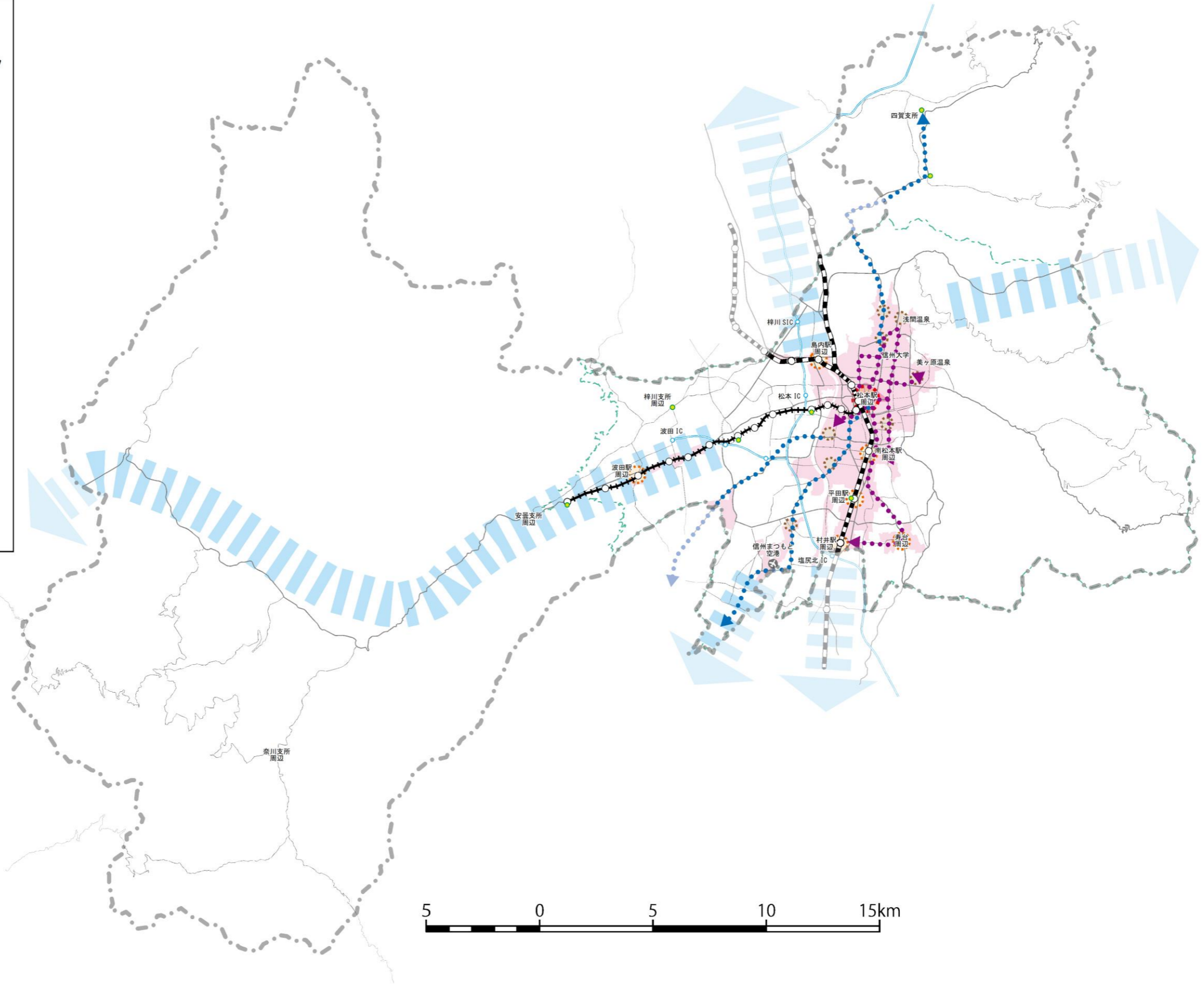
④ 広域交通ネットワーク（空港、高速道路）

- 信州まつもと空港や長野自動車道などの高速交通インフラを積極的に活用し、広域交通ネットワークの充実を図ります。
- 信州まつもと空港については、国内の主要な地方空港を結ぶ新規路線の就航、空港の国際化、国際線ターミナル整備、空港へのアクセス性の強化等の機能拡充を働き掛けていきます。
- 観光や地域経済の活性化、災害への対応強化につなげるため、松本波田道路の整備を促進するとともに、未着工の中部縦貫自動車道の事業化区間延長に対しても要望していきます。

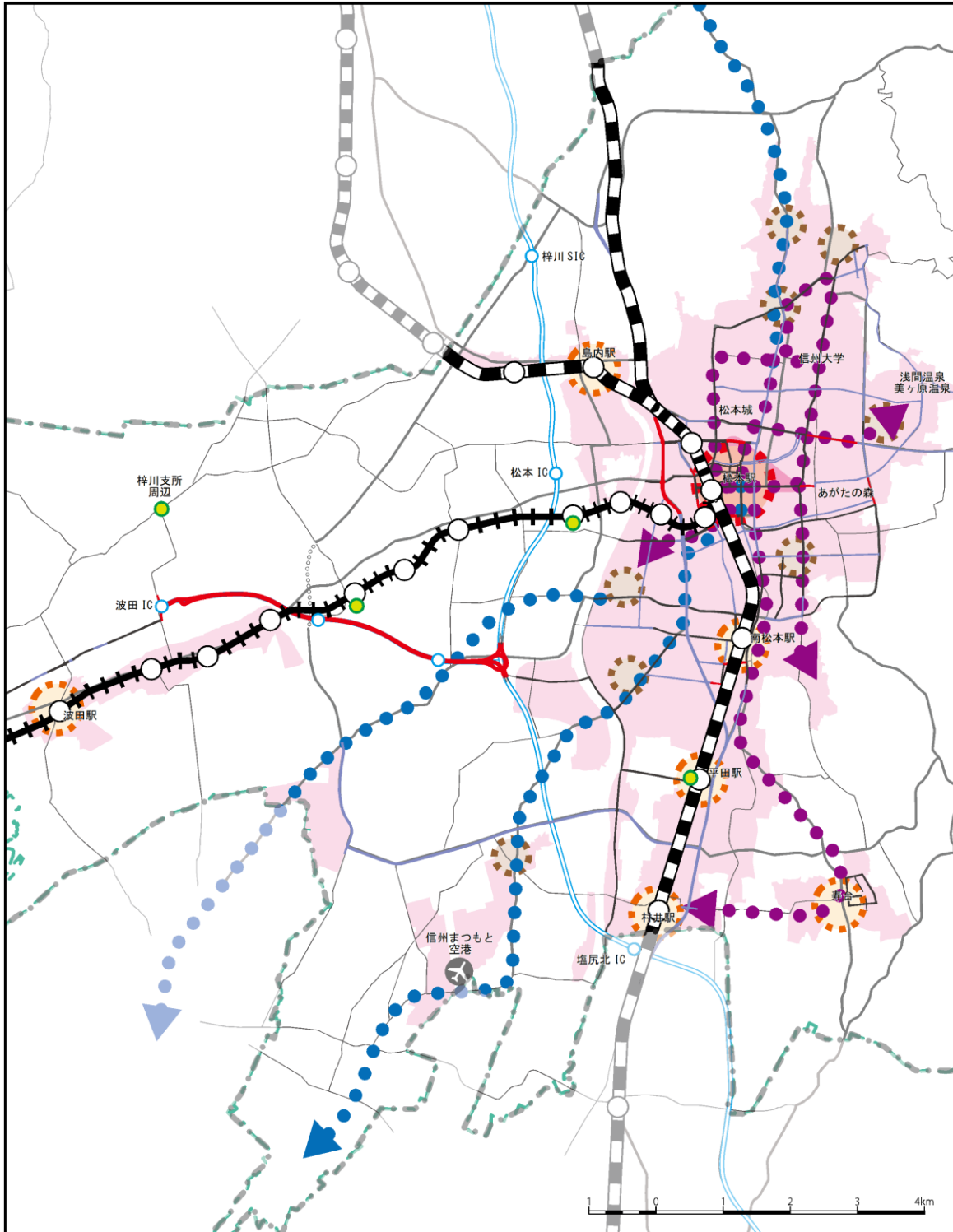
◆ 交通体系整備方針図

凡 例

-  広域交通ネットワーク
(都市間連携軸)
 -  主要幹線バス
 -  幹線バス
 -  鉄道 (JR)
 -  鉄道 (その他)
 -  パークアンドライド
駐車場
 -  空港
 -  歩行者の回遊性
を高めるエリア
- 道路ネットワーク
-  高速道路
 -  高規格道路
 -  主要幹線道路
 -  幹線道路
- 都市活動拠点
-  都市中心拠点
 -  地域拠点
 -  生活拠点
-  行政区
 -  都市計画区域
 -  市街化区域



◆ 交通体系整備方針図(市街地エリア)



凡例

都市計画道路

- 整備済
- 事業中
- 未整備

- 主要幹線バス
- 幹線バス
- 鉄道 (JR)
- 鉄道 (その他)
- パークアンドライド 駐車場
- ✈ 空港
- 歩行者の回遊性を高めるエリア

道路ネットワーク

- 高速道路
- 高規格道路
- 主要幹線道路
- 幹線道路

都市活動拠点

- 都市中心拠点
- 地域拠点
- 生活拠点

- - - 行政区域
- - - 都市計画区域
- 市街化区域

4-3 公園緑地の整備方針

(1) 現況と課題

現況

- 松本市発祥の「花いっぱい運動」の取組みは全国的に拡大し、平成 29 年には第 57 回全日本花いっぱい松本大会を、令和元年には第 36 回全国都市緑化信州フェアを開催しました。
- 近年の都市計画公園の整備は、小規模な公園の開設が中心となっています。

課題（対応の方向性）

- 緑の多様な機能の活用を目的とした公園の「質」の向上
- 適切な維持管理による心地よい公共空間の創出
- 脱炭素化、まちの賑わいづくり、防災性向上等に繋がるグリーンインフラの導入

(2) 基本方針

方針 1 快適性と安全性を備えた連続性のある質の高い緑の空間づくり

連続性のある緑の確保、複合的な機能を担う公園緑地の確保により、水と緑によって快適性と安全性を備えた「質」を重視した空間づくりを進めます。

方針 2 歴史や文化を伝える水と緑の保全

松本市が育んできた歴史や文化を伝える水と緑を、市民・団体・事業者・行政の協働により次世代に引き継ぐとともに、担い手の育成も含めて持続可能な緑として保全を図ります。

方針 3 賑わいにあふれた緑地空間の創出・拡大

中心市街地では、公共用地及び民間用地において、井戸や湧水・水路等を活用した心地よい緑陰やオープンスペースを増やすことで、人々の賑わいにあふれた緑地空間の創出・拡大を進めます。

(3) 整備方針

① 公園緑地

- 地域住民等による利活用が最大限に行われるよう、計画的に既存公園の改修を進めます。
- アルプス公園では、「小鳥と小動物の森」の大規模改修やロケーションを活かした施設の整備などを通じ、景観や緑を活かした魅力ある空間を創出し、賑わいのある公園づくりを進めます。
- 国宝である松本城や旧開智学校、旧松本高等学校など、松本市が誇る歴史的建造物と一体となった公園緑地について、文化財の保全と調和のとれた活用を図ります。
- 公園の改修、公園の日常的な管理や運営に当たっては、市民・団体・事業者が参画できる機会の拡大を図ります。

② 緑のネットワーク

- 公園緑地や丘陵地などの緑地を、散策路や遊歩道、河川などで結ぶことにより、連続した緑のネットワークを形成します。
- 中心市街地の身近な自然環境である女鳥羽川、薄川などの河川では、まちの賑わい創出につながる利活用を促しながら、「かわまちづくり事業」として川と一体となったまちづくりに取り組みます。
- 幹線道路や主要な通りにおける街路樹は、周囲の水や緑、歴史的建造物等との連続性や一体性に配慮した配置・育成を進めます。

③ 緑化の推進

- 幹線道路、商業地や住宅地の主要道路及び市街地を流れる河川の河岸道路については、市民・団体・事業者との協働の下、積極的かつ計画的な緑化を推進します。
- 学校、官公庁、文化施設などの公共公益施設の敷地、公園や道路などの公共空間では、維持管理に関する労力や費用等も勘案しながら、効果的な緑化を推進します。
- グリーンインフラ整備の推進として、工場等の大規模事業所や住宅用地などの敷地周辺では、ブロック塀の撤去と併せた生垣等の設置などにより緑化を推進します。また、中心市街地では、小さな空間を活用した緑の配置や、屋上・壁面を活用した緑化を推進します。
- 松本市発祥の「花いっぱい運動」を推進するとともに、NPO法人や町会、学校、各団体、一般ボランティア等の方々と協働して、更なる運動の拡大を目指します。

4-4 河川及び上下水道の整備方針

(1) 現況と課題

現況

- ・ 郊外には梓川や奈良井川などが、中心市街地には女鳥羽川や大門沢川、薄川、田川などが流れており、河川改修や河川環境の維持・改善事業を実施してきました。
- ・ 上水道は、ほぼ市内全域に普及しており、基幹管路や主要水道施設の耐震化及び更新時期を迎えている老朽水道施設の計画的な更新が必要となっています。
- ・ 下水道は、認可区域内の整備はほぼ完了しており、処理場や管渠施設の老朽化や耐震化における計画的な維持補修、更新及び浸水対策のための整備が必要となっています。

課題（対応の方向性）

- ・ 河川が持つ治水機能の向上や自然環境保全の取組みの継続
- ・ 河川が有する多様な機能の活用
- ・ 老朽上下水道施設の計画的な更新と経営の効率化（アセット・ストックマネジメント）
- ・ 災害時の被害を最小限にとどめるための上下水道施設の耐震化・強^{じん}靱化

(2) 基本方針

方針1 安らぎの場となる水辺空間づくり

梓川や奈良井川を始めとする河川の改修事業を促進する一方で、河川の生態系の保全や親水護岸の整備を通じて、市民の安らぎの場となるような水辺空間づくりを推進します。

方針2 安全・安心な水道水の安定供給

自然のおいしさをそのままに安心して飲める水道、災害時の被害を最小限にとどめ迅速に復旧できる水道、健全で持続可能な水道の構築を進めます。

方針3 公共水域の水質保全と生活環境の改善、浸水や地震等の災害対策

ストックマネジメント（長寿命化）計画に基づき、老朽化した下水道施設の維持管理や更新を適切に行い、市民の生活環境を守ります。また、大規模地震や豪雨等の災害発生に備え、耐震化や浸水対策など施設の強靱化や合流式の改善、雨水渠整備を計画的に進めます。

方針4 既存施設の有効活用による上下水道経営の効率化

人口減少社会の到来を見据え、限られた経営資源の中で、多様化、高度化する利用者ニーズへの対応や施設規模・汚水処理方法の最適化を図るため、「広域化・共同化」の検討やデジタル技術の活用を進めます。

方針5 新技術の導入やエネルギー転換による温室効果ガスの排出抑制

環境負荷の少ない再生可能エネルギーの積極的な活用を推進し、下水処理に伴う省エネルギー型機器の導入を計画的に進めます。

(3) 整備方針

① 河川

- 奈良井川・田川などでは、治水機能の向上に向けた河川改修の促進を図ります。
- 市内を流れる河川では、河川敷等の自然環境の保全を図るとともに、親水機能を備えた身近な水辺空間づくりを推進します。
- 快適な歩行者空間の形成、植栽による良好な景観形成などに配慮し、市民の安らぎの場となる河川緑地の整備を進めます。

② 上水道

- 災害時の被害を最小限にとどめ、迅速に復旧できる強靱な水道施設の構築を目指し、老朽化した水道施設の更新、主要水道施設や基幹管路の耐震化を進めます。
- 安全・安心な水道水を供給し続けるため、日々の水質管理や老朽化した水道施設の維持管理や更新を適切に実施します。
- 水道事業の経営安定化に向け、広域連携やICTの活用を検討します。

③ 下水道

- 市民の生活環境を守り、河川などの水質保全を図るため、老朽化した下水道施設の維持管理や更新を適切に実施します。
- 大規模地震や豪雨等の災害発生に備えるため、耐震化や浸水対策など施設の強靱化を計画的に進めます。
- 公共用水域の水質保全に努めるとともに、合流式下水道から分流式へ改善や、雨水渠の整備を推進します。また、公共下水道や農業集落排水の適正な維持管理に加え、下水道区域外では合併処理浄化槽の普及を図ります。
- デジタル技術の活用により、業務の効率化・省力化を進めるとともに、市町村の枠を越えた多様な広域連携を推進し、持続可能な下水道の基盤強化を図ります。

4-5 自然環境の保全・育成の方針

(1) 現況と課題

現況

- 都市内の緑地や水辺は、都市環境の保全、生物生息環境の保持、災害時の安全の確保、市民のやすらぎ空間の確保、魅力ある都市景観の形成など多様な役割を持ち、松本市はこのような自然環境資源に恵まれています。
- しかし、市街化区域内では自然的土地利用が減少しており、様々な役割を発揮する多様な緑を増やすことが求められています。

課題（対応の方向性）

- 恵まれた自然環境資源の保全・活用
- 集約された都市機能の維持と緑化の推進
- 市街地を流れる水辺や市内各所に見られる湧水の活用

(2) 基本方針

方針1 都市の骨格を形成する雄大な自然環境の保全と活用

山岳地から丘陵地に広がる森林、松本平の田園緑地、田園地帯を流れる河川や市街地を流れる河川など、雄大な自然環境の保全と活用を図ります。

方針2 市街地に近接する丘陵地の保全

市街地に近接する丘陵地の自然環境は、自然的風致の維持及び新たな開発の抑制を図る観点から保全を図ります。

方針3 松本平に広がる田園地帯や市街化区域内農地の保全

松本平に広がる田園地帯の農地や市街化区域内に残された農地は、美しい田園景観の保全、多様な機能を有する緑地の保全、新たな開発の抑制など様々な観点から、計画的な保全及び活用を図ります。

方針4 自然環境が有する多様な機能を活用したまちづくりの推進

まちなかグリーンインフラや市街地を流れる河川や湧水などの多様な機能を活用し、豊かな生活環境や、地域や都市の価値を向上するまちづくりを推進します。

方針5 自然環境や生物多様性の保全

中部山岳国立公園や八ヶ岳中信高原国定公園の自然公園については、貴重な動植物の生育・生息環境を保全し、市街地を流れる幾多の河川や湧水及び緑地は、うるおいとやすらぎのある空間として、自然環境や生物多様性の保全を図ります。

(3) 整備方針

① 骨格となる自然環境の保全

○国立・国定公園では、良好な植物群落や水辺等を有する緑地、多様な動植物の生育・生息環境の保全を図ります。

○国立・国定公園を始め、市内の良好な自然環境を活かして、自然とのふれあい・交流を推進します。

② 身近な丘陵地や里山の自然環境の保全

○市街地からも眺望される城山風致地区と浅間風致地区では、風致地区の指定による開発行為等の規制を通じて、良好な風致の維持を図ります。

○市街地内に存在する独立樹林群、屋敷林や社寺境内地内の緑（鎮守の森）、市街地に近接する丘陵地については、所有者等の理解や協力も得ながら、地域制緑地の指定を検討します。

○文化財、旧跡、社寺など、都市や地域の歴史・文化的な風土を醸成する緑地の保全を図ります。

○民有林の利用、整備を促進するとともに、森林の持つ多面的な機能が発揮される森林整備、自然環境と調和した利活用を図ります。

③ 河川や湧水等の自然環境の保全・活用

○河川や湧水等の水辺空間では、生きものの生息空間を作り農薬の使用を控えるなど、生物多様性の保全に配慮した環境整備を進めます。また、これら河川や湧水を活用した潤いとやすらぎのある都市環境の創出を図ります。

○市街地内の湧水地は、地下水位の低下を防止するための雨水地下浸透などを推進しながらその保全を図ります。

○中心市街地を流れる河川や湧水地では、河川空間を活用した市民主体のイベントを開催するほか、点在する井戸や湧水をめぐるツアーを開催するなど、水辺空間を取り入れた賑わいづくりを進めます。

4-6 景観形成の方針

(1) 現況と課題

現況

- 松本城周辺では、松本城本丸及び二の丸内から北アルプス及び美ヶ原への眺望保全などを目的とした高度地区の決定や、地区の特性に合った景観・まちなみの形成などを目的としたまちづくり協定を10地区で締結するなど、城下町にふさわしいまちづくりを進めてきました。
- 松本市景観計画の改定、景観計画デザインマニュアルの作成、屋外広告物条例の制定などを通じて、市内眺望景観の把握・類型化、建築物の意匠・形態に対する配慮や屋外広告物の撤去・改修が進められるなど、良好な景観に配慮したまちづくりが定着しつつあります。

課題（対応の方向性）

- 地域の特色や良好な自然環境を活かした松本らしい景観形成の取組みの継続
- 景観形成に関する取組みをより有効にするための仕組みの検討（眺望景観に関する配慮や景観形成基準の見直し）

(2) 基本方針

方針1 特徴的な山岳部の自然景観や農山村景観の保全

北アルプスを始め山岳部の自然景観や農山村景観が望める眺望点を把握・共有し、前景となる市街地景観の形成と一体的に良好な眺望景観の保全・形成を図ります。

方針2 松本の美しさを感じ、誇りを感じられる景観形成

市内に数多く分布する歴史・文化に関連する景観資源を保全し、これらと調和する市街地景観を形成することで、来街者が松本の美しさを感じ、暮らす市民が誇りを感じられる景観形成を図ります。

方針3 一体的に魅力ある都市景観、まちなみの形成

松本城や旧開智学校など、松本市を代表する歴史文化資源については、周辺の公園緑地や市街地も含めて一体的に魅力ある都市景観、まちなみを形成します。

方針4 地域の個性や特性を反映した景観形成ルールの確立

都市計画マスタープランや景観計画を基に、地域の住民が主体となって地域の景観の在り方を検討することで、地域の個性や特性を反映した景観形成ルールの確立を目指します。

(3) 整備方針

① 山岳部の景観

- 北アルプスや美ヶ原高原などの山岳部では、無秩序な開発行為等によって自然破壊や景観阻害が行われることがないよう、自然公園法の規制により景観的な対応を図ります。
- 世界水準の観光資源を活かした世界に冠たる山岳リゾートの実現を目指し、山岳部の良好な景観と環境の保全を図ります。
- 市街地から北アルプスや美ヶ原高原の山々への眺望の保全又は復活に向けて、高度地区や景観地区等の制度を活用しながら建物の高さや看板の規制を図ります。

② 農山村の景観

- 農山村景観については、地域コミュニティとなりわいの担い手を確保することによって、持続的かつ自立的な景観保全を図ります。
- 農山村景観の荒廃を防止するためにも、荒廃農地の回復も含め、景観と調和した農業の継続を支援します。
- 郊外部の幹線道路沿道では、無秩序な開発や建築の抑制、屋外広告物等の規制等を通じて、田園景観の保全を図ります。

③ 歴史的な景観

- 城下町の風情を伝える歴史的なまちなみや通りを構成する建造物や史跡等の保存を図るとともに、松本市近代遺産の保全・活用を図ります。
- 中心市街地にふさわしい賑わいと風格のあるまちなみの形成に向け、建築物の新築・改修に対し、景観誘導や修景支援を行います。
- 歴史的景観に配慮した道路改良や電線類の地中化等によって、城下町にふさわしい景観形成を図ります。
- 旧街道など市域周辺に残された歴史的景観の保全・活用を図ります。

④ 市街地の景観

- 商業や金融の中心地として発展してきた歴史的経緯を踏まえ、建築物等の高さ・色彩や屋外広告物等に対する制限を適切に導入するなど、賑わいと風格のある景観の創出を図ります。
- 幹線道路沿道では、沿道の住宅地における生垣設置も含め、街路樹の緑と調和した風格と賑わいのある街路景観の形成に努めます。
- 大規模な工場や商業施設では、敷地内の緑化によって開放感のある緑豊かな景観が形成されるよう支援・指導を行います。

4-7 都市防災の方針

(1) 現況と課題

現況

- 地形・地質等の特性から、市街地には浸水や液状化などの災害リスクが高い区域が分布し、周辺の中山間地域等には土砂災害などの災害リスクが高い区域が分布します。
- 城下町のまちなみを残す中心市街地や古くからの住宅地や温泉街等には、老朽建築物や狭い道路が多く残ることから、地震時に大規模な火災等へ拡大するおそれがあります。
- こうした市内の災害リスクを広く周知するため、土砂災害及び浸水に関するハザードマップや災害危険度判定調査結果を公表してきました。
- 松本市立地適正化計画では、災害リスクの高い区域を居住誘導区域から除外するなど、都市計画の分野からも災害対策に取り組んでいます。

課題（対応の方向性）

- 近年多発する想定を上回る豪雨災害や大規模地震への対応
- ソフト・ハードの両面から防災・減災や都市の強靱化への取り組み
- 大規模な被災から早期に復興するための事前準備

(2) 基本方針

方針1 災害抑止機能を持つ自然資源の整備・保全

地震、火災、水害などの災害から市民の生命と財産を守るため、災害抑止機能を持つ森林や河川、農地、市街地のグリーンインフラなどの自然資源の保全・形成を図ります。

方針2 防災機能を担う基盤を備えた災害に強い都市づくり

延焼遮断帯や緊急輸送道路及び避難路としての機能を担う幹線道路や、延焼遮断帯や防災拠点及び一時集合場所としての機能を担う公園緑地の充実を図るほか、上下水道、電力・ガス等のライフラインの耐震化を進めることで、災害に強い都市づくりを進めます。

方針3 災害の拡大を未然に食い止める都市づくり

市街化に伴う保水機能の低下や、延焼火災のおそれが高い密集市街地の形成を防ぐため、水と緑を重視した都市づくりを進めるとともに、木造密集地域の耐震化・不燃化、狭い道路の改善など、災害の拡大を未然に食い止めるための都市づくりを推進します。

方針4 市街地の復旧・復興に関する事前検討

大規模な災害によって市街地内に大規模な被害が発生することも想定して、市街地の復旧・復興の方向性に関する事前検討や、災害廃棄物の処理空間、仮設住宅設置箇所等に関する事前検討を進めます。

(3) 整備方針

① 治水対策

- 奈良井川・田川などでは、治水機能の向上に向けた河川改修の促進を図ります。
- 河川・水路への急激な雨量流入を抑制するために、公共施設及び民間施設において舗装されていない緑化空間の確保に努めるほか、雨水浸透・貯留施設の設置拡大を推進します。
- 新規宅地開発に対しては、開発行為指導基準に基づき、雨水流出量の増加に対処するための防災調整池の設置及び管理等について指導を徹底します。
- 河川氾濫による甚大な浸水被害が想定される区域では、既存公共施設の安全を確保するための対策を検討します。また、民間建築物に対しても、災害リスクを低減するためのソフト対策を検討・推進します。

② 土砂災害対策

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域では、開発行為の制限、建築物の構造規制を実施し、既存住民及び移転住民に対する危険周知に努めます。また、土砂災害対策の実施と併せて、警戒避難体制の整備、既存住宅の移転促進など、ソフト対策についても検討します。
- その他の急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りなど土砂災害のおそれがある区域では、砂防ダムや擁壁などの防災施設の整備を進めます。

③ 震災対策

- 大規模地震発生時に広域救急・緊急輸送路となる主要幹線道路の整備と併せて、橋梁^{りょう}、トンネル、擁壁などの重要構造物の耐震化を促進します。
- 災害発生時における市街地内の防災・避難空間を確保するため、避難路、延焼遮断帯、避難地等の機能を持つ街路、公園、広場等の整備を進めます。
- 木造住宅が密集する地域では、避難や緊急車輛の進入、消火救急活動を円滑に行うための生活道路の改良（拡幅整備、隅切りの整備、ブロック塀等の撤去）を進めます。
- 延焼火災のおそれが高い地域では、防火地域・準防火地域の指定拡大を通じて不燃化促進を図ります。なお、耐火建築物等への建替えが困難な歴史的まちなみに関しては、消防水利や消火資器材の増設、地域の消防力向上等を通じて、初期消火の徹底及び延焼拡大の防止に努めます。
- 中心市街地等では、防災拠点へのアクセス道路を中心に、まちづくりの視点も含めた無電柱化を推進するほか、外壁・窓ガラス・看板等の落下防止対策の強化を図ります。
- 被害想定や災害危険度判定を通じて、市街地復興が必要になると想定される地区では、災害リスク軽減を目的とする防災まちづくりと併せて、迅速かつ円滑な復興を目的とする事前復

興まちづくりを推進します。

④ 避難対策

- 災害の種類に応じた避難地・避難場所を指定・配置するとともに、避難者への情報・物資・サービスの提供、プライバシーの確保、感染症対策など、様々な面に配慮して避難場所の環境改善を図ります。
- 松本駅周辺では、多数の帰宅困難者が発生することも想定し、避難地や一時滞在施設の確保、外国人観光客も含めた帰宅困難者向けの情報提供手段の整備を検討します。
- 主要な避難経路では、安全で円滑な避難が可能となるよう、無電柱化の促進、ブロック塀の撤去、車両駐車の禁止などの対策を検討・推進します。

5 新たな都市整備の方針

5-1 郊外部における地域コミュニティ維持に向けた方針

(1) 現況と課題

現況

- ・市街化区域内の人口が概ね維持されている一方で、市街化調整区域内及び都市計画区域外の中山間地では人口減少と高齢化が急速に進んでいます。
- ・松本市立地適正化計画では、都市全体の視点で効果的に拠点を配置、維持・充実することで、郊外部でも安心して暮らし続けることができる持続可能な都市づくりの方針を定めました。

課題（対応の方向性）

- ・都市計画制度と農林業施策との一体的取組みによる郊外部のコミュニティ維持
- ・郊外部の暮らしを支える都市機能の維持、利便性の確保

(2) 基本方針

方針1 新たな住民の受け入れによる地域コミュニティの維持

比較的利便性が高く、今後も新たな住宅開発等が進む可能性がある集落地や住宅地では、新たな基盤整備や周辺への市街地拡大を生じさせないことを前提として、地域住民や転入者受入のための開発を許可し、地域コミュニティの維持を図ります。

方針2 中山間地の活性化施策と連携した地域コミュニティの維持

人口減少・少子高齢化が急速に進む中山間地では、持続可能な農業の推進と集落機能や地域再生の両立を図るために必要な場合には、農地の活用と、移住・定住等を受け入れるための都市計画制度の運用を検討し、地域コミュニティを維持します。

方針3 公共交通ネットワークの維持・強化と暮らしを支える拠点の配置・形成

自家用車を利用しない世代・世帯であっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、都市の拠点到達に連絡する公共交通ネットワークを維持・強化するとともに、各地域において暮らしを支える拠点の配置・形成を進めます。

(3) 整備方針

① 集落環境の保全

- 既存宅地や耕作放棄地等を活用した建替えや住宅開発は許容しつつ、農地や自然環境の環境悪化につながるような無秩序なミニ開発を抑制します。
- 生活道路の改善等によって、集落地内の生活環境の向上を図ります。
- 農業の担い手となる認定農業者の育成・確保、規模拡大に取り組む農家や認定農業者への農地の集積・流動化を通じて、耕作放棄地の抑制を図ります。

② 郊外部における生活利便性の維持

- 都市機能の集積状況や公共交通運行状況等を踏まえ、生活サービス施設の維持とコミュニティの維持に資するコミュニティ拠点の配置・形成を進めます。
- 市街化調整区域の中で日常の生活利便性が低い地区では、コミュニティ拠点及びその周辺における地区計画制度の活用等により、当該地区を利用圏とした店舗や事務所等の維持・誘導を図ります。また、そこに位置する集落介在農地等については、農用地区域の見直しを検討します。
- 地区内からコミュニティ拠点への移動については、地区との調整状況により適切な移動手段の確保を検討します。
- 郊外部の生活利便性を補完するため、コミュニティ拠点と、都市中心拠点（中心市街地）、地域拠点、生活拠点等と連絡する公共交通ネットワークの維持・強化を図ります。

③ 地域コミュニティを支える定住人口の確保

- 市街化区域に近接又は隣接し、既に基盤整備がなされた市街化調整区域では、都市計画法第34条第11号の運用による建替えや新規住民の転入を通じて、地域コミュニティの維持を図ります。
- 地域住民が主体となったコミュニティ維持や活性化を目的とするまちづくりを実現するため、市街化調整区域における地区計画制度の活用等を支援します。
- 都市計画区域外の中山間地では、クラインガルテンや観光農業など、都市部と農村部の交流施策の展開を通じて地域の活性化を図ります。
- 地域特性に応じた移住・定住等を促進するため、農地付き空き家等の利活用に向けた検討を推進します。
- 都市活動を支える重要で代替性の無い施設等が立地する地域では、その役割に応じて地域コミュニティが維持されるよう都市計画制度の活用を検討します。

5-2 都市活力を創出する計画的な産業集積や産業振興に向けた方針

(1) 現況と課題

現況

- 工業の事業所数・従業者数は減少が続き、製造品出荷額は東日本大震災前の水準まで回復できていません。
- 新松本工業団地分譲が完了し、松本市への産業立地の需要は今後も続くことが予想されます。
- 「商都松本」として発展してきましたが、商業の事業所数・従業員数は微増で推移しています。
- 観光に関しては、新型コロナウイルスの影響により、観光客の減少やニーズや需要の変化が生じています。
- 農林業では、農林業就業者の減少や高齢化、後継者不足が続き、経営耕地面積も減少傾向です。

課題（対応の方向性）

- 社会経済情勢や松本市の産業政策と連携した計画的な産業誘導や先進企業の誘致等の推進
- 商業者や土地所有者等による将来像の共有と有効な土地利用の検討
- 自然観光資源や歴史的資源の魅力向上とアクセス性の向上
- 遊休荒廃農地や荒廃した森林の増加懸念に対する対応

(2) 基本方針

方針1 多様な産業の集積と新たな産業の育成

ライフスタイルに応じた働き方を選択することができるよう、企業誘致等により多様な産業の集積を図るとともに、松本市の特性を生かした新たな産業の育成を図ります。

方針2 競争力が高く、持続可能な産業構造の構築

空港や高速道路による広域交通利便性、豊かな自然や歴史、高度な都市機能の集積がもたらす都市の求心力を活かし、競争力が高く、持続可能な産業構造の構築を目指します。

方針3 自然環境や居住環境に配慮した計画的な土地利用

新たな産業の集積、又は既存の産業の衰退によって、自然環境や居住環境が悪化することがないように、産業分野と都市計画分野が連携して計画的な土地利用を推進します。

(3) 整備方針

① 工業

- 社会経済情勢の変化を見据えつつ、既存地域産業との連携と松本市の特性を活かした成長分野の育成につながる新たな産業振興に向けた土地利用を検討します。
- 一定の都市基盤が整っている既存の産業団地及びその周辺の活用を基本とし、受け皿の確保や支援策等の充実により、工場等の誘致を推進し都市活力の創出を図ります。
- 今後の道路整備に伴う産業用地需要の変化により、既存の産業団地及びその周辺での受け入れが困難な場合には、周辺農地・景観・良好な居住地などの周辺環境に十分配慮した上で、中部縦貫自動車道（松本波田道路）の追加インターチェンジ周辺の計画的な土地利用や既存インターチェンジ周辺の適切な土地の活用について検討します。
- 市街化区域内の工業系用途地域では、既存工場等の立地を維持するため、用途地域の見直しや特別用途地区の指定など、必要に応じた土地利用規制の見直しを検討します。

② 商業

- 都市中心拠点、地域拠点、生活拠点では、既存商業機能を維持しつつ、暮らしを支える商業機能などの立地誘導を図ります。
- 中心市街地では、空き家・空き店舗等の既存ストックを有効活用しながら、商業活性化とまちなか居住を推進します。
- 公共空間（道路、河川、広場等）の民間利活用の推進により、市民・事業者が一体となった賑わい創出を図ります。

③ 観光業

- 国内外からの観光客の回復・増大に向け、松本城と周辺地区を、2つの国宝が存在する歴史観光エリアとして整備を進めます。
- クラインガルテン等の観光農業との連携、飲食店や土産品等の地元商店街との連携、伝統工芸との連携など、観光を軸とした関連産業の活性化に資する都市空間の質の向上を図ります。
- 上高地、乗鞍高原、美ヶ原高原等における持続可能な観光地整備と併せて、自然観光資源と松本平を結ぶ、観光インフラや交通アクセスを整備・充実します。

④ 農林業

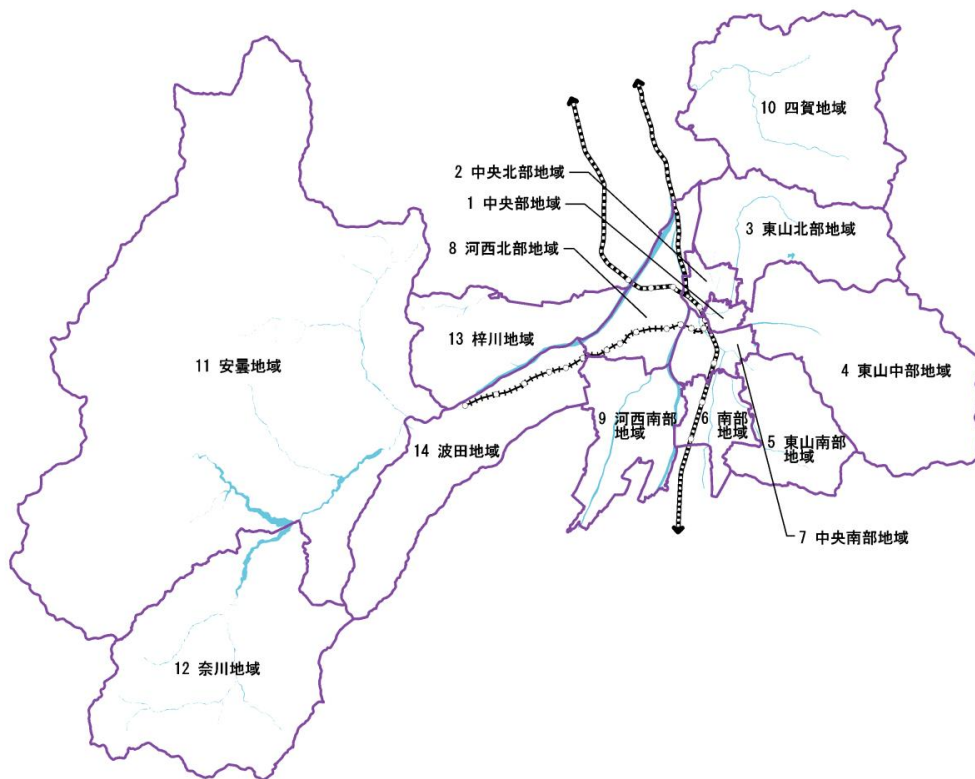
- 森林の持つ多様な機能（木材生産、水資源涵養、土砂流出防止、癒し及び地球温暖化防止機能など）が発揮されるよう、森林資源を計画的に保全・活用します。
- 農用地区域を始めとする優良農地では、生産性向上に向けた農業生産基盤の整備とともに、規模拡大・経営改善に必要な施設整備を推進します。
- 確保すべき優良な農地を保全しつつ、地域の課題解決に資する必要な範囲で、農地を含めた柔軟な土地利用を検討します。

第4 地域別構想

全体構想をより市民の生活に密着した具体的な構想とするために、市内の各地域によりクローズアップした地域別構想を設定します。クローズアップする地域は、主要な都市機能や地域施設及びこれらをつなぐネットワークが明らかになるよう、以下の14ブロックに区分します。

各地域の概況を踏まえて、将来像やまちづくりの方針を定めます。また、個性と魅力づくりを進めるために地域の拠点、土地利用区分、整備方針を定め、地域の資源を活かした取組みを隣接地域間の整合性・一体性にも配慮しながら進めます。

◆ 地区区分図



■ マスタープランの地域区分

地域区分	地区名	地域区分	地区名
1 中央部地域	中央・東部・第1・第2・第3	8 河西北部地域	島内・島立・新村
2 中央北部地域	白板・城北・安原・城東	9 河西南部地域	和田・神林・笹賀・今井
3 東山北部地域	岡田・本郷	10 四賀地域	四賀
4 東山中中部地域	里山辺・入山辺	11 安曇地域	安曇
5 東山南部地域	中山・内田	12 奈川地域	奈川
6 南部地域	芳川・寿・寿台・松原	13 梓川地域	梓川
7 中央南部地域	田川・鎌田・松南・庄内	14 波田地域	波田

1 中央部地域（中央地区・東部地区・第1地区・第2地区・第3地区）

（1）地域の概況

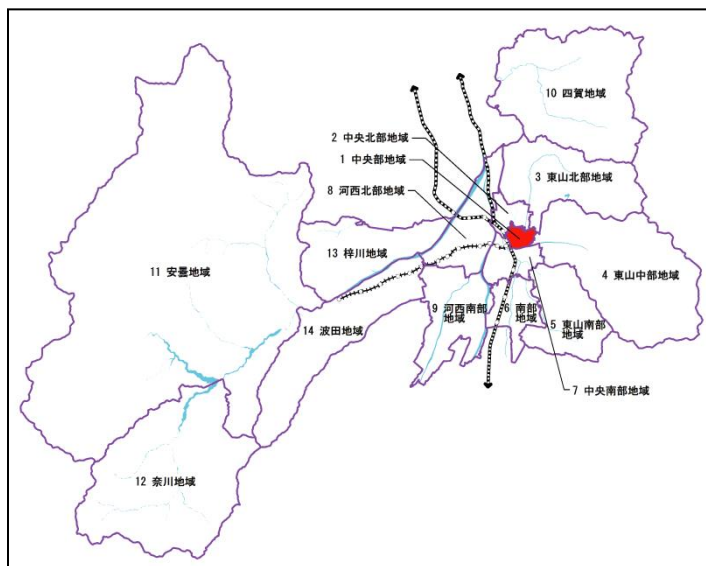
中央部地域は、城下町として栄えた松本市における古くからの中心市街地であり、松本駅お城口周辺の商業業務地は県内有数の規模であり、松本平における都市活動の中心を担っている地域です。

地域内には、国宝である松本城、旧開智学校、国の重要文化財である旧松本高等学校を始めとした歴史的建築物が多く残されているほか、薄川、女鳥

羽川、長沢川などの河川や源智の井戸など市民に身近な水辺環境が随所に残されています。こうした歴史的資源を活かしつつ、多世代が住まい、交流活性化による賑いを創出するための都市デザインを進めるとともに、歩行者の回遊や自転車利用を促すための取組みを進めてきました。これらの取組みを継続していきながら、まちの魅力創出や防災性の向上等に資するグリーンインフラの導入を積極的に図っていく必要があります。

本地域は、様々な商業施設等が立地する生活利便性が高い地域となっていますが、少子高齢化が進み、独居高齢者などの買物や外出を支えていく必要があります。また、空き家の利活用の更なる促進等が課題となっています。

◆ 計画対象区域



(2) 地域別構想

① 将来像

「歴史的遺産や豊かな水と緑を活かした松本広域都市圏の中心拠点」

- 松本広域都市圏の中心として、多様な都市機能が集約された商業業務地
- 来街者等が城・蔵・寺・水を巡り、松本の文化を楽しめる観光商業地
- 安全・快適な都市型住宅地

② まちづくりの方針

松本城～松本駅～あがたの森を中心とする中心市街地は、松本広域都市圏の中心拠点として多様な高次都市機能を集約し、利便性が高く、また文化を楽しめるまちを目指します。

松本城を始めとする歴史的建造物の保全、美術館や市民芸術館などを利用した芸術活動の活発化、個性的な商業の振興、歩行者優先に配慮した交通環境の改善などにより、松本の文化を歩いて楽しむまちを目指します。

住環境では、空き地や空き家などの有効活用を図り、多様な世代や世帯のライフスタイルに対応した高密度な住環境を目指します。

③ 拠点形成と土地利用

本地域の拠点及び土地利用区分を次のように定めます。

拠点形成	○都市中心拠点(中心市街地の都市機能誘導区域内)		
	○コミュニティ拠点(中央地区、東部地区、第一地区、第二地区、第三地区の地域づくりセンター周辺)		
	○医療拠点(相澤病院)		
	○歴史・文化・観光拠点(国宝松本城・国宝旧開智学校周辺、あがたの森)		
土地利用	都市的開発整備ゾーン	商業業務系	中心商業業務地区(松本駅周辺)、都市型複合業務地区(中心商業業務地区からあがたの森までの市街地)
		産業系	—
		住宅系	都市型住宅地区(松本城の北側の住宅地)、低層住宅地区(あがたの森の北側の住宅地)
	農業環境保全ゾーン	—	
	自然環境保全ゾーン	公園緑地(松本城、あがたの森)	

④ 整備方針

【施設整備】

○歩行者優先の道路空間の形成

- ・松本城、松本駅、あがたの森を結ぶエリアの道路は、歩行者優先の空間として再構築します。
- ・中心市街地への通過交通の分散に必要となる幹線道路等について優先的な整備を進めます。
- ・買物等をしながら回遊を楽しめるようにするための滞留・休憩ができる環境を整備します。

○駅周辺の交通結節機能の充実

- ・松本駅周辺におけるにぎわいを創出するために、交通事業者等との連携により、鉄道・バス・自転車等の交通手段のシームレス化や各施設の整備等を推進します。

○河川の水辺と一体となった環境整備

- ・河川の水辺環境と一体となった散策路整備を進め、うるおいのある街並み景観を形成します。

○歴史的建築物の耐震化

- ・松本城、旧開智学校校舎、旧制松本高等学校の建物耐震化を進め、周辺環境も含めた環境整備を進めます。

○防災・避難空間の充実等

- ・災害発生時の市街地における防災・避難空間の充実等に向けて、都市計画道路の整備、狭あい道路の拡幅を推進します。
- ・河川氾濫による甚大な浸水被害が想定される区域では、既存公共施設の安全の確保を進めるとともに、民間建築物の災害リスク低減に向けた対策を検討します。

【公共交通】

○鉄道の利便性の向上

- ・都市中心拠点へのアクセス性の維持・向上に向け、交通事業者等との連携により、JR 篠ノ井線、JR 大系線、アルピコ交通上高地線の利便性向上を図ります。

○幹線バス路線等の利便性の維持、充実

- ・中心市街地と各地域の拠点間を支えるバス路線の利便性（路線・本数・時間）の維持・充実を図ります。
- ・中心市街地の居住者及び来訪者の移動を担保するため、松本駅と中心市街地の各施設を接続する中心市街地バスの充実を図ります。

○自転車を利用しやすい交通環境の形成

- ・交通結節点等の周辺においてシェアサイクルの普及を促進します。
- ・あがたの森に向かうあがたの森通り（駅前通り）、松本城に向かう本町通り、大名町通りでは、市民や観光客が安全・安心・快適に通行できるよう自転車通行空間の整備を推進します。

【環境保全形成】

○松本城三の丸エリアビジョンの実現に向けたまちづくり

- ・二つの国宝を有する松本城三の丸及びその周辺について、歴史の積み重ねや特性を生かしたまちの将来像を示し、多くの市民と連携して各種事業を推進し、実現を目指します。

○城下町にふさわしい賑いと風格のあるまちなみの形成

- ・まちづくり協定による住民主体の取組みを継続するとともに、建築物の新築・改修に対する景観誘導や修景支援を行います。
- ・歴史的景観に配慮した道路改良や電柱の地中化により、城下町にふさわしい景観形成を図ります。
- ・商業や金融の中心地として発展してきた歴史的経緯を踏まえ、建築物等の高さ・色彩や屋外広告物等に対する制限を適切に導入するなど、賑わいと風格のある景観の創出を図ります。

○既存ストックの活用による賑いの創出

- ・空き家・空き店舗等の有効活用による商業活性化とまちなか居住の推進を図ります。
- ・来街者が心地よく回遊できるよう、オープンカフェでの活用など、道路を始めとする公共空間の効果的な使い方を推進します。

○水辺空間を活用したうおいのある景観の形成

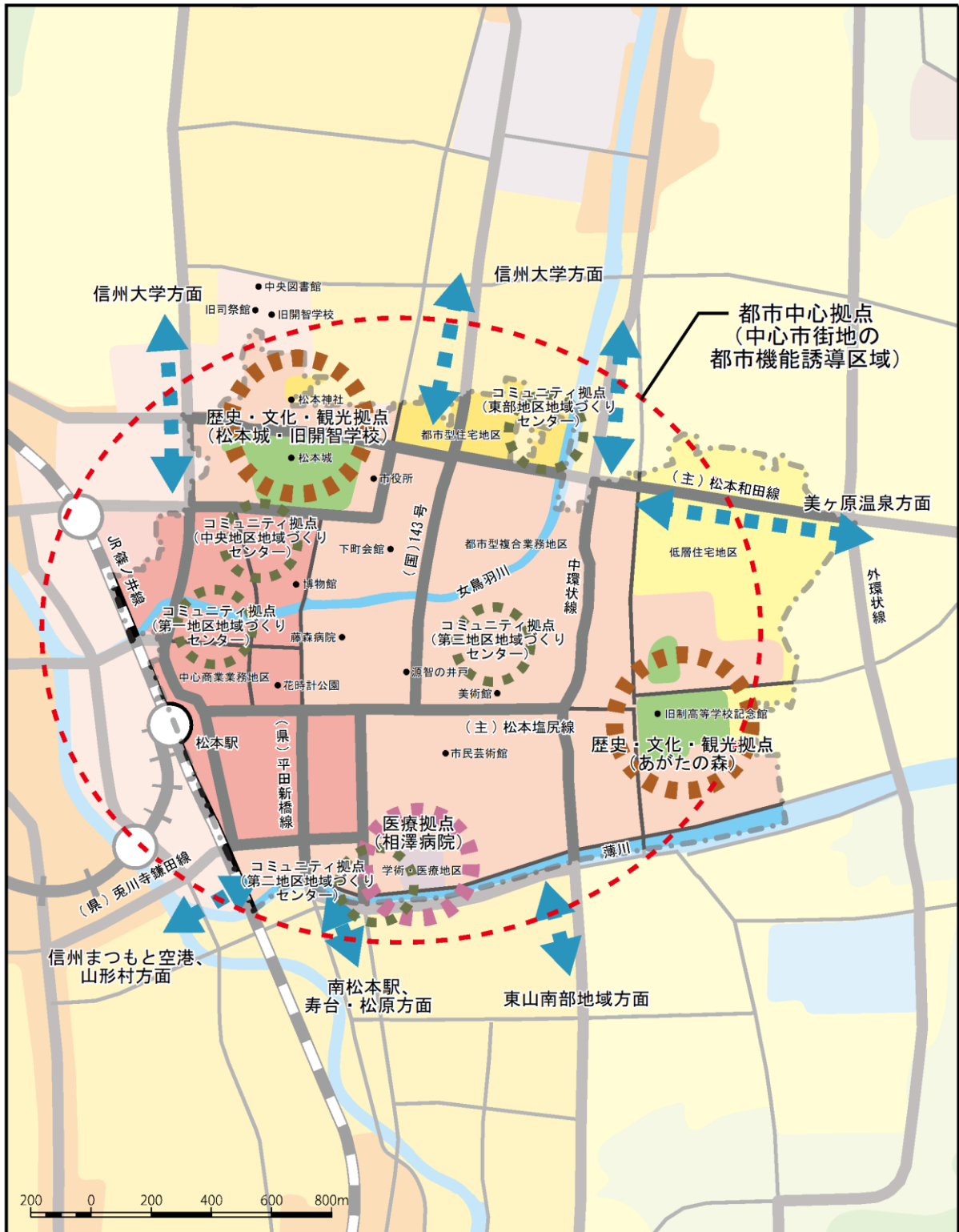
- ・湧水・水路を活かした水辺づくりと周辺の景観整備を進めます。
- ・生物の生息・生育に適した水質の改善や水辺環境の整備を図ります。
- ・女鳥羽川、薄川などの河川では、まちの賑わい創出につながる利活用を促しながら、「かわまちづくり事業」として川と一体となったまちづくりを進めます。

○グリーンインフラの導入

- ・学校、官公庁、文化施設などの公共公益施設の敷地、公園や道路などの公共空間では、維持管理に関する労力や費用等も勘案しながら、効果的な緑化を推進します。
- ・小さな空間を活用した緑の配置や屋上・壁面を利用した緑化を推進します。

○あがたの森公園と調和する住宅地景観の形成

- ・重文旧制松本高等学校校舎と一体となった緑地整備の促進と周辺建築物や広告物等のデザインの規制・誘導を図ります。
- ・あがたの森通りにおける緑化や歩道のデザイン化、ブロック塀の生垣化等を推進することにより、あがたの森と調和する緑の街並み景観を形成します。



凡例

土地利用区分

- | | |
|-------------|-----------|
| ● 中心商業業務地区 | ● 都市型住宅地区 |
| ● 都市型複合業務地区 | ● 低層住宅地区 |
| ● 複合業務地区 | ● 田園集落地区 |
| ● 地域商業地区 | ● 山間集落地区 |
| ● 学術・医療地区 | ● 森林・丘陵緑地 |
| ● 健康・スポーツ地区 | ● 公園緑地 |
| ● 工業地区 | ● 河川 |
| ● 流通業務地区 | ● 交通施設用地 |
| ● 複合産業地区 | |

道路種別

- 高速道路
- 高規格道路
- 主要幹線道路
- 幹線道路

公共交通

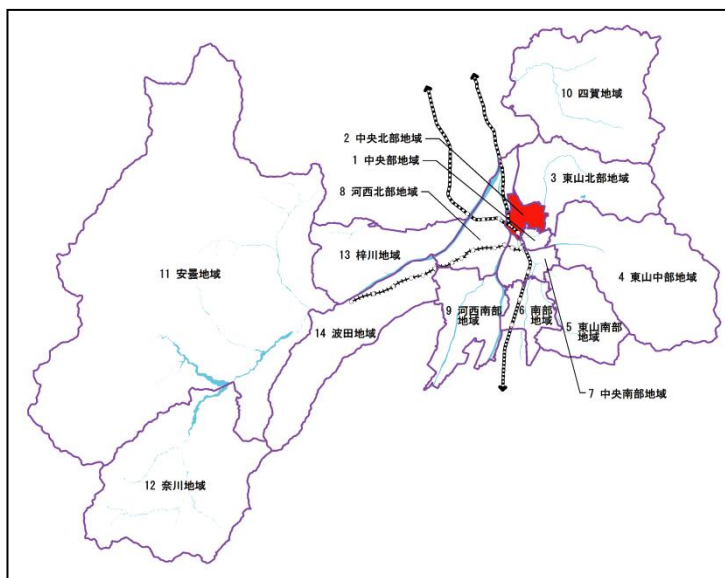
- 鉄道 (JR)
- 鉄道 (その他)
- バス (主要幹線、幹線)

2 中央北部地域（白板地区・城北地区・安原地区・城東地区）

（1）地域の概況

中央北部地域は、中央部地域の商業業務地に連担し、城山丘陵とその裾に広がる丘陵地の住宅地によって構成されています。城山公園からアルプス公園を含む丘陵地や、女鳥羽川、大門沢川などの河川は、自然とふれあうことのできる憩いの場となっています。

また、高度な医療施設として信州大学医学部附属病院が立地するほか、信州大学の本部を置く松本キャンパスを



始め、複数の高校など多くの学校が存在し、国宝旧開智学校、松本神社などから続く、歴史的建造物や神社仏閣を含めた風情ある街並みと相まって、文教的・歴史的な地区ともなっています。

地域内には木造の密集住宅地が存在し、地震時における火災の延焼や道路閉塞などが危惧されています。また、空き家の利活用の更なる促進などが課題となっています。

（2）地域別構想

① 将来像

「豊かな自然や歴史文化と調和したうるおいのある文教のまち」

- 2つの国宝「松本城」「旧開智学校」から続く文教的・歴史的雰囲気と調和する緑豊かな住宅地
- アルプス公園や城山公園を活かした緑の公園のまち

② まちづくりの方針

アルプス公園を中心とする自然交流ゾーンの整備を図るとともに、アルプス公園や城山公園の緑、国宝旧開智学校の文化的雰囲気と調和する文教住宅地の保全・整備を図ります。

信州大学の学術・医療機関としての機能の維持・充実を図るとともに、周辺地域において生活に必要な施設の立地の維持、誘導を図るなど、歩いて暮らしやすい環境を整えます。

③ 拠点形成と土地利用

本地域の拠点及び土地利用区分を次のように定めます。

拠点形成	<ul style="list-style-type: none"> ○地域拠点(信州大学) ○生活拠点(桐) ○コミュニティ拠点(白板地区、城北地区、安原地区、城東地区の地域づくりセンター周辺) ○医療拠点(信州大学医学部附属病院) ○産業・研究拠点(信州大学) ○自然交流拠点(アルプス公園) 		
土地利用	都市的開発整備ゾーン	商業業務系	都市型複合業務地区(女鳥羽川北側の北松本駅を含む地区)、複合業務地区(信州大学周辺の都市機能誘導区域、国道 19 号沿道の市街地)、学術・医療地区(信州大学)
		産業系	—
		住宅系	都市型住宅地区(中環状線の内側の住宅地)、低層住宅地区(中環状線の外側の住宅地)
	農業環境保全ゾーン		田園集落地区(丘陵地の裾に広がる農地)
	自然環境保全ゾーン		森林・丘陵緑地(アルプス公園を擁する丘陵地)

④ 整備方針

【施設整備】

○アルプス公園の活用と歴史・文化・観光拠点までを相互に結ぶ利用空間の形成

- ・アルプス公園の施設整備による景観や緑を活かした魅力ある空間の創出と、その周辺の芥子坊主山市民の森の自然交流拠点と一体的な利用を図ります。
- ・アルプス公園～城山公園～旧開智学校を相互に結ぶ散策路等の利用空間の形成を図ります。

○幹線道路網の形成

- ・中心市街地における通過交通の分散に資する幹線道路等の優先的な整備を進めます。

○歩行者、自転車の安全の確保

- ・市民や観光客の歩行者・自転車利用の安全を確保するために、幹線道路及び生活道路における歩道や自転車通行空間の整備を進めます。

○市街地における防災・避難空間の充実等

- ・災害発生時の市街地における防災・避難空間の充実等に向けて、都市計画道路の整備、狭あい道路の拡幅を推進します。

【公共交通】

○幹線バス路線等の利便性の維持、充実

- ・地域拠点・生活拠点と中心市街地間の移動や地域内移動を支えるバス路線の利便性の維持、充実に向けた、路線・本数・時間の見直しを図ります。

○自転車を利用しやすい交通環境の形成

- ・中心市街地と郊外部を繋ぐ自転車通行空間の整備を進めます。

【環境保全形成】

○文教住宅地にふさわしい景観の形成

- ・城山公園を含む丘陵地に広がる閑静な住宅地、信州大学を始めとした多くの教育機関が立地する住宅地であることを踏まえた、文教住宅地にふさわしい景観の形成を図ります。

○城山の丘陵地景観の保全

- ・市街地からの良好な自然景観を構成する城山の丘陵地の景観を保全するため、城山風致地区における自然景観、眺望景観の保全を図ります。

○歴史的・伝統的街並み景観の整備・保全

- ・松本城を始め、城下町の歴史的な街並みや街路、旧開智学校など、全体として歴史的町割りを色濃く残す景観要素から構成されている地区を中心に、伝統的な街並み景観の整備保全を図ります。

○水辺空間の安全の確保、景観の形成

- ・奈良井川・女鳥羽川の河川改修により、水辺環境を活かした景観形成を図ります。



凡例

土地利用区分

- | | |
|-------------|-----------|
| ■ 中心商業業務地区 | ■ 都市型住宅地区 |
| ■ 都市型複合業務地区 | ■ 低層住宅地区 |
| ■ 複合業務地区 | ■ 田園集落地区 |
| ■ 地域商業地区 | ■ 山間集落地区 |
| ■ 学術・医療地区 | ■ 森林・丘陵緑地 |
| ■ 健康・スポーツ地区 | ■ 公園緑地 |
| ■ 工業地区 | ■ 河川 |
| ■ 流通業務地区 | ■ 交通施設用地 |
| ■ 複合産業地区 | |

道路種別

- 高速道路
- 高規格道路
- 主要幹線道路
- 幹線道路

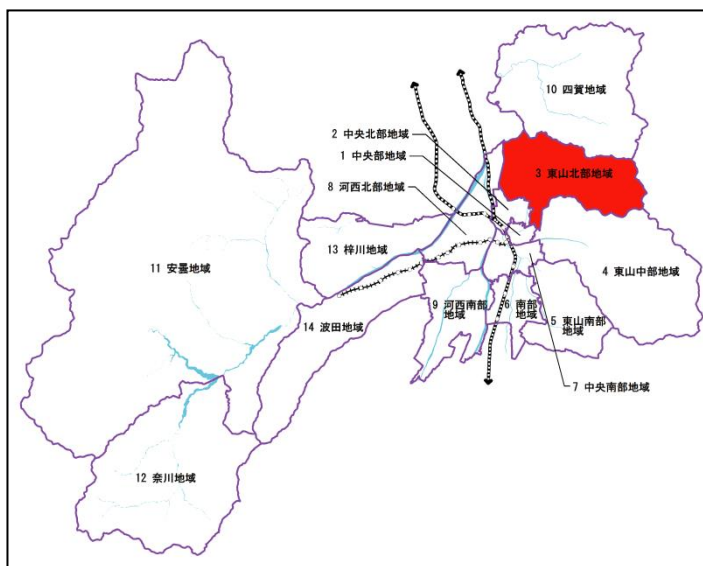
公共交通

- 鉄道 (JR)
- 鉄道 (その他)
- バス (主要幹線、幹線)

3 東山北部地域（岡田地区・本郷地区）

（1）地域の概況

東山北部地域は、城山丘陵と東山山系、そしてこれらの裾に広がる農地と住宅地によって構成されています。地域内に松本文化会館、総合体育館などの文化・スポーツ交流施設や周辺には信州大学などの文教施設が数多く整備されており、セイジ・オザワ 松本フェスティバルをはじめとする松本市を代表する様々なイベントが開催される場所となっています。



また、四季折々の素晴らしい大自然に囲まれた浅間温泉は、日本書紀に開湯天武年間とある1300年の歴史を誇る名湯です。

しかし、国道 143 号においては、周辺自治体から中心市街地に向かう交通量が多く、朝夕の通勤時間帯を中心とした交通渋滞の解消が課題となっています。また、山間部では土砂災害が想定されている区域があり、安全な避難を可能とするための対策が必要となっています。

（2）地域別構想

① 将来像

「豊かな緑と調和した音楽・スポーツ・温泉のまち」

- 音楽・スポーツ・温泉等の多彩な文化と調和する緑豊かな住宅地
- 美鈴湖、芥子坊主山市民の森一帯の貴重な自然とふれあえるまち

② まちづくりの方針

美鈴湖、芥子坊主山市民の森一帯の貴重な自然環境の保全・活用を図るとともに、松本市を代表する音楽・スポーツ・温泉などの多彩な文化と調和する住宅地として整備します。

③ 拠点形成と土地利用

本地域の拠点及び土地利用区分を次のように定めます。

拠点形成	○生活拠点(岡田、浅間、惣社)		
	○コミュニティ拠点(岡田地区、本郷地区の地域づくりセンター周辺)		
土地利用	○歴史・文化・観光拠点(浅間温泉)		
	○自然交流拠点(美鈴湖・芥子坊主山市民の森)		
	都市的開発 整備ゾーン	商業業務系	健康・スポーツ地区(浅間温泉地区)
		産業系	—
		住宅系	低層住宅地区(浅間温泉の西側、南側の住宅地)
農業環境保全ゾーン		田園集落地区(女鳥羽川沿いに広がる農地)	
自然環境保全ゾーン		公園緑地(八ヶ岳中信高原国定公園)、森林・丘陵緑地(八ヶ岳中信高原国定公園以外の丘陵地)	

④ 整備方針

【施設整備】

○歴史・文化・観光拠点内でのうるおいある歩行空間の形成

- ・浅間温泉地区や松本文化会館・総合体育館周辺地区における、うるおいのある歩行空間の整備を進めます。

○市街地・美鈴湖・美ヶ原高原を結ぶ道路ネットワークの充実

- ・市街地と美ヶ原高原の相互誘客を促進するため、観光車両や自転車の利用を想定し、市街地～美鈴湖～美ヶ原高原を結ぶ道路の機能向上を図ります。

○丘陵部の自然交流拠点を相互に結ぶ散策路の形成

- ・美鈴湖周辺や芥子坊主山市民の森一帯の自然交流拠点を相互に結ぶ散策路の整備を進めます。

○市街地における防災・避難空間の充実等

- ・災害発生時の市街地における防災・避難空間の充実等に向けて、都市計画道路の整備、狭あい道路の拡幅を推進します。

○土砂災害の防止・被害の低減

- ・土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の危険周知、避難体制整備等の対策を推進します。

【公共交通】

○幹線バス路線の利便性の維持、充実

- ・生活拠点と中心市街地間の移動を支えるバス路線の利便性を維持、充実に向けた、路線・本数・時間の見直しを図ります。

○地域の暮らしを支えるバス路線の利便性の維持、充実

- ・地域内移動について、地域の実態や需要に応じた最適な交通サービスの構築を検討します。
- ・山間部のバス路線について、利用状況等を考慮した利便性の向上を検討します。

○自転車を利用しやすい交通環境の形成

- ・ 中心市街地と郊外部を繋ぐ自転車通行空間の整備を進めます。

【環境保全形成】

○情緒や魅力ある温泉街の形成

- ・ 温泉街とスポーツ施設との連携による魅力づくりを進めるとともに、歴史的温泉街としての^{たたず}佇まいを活かし、歩いて風情を感じる景観の形成を図ります。
- ・ 浅間温泉付近の住宅地では、歴史的温泉街と調和する落ち着いたある景観の形成を図ります。

○多彩な文化・スポーツ施設と調和する住宅地景観の形成

- ・ 浅間温泉周辺や文化・スポーツ施設及び教育施設周辺の住宅地では、建築物や屋外広告物の誘導により山並みと調和のとれた良好な街並みの形成を図るとともに、ブロック塀の生垣化等を促進します。

○貴重な自然景観の保全

- ・ 市街地からの良好な自然景観を構成する芥子坊主山市民の森周辺及び東山山系の自然緑地の保全を図ります。
- ・ 芥子坊主山市民の森周辺の施設整備では、市街地からの眺望に配慮します。



凡例

土地利用区分

- | | |
|-------------|-----------|
| ■ 中心商業業務地区 | ■ 都市型住宅地区 |
| ■ 都市型複合業務地区 | ■ 低層住宅地区 |
| ■ 複合業務地区 | ■ 田園集落地区 |
| ■ 地域商業地区 | ■ 山間集落地区 |
| ■ 学術・医療地区 | ■ 森林・丘陵緑地 |
| ■ 健康・スポーツ地区 | ■ 公園緑地 |
| ■ 工業地区 | ■ 河川 |
| ■ 流通業務地区 | ■ 交通施設用地 |
| ■ 複合産業地区 | |

道路種別

- 高速道路
- 高規格道路
- 主要幹線道路
- 幹線道路

公共交通

- 鉄道 (JR)
- 鉄道 (その他)
- ← バス (主要幹線、幹線)

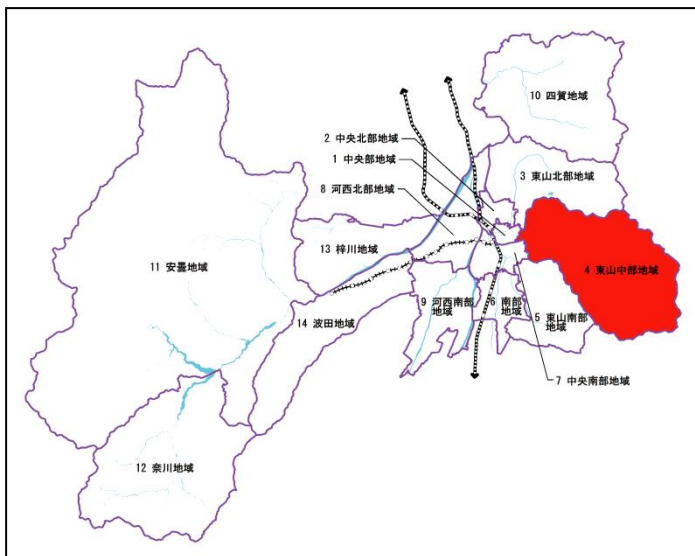
4 東山中部地域（里山辺地区・入山辺地区）

（1）地域の概況

東山中部地域は東山山系と薄川沿いの農地及び住宅地によって構成されています。東山山系の一部は八ヶ岳中信高原国定公園に指定されており、これらの山並みが形成する稜線は市街地からの重要な景観要素となっています。

長野県ぶどう発祥の地としても知られ、地域の特産品である山辺ぶどうを中心とした果樹栽培が行われています。

山間地では人口減少と高齢化が顕著に進み、生活利便性やコミュニティの維持が課題となっています。また、遊休荒廃農地が見られ、地域の活性化や農地の保全などが課題となっています。山間部では土砂災害が想定されている区域があり、安全な避難を可能とするための対策が必要となっています。



（2）地域別構想

① 将来像

「湯けむり・ぶどう・歴史を活かした山ふところの里」

- 歴史ある都市近郊型の温泉観光地
- ぶどう・遺跡を活かした個性豊かな山ふところの里(ぶどうの里づくり)
- 美ヶ原高原と三城一帯周辺の良い自然環境とふれあえるまち

② まちづくりの方針

美ヶ原温泉街を歴史・文化・観光拠点として位置付け、浅間温泉及び周辺のスポーツ施設と連携しながら、温泉街としての魅力づくりに加え、良好な水と緑の環境をもつ美ヶ原高原、三城一帯を自然交流拠点として整備します。また、山辺ぶどうなどの地域特有の資源や古墳、古寺、古城などの歴史資源を活かした地域産業づくりをすすめ、里山景観と調和した山ふところの里として整備します。

③ 拠点形成と土地利用

本地域の拠点及び土地利用区分を次のように定めます。

拠点形成	○コミュニティ拠点(里山辺地区、入山辺地区の地域づくりセンター周辺)		
	○歴史・文化・観光拠点(美ヶ原温泉)		
	○自然交流拠点(美ヶ原高原、三城一帯)		
土地利用	都市的開発 整備ゾーン	商業業務系	健康・スポーツ地区(美ヶ原温泉地区)
		産業系	—
		住宅系	低層住宅地区(地域西部の住宅地)
	農業環境保全ゾーン		田園集落地区(薄川沿いに広がる農地)
自然環境保全ゾーン		公園緑地(ハヶ岳中信高原国定公園)、森林・丘陵緑地 (ハヶ岳中信高原国定公園以外の丘陵地)	

④ 整備方針

【施設整備】

○幹線道路網の形成

- ・都市計画道路出川浅間線の整備を進めます。

○交通の安全性の向上

- ・自動車・歩行者・自転車交通の安全性の向上に向けた道路の拡幅、安全対策等を推進します。

○自然交流拠点と周辺のレクリエーション施設等の一体的活用

- ・美ヶ原高原、三城一帯とその周辺のレクリエーション施設等を一体的に活用し、自然と親しみ、ふれあえる空間形成を進めます。

○ぶどう園や遺跡を巡る回遊型散策路の設定と整備

- ・山辺ぶどう園や、山辺ワイナリー、針塚古墳、林城趾、中入城跡(山家城跡)、桐原城跡等を、美しい景観を楽しみながら巡る回遊型の散策路整備を進めます。

○市街地における防災・避難空間の充実等

- ・災害発生時の市街地における防災・避難空間の充実等に向けて、都市計画道路の整備、狭あい道路の拡幅を推進します。

○土砂災害の防止・被害の低減

- ・土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の危険周知、避難体制整備等の対策を推進します。

○公共施設や公民館、空き地等の利活用

- ・地域と行政が連携し、生活の快適性や利便性の維持・向上、コミュニティの醸成等の観点から、公共施設や公民館、空き地等の利活用を検討します。

【公共交通】

○幹線バス路線の利便性の維持、充実

- ・生活拠点と中心市街地間の移動を支えるバス路線の利便性を維持、充実に向けた、路線・

本数・時間の見直しを図ります。

○地域の暮らしを支えるバス路線の利便性の維持、充実

- ・地域と生活拠点の間の移動を支えるバス路線について、利用状況等を考慮して利便性の向上を検討します。
- ・地域内移動について、地域の実態や需要に応じた最適な交通サービスの構築を検討します。

【環境保全形成】

○情緒や魅力ある温泉街の形成

- ・温泉街とスポーツ施設との連携による魅力づくりを進めるとともに、看板や表示板の周辺の街並みとの調和や、歩行空間の充実と緑化により、温泉街の景観形成を図ります。
- ・温泉街外周部と周辺の丘陵地及び低層住宅地などとの景観的な調和を図ります。

○山並みと調和のとれた住宅地景観の形成

- ・周辺の山並みと調和のとれた低層住宅地の景観形成を図ります。

○入山辺のぶどう園などの地域資源を活かした里山景観の形成

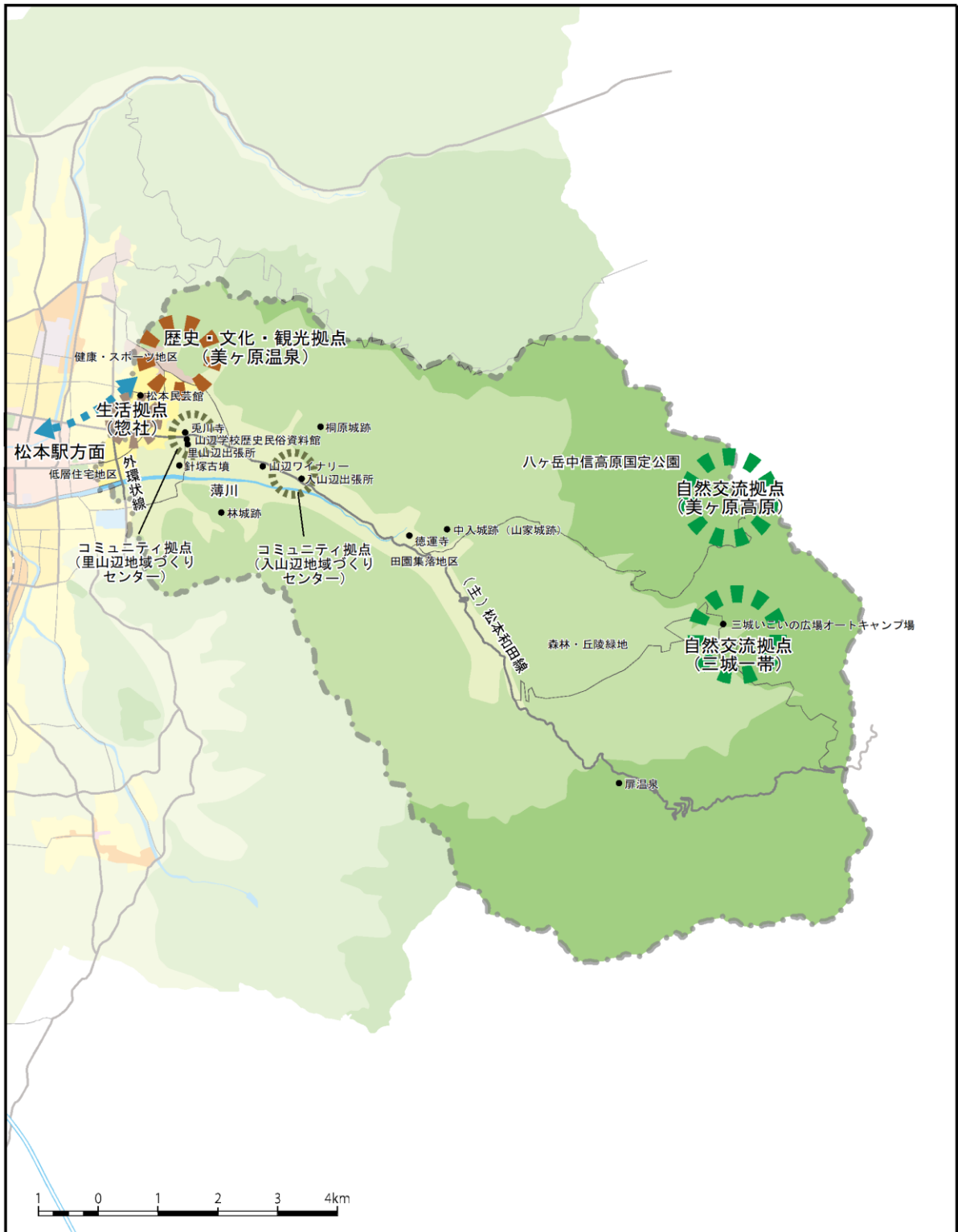
- ・入山辺のぶどう園などと周辺の集落地が一体となった特色ある里山景観の保全・形成を図ります。

○薄川での水辺環境と親水空間の形成

- ・河川敷等の自然環境の保全を図るとともに、親水機能を備えた身近な水辺空間づくりを促進します。
- ・快適な歩行者空間の形成、植栽による良好な景観形成などに配慮し、市民の安らぎの場となる河川緑地の整備を促進します。

○美ヶ原高原の自然の再生・保護・利用

- ・美ヶ原高原の自然資本を最大限活用し、植生回復や景観保全に取り組みながら、高原観光地としての魅力創出を図ります。



凡例

土地利用区分

- | | |
|-------------|-----------|
| ■ 中心商業業務地区 | ■ 都市型住宅地区 |
| ■ 都市型複合業務地区 | ■ 低層住宅地区 |
| ■ 複合業務地区 | ■ 田園集落地区 |
| ■ 地域商業地区 | ■ 山間集落地区 |
| ■ 学術・医療地区 | ■ 森林・丘陵緑地 |
| ■ 健康・スポーツ地区 | ■ 公園緑地 |
| ■ 工業地区 | ■ 河川 |
| ■ 流通業務地区 | ■ 交通施設用地 |
| ■ 複合産業地区 | |

道路種別

- | |
|----------|
| — 高速道路 |
| — 高規格道路 |
| — 主要幹線道路 |
| — 幹線道路 |

公共交通

- | |
|----------------|
| — 鉄道 (JR) |
| — 鉄道 (その他) |
| — バス (主要幹線、幹線) |

5 東山南部地域（中山地区・内田地区）

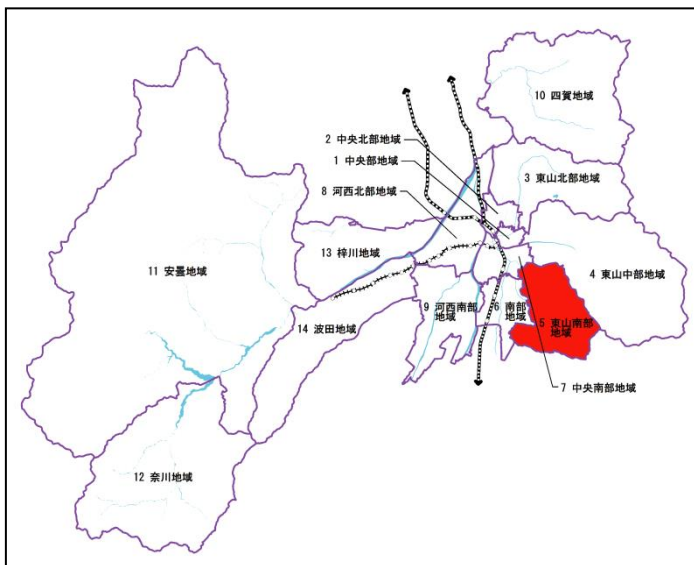
（1）地域の概況

東山南部地域は、地域東側に広がる東山山系と、市街地に近接した中山丘陵、そしてその裾に広がる農地及び集落地によって構成されています。

中山丘陵は市街地からの視対象として重要な景観要素であると同時に、丘陵地の各所から、壮大な北アルプス連峰を背景に広がる松本市の市街地を眺望することができます。

弘法山古墳、中山古墳群、もくげんちようあと牧監庁跡などをはじめとして貴重な史跡などが数多く残されているほか、国の重要文化財に指定されている馬場家住宅、牛伏川階段工があります。

少子高齢化が進んでおり、生活利便性の充実、コミュニティの維持が課題となっています。また、山間部では土砂災害が想定されている区域があり、安全な避難を可能とするための対策が必要となっています。



（2）地域別構想

① 将来像

「北アルプスの壮大な眺望と里の緑や歴史資源を活かしたうるおいのある里山のまち」

- 中山・内田の緑や歴史的環境と調和する緑豊かな住宅地
- 北アルプスの眺望や中山・内田の緑・そば・遺跡文化にふれあえる里のまち

② まちづくりの方針

中山・内田の自然や歴史資源などを巡る回遊型の自然交流ゾーンを整備するとともに、この自然・歴史的環境と調和する住宅地を保全、形成します。

公共交通の改善に取り組みながら、既存の集落地における生活利便性の向上を図るとともに、農地の保全と営農環境の整備を図ります。

③ 拠点形成と土地利用

本地域の拠点及び土地利用区分を次のように定めます。

拠点形成	○コミュニティ拠点(中山地区、内田地区の地域づくりセンター周辺)		
	○自然交流拠点(中山丘陵一帯)		
土地利用	都市的開発 整備ゾーン	商業業務系	—
		産業系	—
		住宅系	低層住宅地区(中山住宅団地、六道地区)
	農業環境保全ゾーン	田園集落地区(丘陵地に広がる農業地)	
自然環境保全ゾーン	公園緑地(中山丘陵、八ヶ岳中信高原国立公園)、森林・丘陵緑地(中山から東南部に広がる丘陵地)		

④ 整備方針

【施設整備】

○集落地における生活道路の改善

- ・集落地における生活道路の安全性、利便性の向上に向けた整備を進めます。

○中山から内田にかけての丘陵地、そばの畑、史跡を活かした回遊を促す環境の形成

- ・中山から内田にかけての丘陵地、そば畑、中山古墳群、弘法山古墳や重文馬場家住宅などの史跡を巡る回遊を促すため、住民参加によるまちづくりを支援し良好な環境を誘導します。

○土砂災害の防止・被害の低減

- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域における危険周知、避難体制整備等の対策を推進します。

【公共交通】

○地域の暮らしを支えるバス路線の利便性の維持、充実

- ・地域と地域拠点の間の移動や生活関連施設への移動を支えるバス路線について、利用状況等を考慮して利便性の向上を検討します。

【環境保全形成】

○中山丘陵における自然景観・歴史的景観の保全

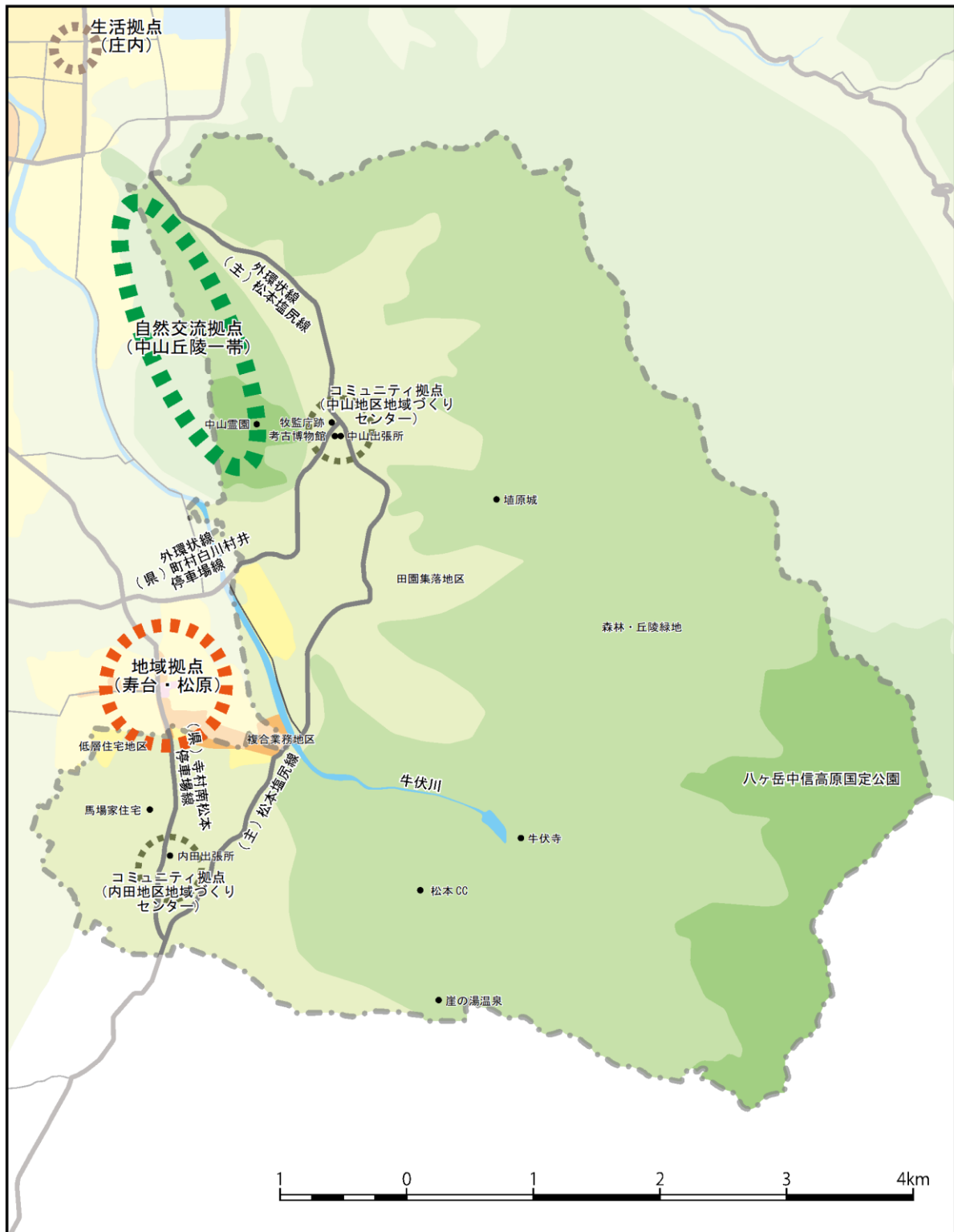
- ・市街地からの良好な自然景観を構成する中山の丘陵緑地の保全を図ります。
- ・周辺の自然環境との調和、市街地からの眺望景観に配慮した中山霊園や弘法山古墳などの施設整備を進めます。

○中山から内田にかけての丘陵地と調和する里山景観の形成

- ・既存住宅地の歩道整備における景観への配慮を進めるとともに、緑化及びブロック塀の生垣化等を促進することにより、中山丘陵と一体となったみどりの街並みを形成します。

○和泉川、牛伏川の水辺環境の形成

- ・生物の生息・育成に適した水辺環境の整備を進めます。
- ・堤防沿いの緑化により、市民の安らぎの場となる河川緑地の整備を進めます。



凡例

土地利用区分

- | | |
|-------------|-----------|
| ■ 中心商業業務地区 | ■ 都市型住宅地区 |
| ■ 都市型複合業務地区 | ■ 低層住宅地区 |
| ■ 複合業務地区 | ■ 田園集落地区 |
| ■ 地域商業地区 | ■ 山間集落地区 |
| ■ 学術・医療地区 | ■ 森林・丘陵緑地 |
| ■ 健康・スポーツ地区 | ■ 公園緑地 |
| ■ 工業地区 | ■ 河川 |
| ■ 流通業務地区 | ■ 交通施設用地 |
| ■ 複合産業地区 | |

道路種別

- 高速道路
- 高規格道路
- 主要幹線道路
- 幹線道路

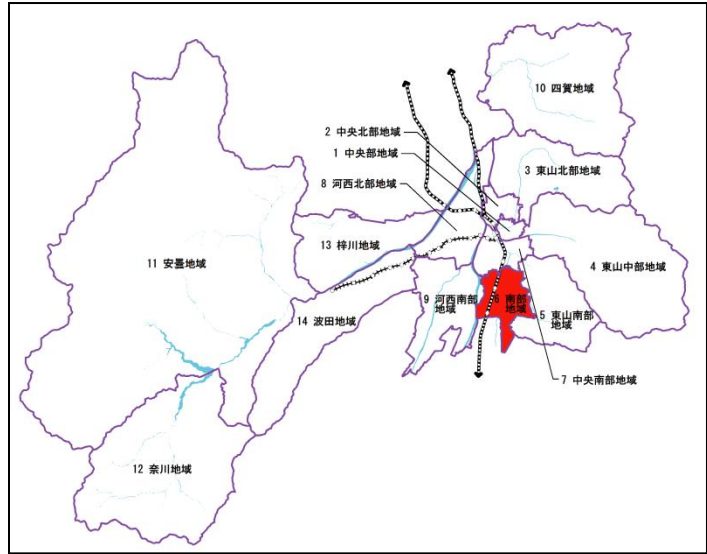
公共交通

- 鉄道 (JR)
- 鉄道 (その他)

6 南部地域（芳川地区・寿地区・寿台地区・松原地区）

（1）地域の概況

南部地域は、概ね野溝地区以南の国道 19 号を中心とし、東西を牛伏川と奈良井川に挟まれた地域です。本地域は、多様な産業施設が集積している地域でもあり、国道 19 号沿道や平田駅周辺には商業施設、サービス施設が立地しており、その周りに住宅地が形成されてきました。また、近年では JR 村井駅及びその周辺の交通基盤の整備等が進められています。



住宅団地が立地する寿台地区では人口減少と高齢化が急速に進み、生活利便性やコミュニティの維持が課題となっています。また、国道 19 号とこれに接続する道路の交差点周辺では、交通渋滞が発生しており、この交通混雑の解消が課題となっています。

（2）地域別構想

① 将来像

「水と緑の豊かなうるおいのある住宅地と多様な産業が調和するまち」

- 駅周辺等の地域拠点を擁する利便性の高い市街地
- 田園景観と調和するうるおいのある住宅地
- 松本市南部地域の暮らしを支える商業や文化のあるまち

② まちづくりの方針

国道 19 号は沿道型商業施設の土地利用を維持します。また駅周辺や寿台・松原では生活サービス施設の立地誘導を図り、近接した地区は公共交通の利便性の高い居住環境を目指します。その他周辺については、農地を保全し地域の田園環境と調和した住宅地環境を整備します。

③ 拠点形成と土地利用

本地域の拠点及び土地利用区分を次のように定めます。

拠点形成	○地域拠点(平田駅、村井駅、寿台・松原の周辺)		
	○コミュニティ拠点(芳川地区、寿地区、寿台地区、松原地区の地域づくりセンター周辺)		
土地利用	○産業・研究拠点(流通業務団地)		
	○医療拠点(まつもと医療センター松本病院)		
	○自然交流拠点(中山丘陵一帯)		
	都市的開発 整備ゾーン	商業業務系	複合業務地区(国道19号沿道、地域商業地区周辺)、地域商業地区(平田駅、村井駅、寿台・松原の周辺)
		産業系	流通業務地区(流通業務団地)
住宅系		低層住宅地区(複合業務地区周辺の住宅地)	
農業環境保全ゾーン		田園集落地区(南部地域の既存農地)	
自然環境保全ゾーン		森林・丘陵緑地(中山丘陵)	

④ 整備方針

【施設整備】

○幹線道路網の形成

- ・交通渋滞の解消に向けた幹線道路の整備を進めます。

○交通の安全性の向上

- ・幹線道路及び生活道路における歩行者と自転車の安全の確保を図ります。

○駅周辺の交通結節機能の充実

- ・鉄道を利用しやすい交通環境を整備するため、平田駅におけるパークアンドライド駐車場の充実を図るとともに、村井駅の駅施設、駅前広場、接続道路の整備を進めます。
- ・信州まつもと空港の機能拡充を見据え、平田駅、村井駅からのアクセスの向上を検討します。

○水辺環境と一体化した散策路の整備

- ・田川では、生物の生息に適した水辺環境の整備と市民が河川に親しめる散策路の整備を促進します。

○市街地における防災・避難空間の充実等

- ・災害発生時の市街地における防災・避難空間の充実等に向けて、狭あい道路の拡幅を推進します。

○洪水による被害の低減

- ・河川氾濫による甚大な浸水被害が想定される区域では、既存公共施設の安全の確保を進めるとともに、民間建築物の災害リスク低減に向けた対策を検討します。

○旧中信松本病院の跡地の適切な土地利用

- ・旧中信松本病院の跡地について、周辺環境と調和した適切な土地利用が進むよう関係機関へ働き掛けていきます。

【公共交通】

○鉄道の利便性の向上

- ・ 交通事業者等との連携による JR 篠ノ井線の利便性向上を図ります。

○幹線バス路線の利便性の維持、充実

- ・ 中心市街地と地域拠点や地域拠点間の移動を支えるバス路線の利便性を維持、充実に向けた路線・本数・時間の見直しを図ります。

○地域の暮らしを支えるバス路線の利便性の維持、充実

- ・ 西部地域と地域拠点の間の移動や生活関連施設への移動を支えるバス路線について、利用状況等を考慮して利便性の向上を検討します。

【環境保全形成】

○活力ある駅前づくりと商業地景観の形成

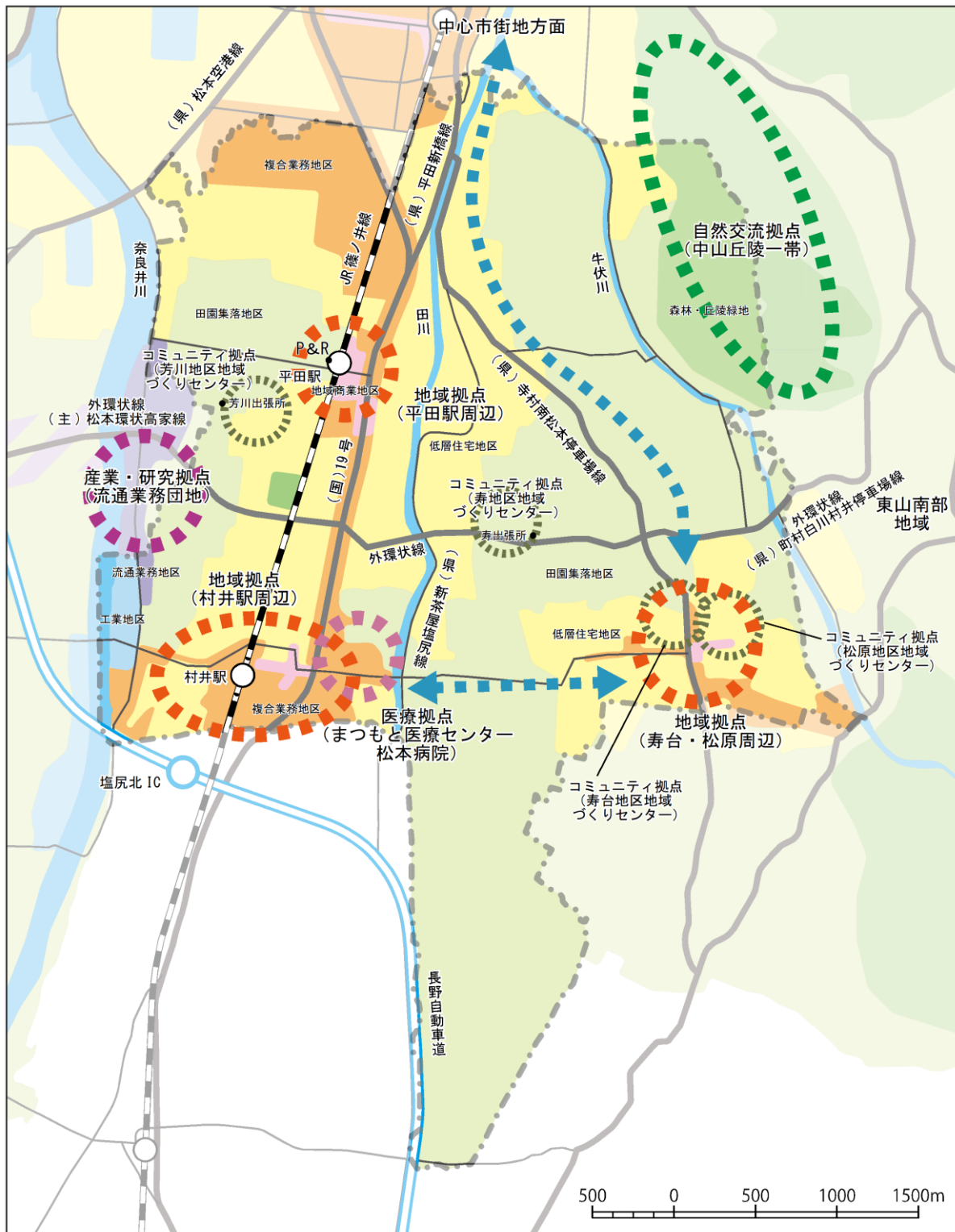
- ・ 駅周辺の地域商業地区では、歩行者が快適に居心地よく歩ける道路空間の整備、樹木の植栽等により、うるおいとにぎわいのある駅前商業地景観の形成を図ります。

○周辺環境と調和した住宅地景観の形成

- ・ 緑地景観の保全を図るとともに、松本平と北アルプスの眺望、東山を背景とした集落と農地が広がる景観と調和した農村集落の形成を図ります。

○ゆとりのある水辺環境を形成

- ・ 奈良井川、田川等の河川敷等の自然環境の保全を図るとともに、親水機能を備えた身近な水辺空間づくりを促進します。
- ・ 快適な歩行者空間の形成、植栽による良好な景観形成などに配慮し、市民の安らぎの場となる河川緑地の整備を促進します。



凡例

土地利用区分

- | | |
|-------------|-----------|
| ■ 中心商業業務地区 | ■ 都市型住宅地区 |
| ■ 都市型複合業務地区 | ■ 低層住宅地区 |
| ■ 複合業務地区 | ■ 田園集落地区 |
| ■ 地域商業地区 | ■ 山間集落地区 |
| ■ 学術・医療地区 | ■ 森林・丘陵緑地 |
| ■ 健康・スポーツ地区 | ■ 公園緑地 |
| ■ 工業地区 | ■ 河川 |
| ■ 流通業務地区 | ■ 交通施設用地 |
| ■ 複合産業地区 | |

道路種別

- | |
|----------|
| — 高速道路 |
| — 高規格道路 |
| — 主要幹線道路 |
| — 幹線道路 |

公共交通

- | |
|----------------|
| — 鉄道 (JR) |
| — 鉄道 (その他) |
| — バス (主要幹線、幹線) |

7 中央南部地域（田川地区・鎌田地区・松南地区・庄内地区）

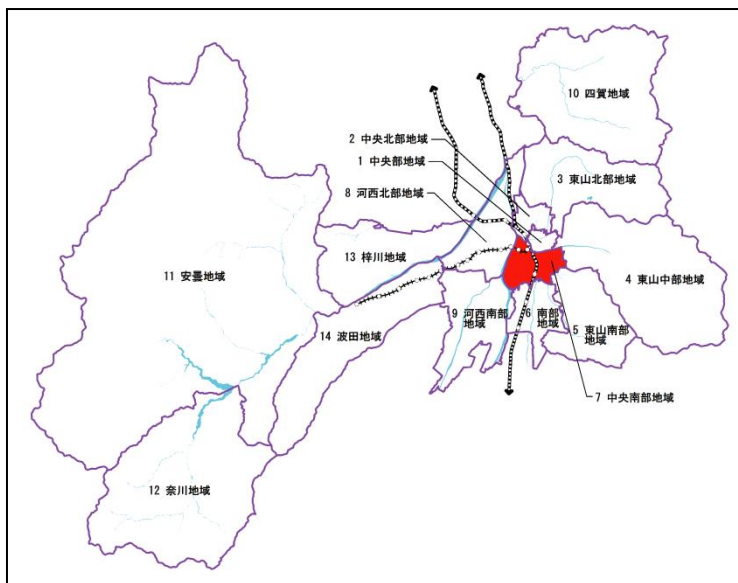
（1）地域の概況

中央南部地域は、田川と奈良井川に挟まれた、おおむね南松本地区から松本駅西側までの地域です。南松本駅から石芝地区にかけては、工業施設の土地利用転換などにより、大規模商業施設や国道 19 号沿道に商業・サービス施設の立地が進んだことにより、その周辺では人口が増加しています。

地域内には木造の密集住宅地が存在し、地震時における火災の延焼や道路閉塞などが危惧されています。また、河川の洪水による浸水が想定されている区域では、安全な避難を可能とするための対策が必要となっています。

国道 19 号とこれに接続する道路の交差点周辺では、交通渋滞が発生しており、この交通混雑の解消が課題となっています。

南松本駅周辺では、バス等の公共交通の充実や南松本駅の駅前広場などの交通結節機能の強化が課題となっています。



（2）地域別構想

① 将来像

「水・緑と多様な産業が調和するうるおいと活力のあるまち」

- 松本市の活力を支える複合業務地区、地域商業地区
- 多様な産業拠点や都心地区に近接した利便性の高い都市型住宅地区

② まちづくりの方針

松本市西側の複合業務地区や南松本駅西側の地域商業地区の機能の維持・充実を図るとともに、その周辺には利便性の高い都市型住宅地区を形成します。

③ 拠点形成と土地利用

本地域の拠点及び土地利用区分を次のように定めます。

拠点形成	○地域拠点(南松本駅周辺)		
	○生活拠点(笹部、石芝、庄内)		
	○コミュニティ拠点(田川地区、鎌田地区、松南地区、庄内地区の地域づくりセンター周辺)		
	○医療拠点(松本協立病院、丸の内病院)		
土地利用	都市的開発整備ゾーン	商業業務系	複合業務地区(松本駅西側地区、国道 19 号沿道、南松本駅周辺)、地域商業地区(南松本駅前地区)
		産業系	工業地区(富士電機、IHI アグリテック)
		住宅系	都市型住宅地(中環状線の内側の住宅地)、低層住宅地区(中環状線の外側の住宅地)
	農業環境保全ゾーン		田園集落地区(市街地の東側に広がる農地)
	自然環境保全ゾーン		森林・丘陵緑地(中山の北部に広がる丘陵地)、公園緑地(中山丘陵)

④ 整備方針

【施設整備】

○幹線道路網の形成

- ・交通渋滞の解消に向けた国道 19 号の拡幅整備を促進します。
- ・中条白板線を始めとする都市計画道路の整備や宮田前踏切の立体化事業を推進します。

○交通の安全性の向上

- ・幹線道路及び生活道路における歩行者の安全の確保を図ります。

○南松本駅の交通結節機能の強化

- ・周辺道路の整備状況に応じて、駅前広場や自転車駐車場の整備を検討します。

○市街地における防災・避難空間の充実等

- ・災害発生時の市街地における防災・避難空間の充実等に向けて、都市計画道路の整備、狭あい道路の拡幅を推進します。

○洪水による被害の低減

- ・河川氾濫による甚大な浸水被害が想定される区域では、既存公共施設の安全の確保を進めるとともに、民間建築物の災害リスク低減に向けた対策を検討します。

○土砂災害の防止・被害の低減

- ・土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の危険周知、ソフト対策を推進します。

○河川の水辺環境と一体化した散策路の整備

- ・奈良井川、田川では、治水安全度を確保した上で、生物の生息に適した水辺環境の整備と市民が河川に親しめる散策路の整備を促進します。

【公共交通】

○鉄道の利便性の向上

- ・都市中心拠点へのアクセス性の維持・向上に向け、交通事業者等との連携による JR 篠ノ井線の利便性向上を図ります。

○幹線バス路線等の利便性の維持、充実

- ・地域拠点・生活拠点と中心市街地の間や地域内移動を支えるバス路線の利便性を維持、充実に向けた路線・本数・時間の見直しを図ります。

○自転車を利用しやすい交通環境の形成

- ・中心市街地と郊外部を繋ぐ自転車通行空間の整備を進めます。

【環境保全形成】

○活力ある駅前づくりと快適な産業空間の形成

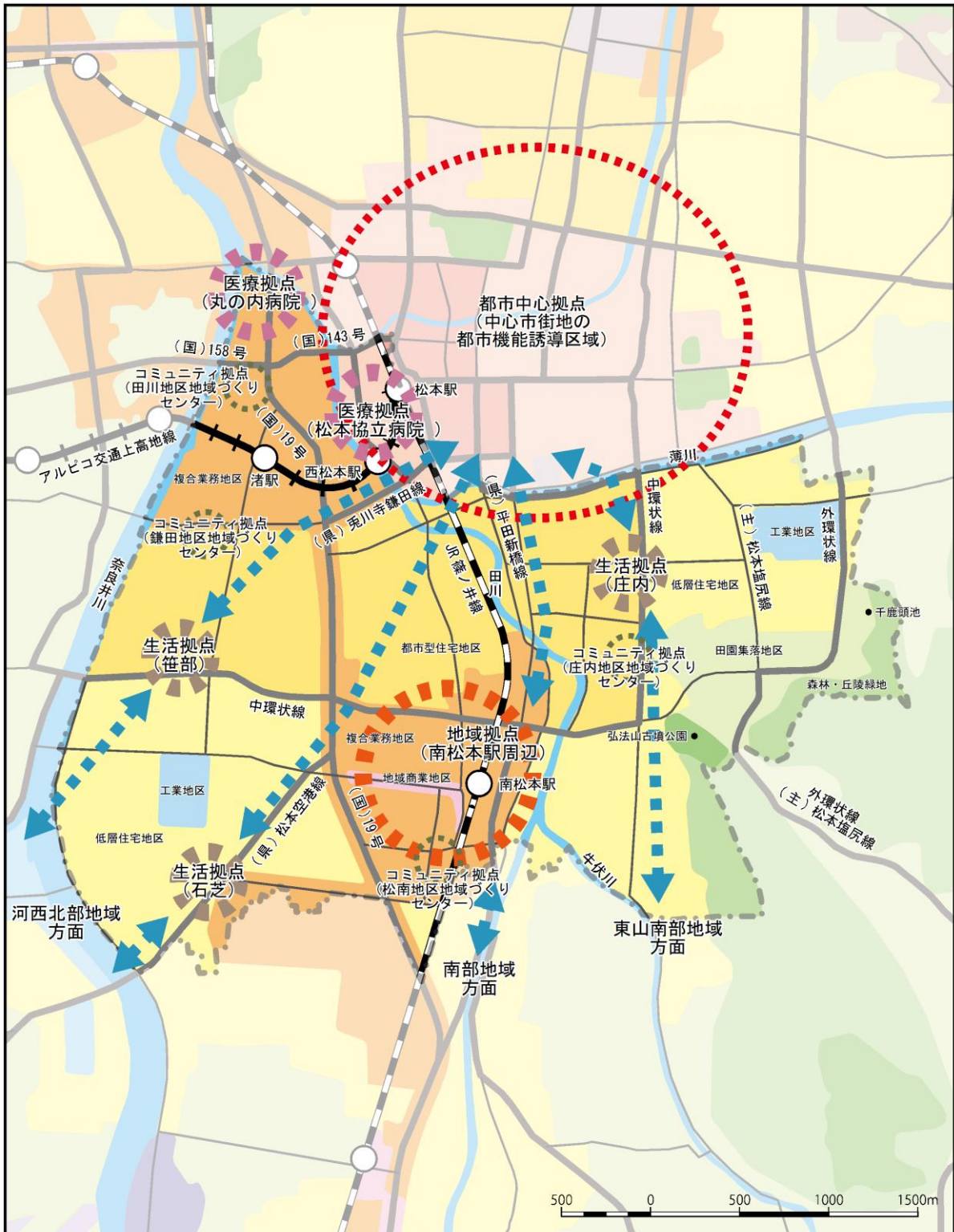
- ・松本駅アルプス口における魅力的な顔づくりを図ります。
- ・山岳眺望を確保に配慮した建築物や屋外広告物の景観形成を図ります。
- ・幹線道路の沿道では、街路樹の緑と調和した風格と賑わいのある街路景観の形成を図ります。

○周辺産業地区と調和する都市型住宅地景観の形成

- ・優良なデザインの採用や緑化による良好な都市型市街地景観の形成を図ります。

○ゆとりのある水辺環境を形成

- ・奈良井川、田川等の河川敷等の自然環境の保全を図るとともに、親水機能を備えた身近な水辺空間づくりを促進します。
- ・快適な歩行者空間の形成、植栽による良好な景観形成などに配慮し、市民の安らぎの場となる河川緑地の整備を促進します。



凡例

土地利用区分

- | | |
|-------------|-----------|
| ■ 中心商業業務地区 | ■ 都市型住宅地区 |
| ■ 都市型複合業務地区 | ■ 低層住宅地区 |
| ■ 複合業務地区 | ■ 田園集落地区 |
| ■ 地域商業地区 | ■ 山間集落地区 |
| ■ 学術・医療地区 | ■ 森林・丘陵緑地 |
| ■ 健康・スポーツ地区 | ■ 公園緑地 |
| ■ 工業地区 | ■ 河川 |
| ■ 流通業務地区 | ■ 交通施設用地 |
| ■ 複合産業地区 | |

道路種別

- | |
|----------|
| — 高速道路 |
| — 高規格道路 |
| — 主要幹線道路 |
| — 幹線道路 |

公共交通

- | |
|----------------|
| — 鉄道 (JR) |
| — 鉄道 (その他) |
| ← バス (主要幹線、幹線) |

8 河西北部地域（島内地区・島立地区・新村地区）

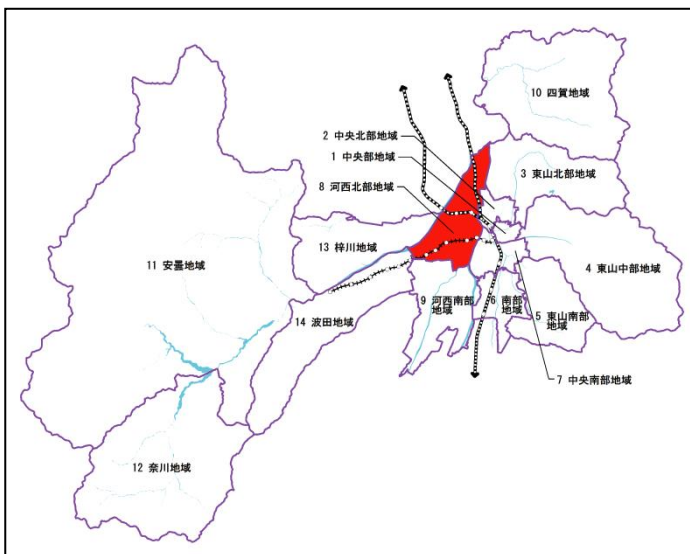
（1）地域の概況

河西北部地域は、梓川と奈良井川にはさまれた地域であり、長野自動車道以東は住宅地、長野自動車道以西は豊富な水量を活かした大区画の水田からなる広大な田園地帯となっています。

松本インターチェンジと中心市街地を結ぶ国道 158 号沿道には、松本合同庁舎などの官公庁や業務施設等が立地しています。また、アルピコ交通上高地線の沿線には松本大学が立地しています。

島内地区にはクリーンセンター、あずさセンター、エコトピア山田等、市の重要な廃棄物処理施設があります。

国道 158 号では、観光地や周辺自治体、中心市街地へ向かう交通量が多いため、交通混雑の解消が課題となっています。また、松本市西部地域における交通空白を解消するため、西部地域コミュニティバスが運行されていますが、生活を支える移動手段の利便性の維持、向上が引き続き課題となっています。市街地の浸水が想定されている区域では、安全に避難できる対策が課題となっています。



（2）地域別構想

① 将来像

「美しい川に生まれ、雄大なアルプスを望む緑豊かな田園のまち」

- 松本市の新たな発展を担う複合業務地
- 田園景観と調和する緑豊かな住宅地
- 良好な営農環境と調和した快適で活力ある田園地帯

② まちづくりの方針

地域拠点である島内駅周辺においては、生活に必要な施設の立地の維持、誘導を図るとともに、都市型住宅を誘導します。

また、その北側から西側一帯の田園地帯では、アルピコ交通上高地線や国道 158 号等の幹線道路、松本大学等が立地する地域特性を踏まえて、公共交通のあるべき姿の検討と継続的な改善

に取り組みながら、既存の集落地における生活利便性の向上を図るとともに、農地の保全と営農環境の整備を図ります。

③ 拠点形成と土地利用

本地域の拠点及び土地利用区分を次のように定めます。

拠点形成	○地域拠点(島内駅周辺)		
	○コミュニティ拠点(島内地区、島立地区、新村地区の地域づくりセンター周辺)		
土地利用	○産業・研究拠点(松本大学)		
	都市的開発整備ゾーン	商業業務系	複合業務地区(松本 IC 東側の市街地、島内駅周辺)、地域商業地区(島内駅前)
		産業系	—
		住宅系	都市型住宅地区(奈良井川沿川の市街地)、低層住宅地区(旧国道 147 号沿道地区及び小宮団地等)
	農業環境保全ゾーン	田園集落地(河西北部地域一帯に広がる農地、農村集落)	
自然環境保全ゾーン	—		

④ 整備方針

【施設整備】

○幹線道路網の形成

- ・交通渋滞の解消に向けた幹線道路の優先整備を促進します。

○IC 周辺の道路整備

- ・中部縦貫自動車道(松本波田道路)のインターチェンジ整備に合わせて、周辺道路の見直しを図ります。

○交通の安全性の向上

- ・幹線道路及び生活道路における歩行者と自転車の安全の確保を図ります。

○河川や田園地帯を巡る自転車空間の形成

- ・河川や田園地帯を快適・安全に通行、走行できる自転車通行空間の形成を図ります。

○既存 IC 周辺における地域産業との連携

- ・松本インターチェンジ周辺については、交通利便性や既存施設の立地状況を踏まえ、地域資源の活用方策について検討します。

○産業誘致のための土地利用の検討

- ・新村インターチェンジ周辺については、道路整備に伴う産業用地需要の変化や既存の産業団地の状況、不整形で生産性が著しく低下した農地の活用を考慮しながら、農地の良好な営農環境と調和した適正な土地利用を検討します。

○市街地における防災・避難空間の充実等

- ・災害発生時の市街地における防災・避難空間の充実等に向けて、狭あい道路の拡幅を推進します。

- ・河川氾濫による甚大な浸水被害が想定される区域では、既存公共施設の安全の確保を進めるとともに、民間建築物の災害リスク低減に向けた対策を検討します。

【公共交通】

○鉄道の利便性の向上

- ・地域拠点である島内駅や交通結節点である新村駅と都市中心拠点へのアクセス性の維持・向上に向け、交通事業者等との連携によるアルピコ交通上高地線、JR 大糸線の利便性向上を図ります。

○幹線バス路線の利便性の維持、充実

- ・拠点間の移動を支える幹線バス路線の利便性を維持、充実に向けた路線・本数・時間の見直しを図ります。

○幹線バスを利用しにくい地区の利便性の向上

- ・鉄道や幹線バスへの接続により中心市街地への移動や生活関連施設への移動を担うバス路線について、利用状況等を考慮した利便性の向上を検討します。

○新村駅周辺におけるパークアンドライドの充実

- ・鉄道で中心市街地へ移動しやすい交通環境を整備するため、パークアンドライドの充実を図ります。

【環境保全形成】

○松本平を象徴する田園集落景観の保全

- ・集落地内における一団の屋敷林の保全、農業施策との連携を図ります。

○河川における生物多様性の保全

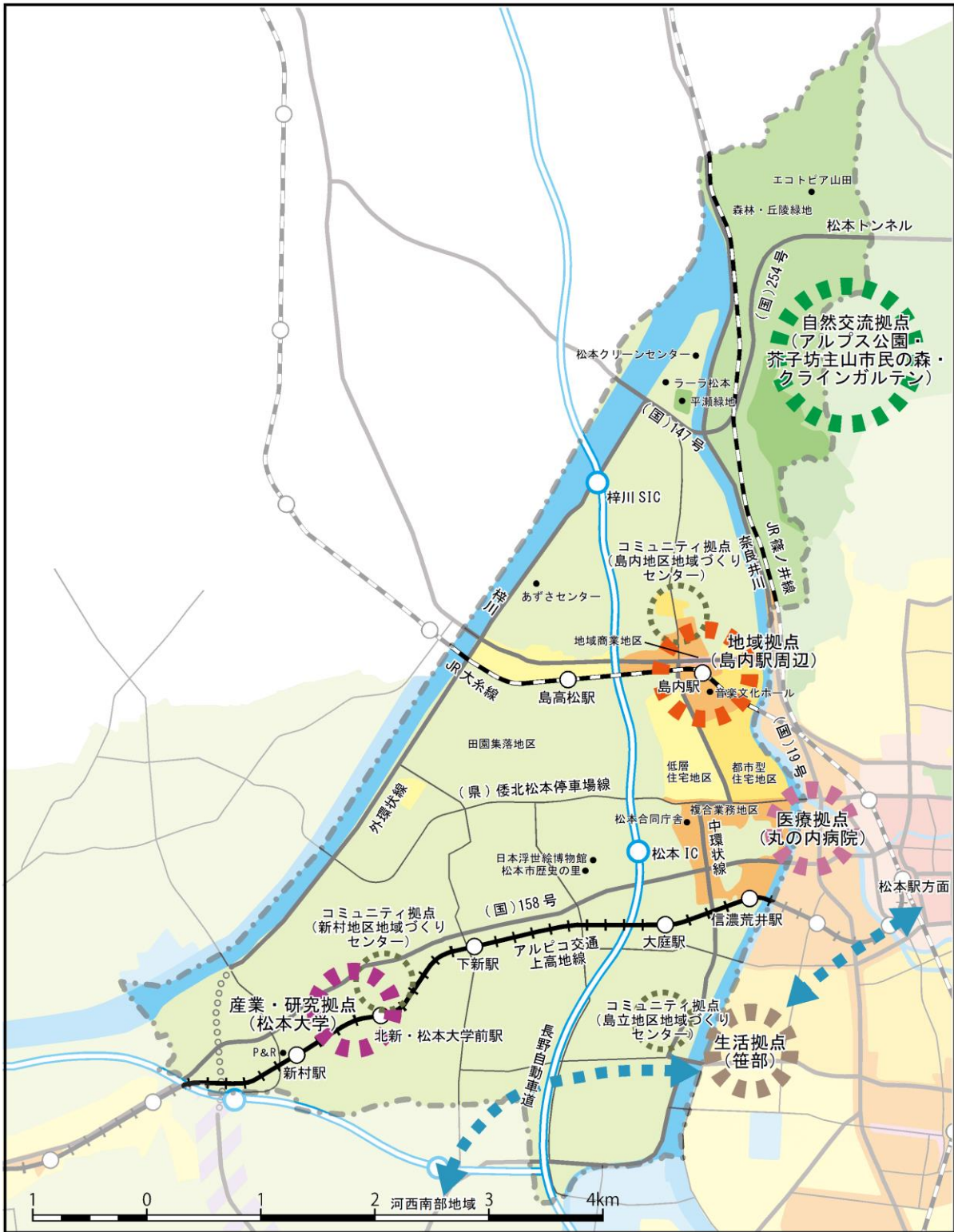
- ・奈良井川の河川敷等の自然環境の保全を図ります。
- ・快適な歩行者空間の形成、植栽による良好な景観形成などに配慮し、市民の安らぎの場となる河川緑地の整備を促進します。

○田園景観と調和する住宅地景観の形成

- ・既存の住宅地における昔ながらの魅力ある農村景観の保全を図ります。
- ・主要な道路では、歩道のデザイン化や緑化を進め、既存の歴史・文化施設や史跡と一体となった田園集落景観の形成を図ります。

○陸の玄関口にふさわしい景観の形成

- ・幹線道路の沿道では、街路樹の緑と調和した風格と賑わいのある街路景観の形成を図ります。
- ・梓川を軸とした魅力的な広域の景観形成について、在り方の検討を進めます。



凡例

土地利用区分

- | | |
|-------------|-----------|
| ■ 中心商業業務地区 | ■ 都市型住宅地区 |
| ■ 都市型複合業務地区 | ■ 低層住宅地区 |
| ■ 複合業務地区 | ■ 田園集落地区 |
| ■ 地域商業地区 | ■ 山間集落地区 |
| ■ 学術・医療地区 | ■ 森林・丘陵緑地 |
| ■ 健康・スポーツ地区 | ■ 公園緑地 |
| ■ 工業地区 | ■ 河川 |
| ■ 流通業務地区 | ■ 交通施設用地 |
| ■ 複合産業地区 | |

道路種別

- | |
|----------|
| — 高速道路 |
| — 高規格道路 |
| — 主要幹線道路 |
| — 幹線道路 |

公共交通

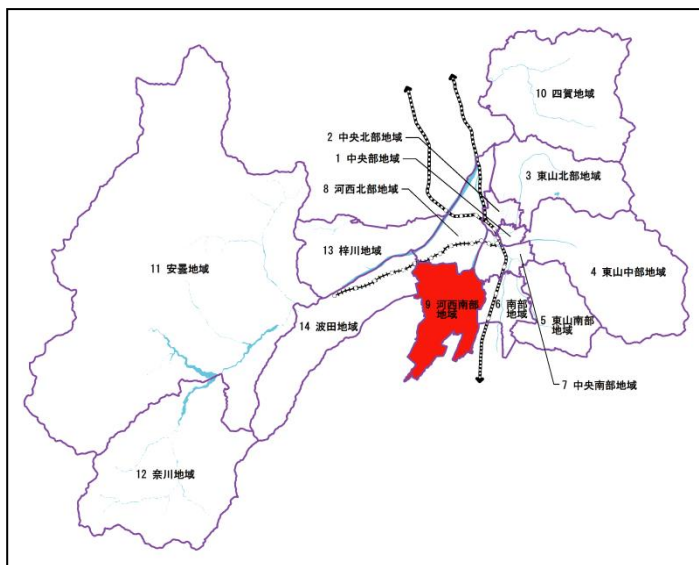
- | |
|----------------|
| — 鉄道 (JR) |
| — 鉄道 (その他) |
| — バス (主要幹線、幹線) |

9 河西南部地域（和田地区・神林地区・笹賀地区・今井地区）

（1）地域の概況

河西南部地域には複数の大規模な工業団地が立地し、松本市の主要な産業集積地域となっています。

地域には、県内唯一の空の玄関口である信州まつもと空港があります。空港に隣接する松本平広域公園には、総合球技場、やまびこドームを始めとした運動施設等があり、住民の憩いの場となっています。田園地帯には、水田、果樹園、野菜畑が広がり、松本平の原風景とも言える田園集落の景観が形成されています。



松本市西部地域における交通空白を解消するため、西部地域コミュニティバスが運行されていますが、生活を支える移動手段の利便性の維持、向上が引き続き課題となっています。

（2）地域別構想

① 将来像

「都市型産業と田園景観が調和する躍動的な田園のまち」

- 交通利便性を活かした都市型産業集積地
- ハイレベルなスポーツ・レクリエーション機能のある公園のまち
- 良好な営農環境と調和した快適で活力ある田園地帯

② まちづくりの方針

長野県の空の玄関口である信州まつもと空港や松本平広域公園の機能充実を図るとともに、広域交通条件を活かした産業・研究拠点の機能を維持・充実し、地域経済の活性化を図ります。

また、田園地帯については散在する農村集落における生活環境の維持を図るとともに、農地の保全と営農環境の整備を図ります。

③ 拠点形成と土地利用

本地域の拠点及び土地利用区分を次のように定めます。

拠点形成	○生活拠点(神林・笹賀)		
	○コミュニティ拠点(和田地区、神林地区、笹賀地区、今井地区の地域づくりセンター周辺)		
土地利用	○産業・研究拠点(大久保工場公園団地、流通業務団地、西南工場団地、新松本工業団地、松本臨空工業団地、新松本臨空産業団地)		
	○自然交流拠点(松本平広域公園)		
土地利用	都市的開発整備ゾーン	商業業務系	—
		産業系	工業地区(大久保工場公園団地、西南工場団地、新松本工業団地、松本臨空工業団地、新松本臨空産業団地)、流通業務地区(流通業務団地)、複合産業地区(主要地方道松本環状高家線沿線地区)
		住宅系	低層住宅地区(今井ニュータウン、既存の市街化区域)
	農業環境保全ゾーン		田園集落地区(河西南部地域一帯に広がる農地、農村集落)
	自然環境保全ゾーン		公園緑地(松本平広域公園等)

④ 整備方針

【施設整備】

○幹線道路網の形成

- ・中部縦貫自動車道(松本波田道路)、都市計画道路等の整備を促進します。

○交通の安全性の向上

- ・中部縦貫自動車道(松本波田道路)のインターチェンジ周辺における交通安全の確保を図ります。
- ・幹線道路及び生活道路における歩行者と自転車の安全の確保を図ります。

○河川の水辺環境と一体化した散策路の形成

- ・河川の水辺環境と一体化した散策路の整備(奈良井川、鎖川)を進めます。

○河川や田園地帯を巡る自転車空間の形成

- ・河川や田園地帯を快適・安全に通行、走行できる自転車通行空間の形成を図ります。

○信州まつもと空港の路線拡充・機能強化

- ・国内路線拡充・国際路線就航に対応した空港のエプロンの拡張、国際線ターミナルビルの開設、駐車場の増設を促進します。

○工業地における基盤整備の充実

- ・工業地における製造業の集積・操業環境向上に向けて、基盤施設の整備、維持、改善に取り組みます。

○地域産業育成のための土地利用の検討

- ・和田インターチェンジ周辺については、インターチェンジ供用に伴う地域産業の動向を踏まえ、良好な営農環境と調和した適正な土地利用を検討します。

○防災・避難空間の充実等

- ・災害発生時の市街地における防災・避難空間の充実等に向けて、都市計画道路の整備、狭あい道路の拡幅を推進します。
- ・河川氾濫による甚大な浸水被害が想定される区域では、既存公共施設の安全の確保を進めるとともに、民間建築物の災害リスク低減に向けた対策を検討します。

○松本平広域公園の整備

- ・レクリエーションや自然との交流の場所としての整備・充実を図ります。

【公共交通】

○幹線バス路線の利便性の維持、充実

- ・拠点間の移動を支えるバス路線の利便性を維持、充実に向けた路線・本数・時間の見直しを図ります。

○幹線バスを利用しにくい地区の利便性の向上

- ・鉄道や幹線バスへの接続により中心市街地への移動や生活関連施設への移動を担うバス路線について、利用状況等を考慮した利便性の向上を検討します。

○信州まつもと空港へのアクセスの向上

- ・信州まつもと空港の活性化に向けて、市街地や鉄道駅からのアクセスの向上を図ります。

【環境保全形成】

○田園景観と調和する産業空間の形成

- ・田園景観と工場の調和を図るため、工場の建築物及び案内板・サインの景観形成を図るとともに、緩衝緑地の設置や敷地内の緑化による緑化を図ります。
- ・松本環状高家線の道路緑化を進めるとともに、沿道の屋外広告物の規制、緑化を図ります。

○松本平を象徴する田園集落景観の保全

- ・松本平に広がる水田や果樹園等の農地の保全を図ります。
- ・集落地内における一団となった屋敷林や鎮守の森の保全、道路沿道を流れる水路の保全・活用、道路沿いの生垣の整備等を図ります。

○ゆとりのある水辺環境を形成

- ・鎖川、奈良井川等の河川敷等の自然環境の保全を図ります。
- ・快適な歩行者空間の形成、植栽による良好な景観形成などに配慮し、市民の安らぎの場となる河川緑地の整備を促進します。

○田園景観と調和する住宅地景観の形成

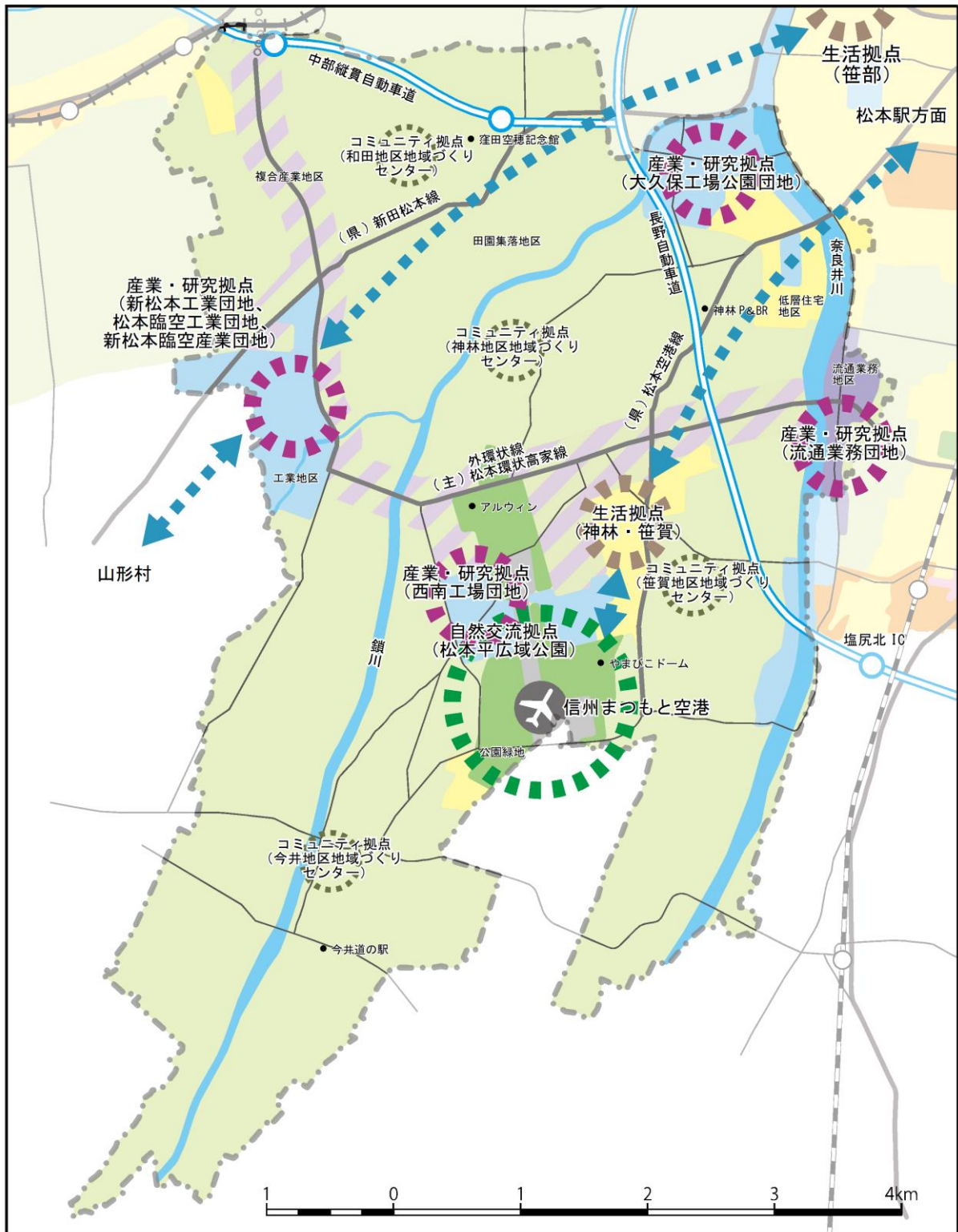
- ・市街地の周りに広がる田園景観と調和するように住宅の景観形成を図るとともに、ブロック

塀の生垣化等を促進します。

- ・住宅地の街並みの景観に配慮した歩道の舗装整備や緑化を進めます。

○空の玄関口にふさわしい景観の形成

- ・空の玄関口として、花や緑で囲まれた松本をアピールするため、空港及び周辺の修景整備を進めるとともに、上空からの景観にも配慮を図ります。



凡例

土地利用区分

- | | |
|-------------|-----------|
| ■ 中心商業業務地区 | ■ 都市型住宅地区 |
| ■ 都市型複合業務地区 | ■ 低層住宅地区 |
| ■ 複合業務地区 | ■ 田園集落地区 |
| ■ 地域商業地区 | ■ 山間集落地区 |
| ■ 学術・医療地区 | ■ 森林・丘陵緑地 |
| ■ 健康・スポーツ地区 | ■ 公園緑地 |
| ■ 工業地区 | ■ 河川 |
| ■ 流通業務地区 | ■ 交通施設用地 |
| ■ 複合産業地区 | |

道路種別

- | |
|----------|
| — 高速道路 |
| — 高規格道路 |
| — 主要幹線道路 |
| — 幹線道路 |

公共交通

- | |
|----------------|
| — 鉄道 (JR) |
| — 鉄道 (その他) |
| — バス (主要幹線、幹線) |

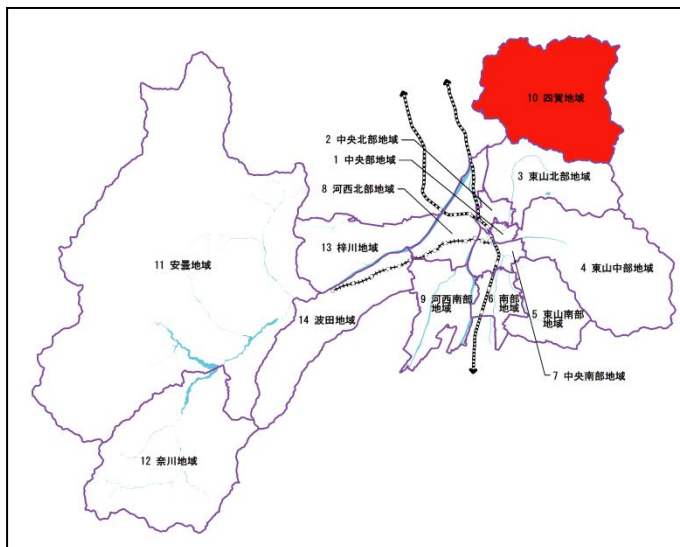
10 四賀地域（四賀地区）

（1）地域の概況

四賀地域は、戸谷峰（1,629メートル）を最高に、1,000メートル級の山並みに囲まれた盆地であり、豊かな自然、文化財、歴史の街並みがある地域です。会田川と保福寺川の2つの河川に沿って農地と集落が散在しています。

安心して食べることのできる、美味しい有機無農薬の米や野菜を供給する地域「ゆうきの里「エコビレッジ四賀」」を掲げて、特産品の開発や製品のブランド化を進めています。

人口減少と高齢化が顕著に進み、生活利便性やコミュニティの維持が課題となっています。そうした中で、滞在型市民農園「クラインガルテン」事業を始めとして都市住民との交流を活発にすることで、定住化促進に結び付けることが今後の課題となっています。また、土砂災害が想定されている区域があり、安全な避難を可能とするための対策が必要となっています。



（2）地域別構想

① 将来像

「都市との交流による 自然豊かなゆうきの里」

- 豊かな自然環境と調和したまちづくり
- 里山の景観とふれあえる田舎暮らしができるまち

② まちづくりの方針

自然環境を保全し、田園居住を強化するとともに都市との交流を高め、クラインガルテンや空き家の活用等により地域の活性化を図ります。

中山間地の需要に応じた、持続的な生活サービス機能の構築を図ります。

③ 拠点形成と土地利用

本地域の拠点及び土地利用区分を次のように定めます。

拠点形成	○コミュニティ拠点(四賀支所・四賀地区地域づくりセンター)		
	○自然交流拠点(クラインガルテン)		
土地利用	都市的開発 整備ゾーン	商業業務系	—
		産業系	—
		住宅系	—
	農業環境保全ゾーン		田園集落地区(四賀支所、クラインガルテンを含む集落地区)、山間集落地区(既存集落及び農地)
自然環境保全ゾーン		森林・丘陵地区(四賀地域一帯に広がる森林地域)	

④ 整備方針

【施設整備】

○幹線道路網の形成

- ・四賀地域と中心市街地、周辺都市を結ぶ移動の利便性強化に向けて国道 143 号の整備を促進します。

○クラインガルデン事業の充実

- ・都市住民との交流につながる滞在型市民農園「クラインガルデン」事業の維持・活用を図ります。

○農地付き空き家等の利活用

- ・移住・定住等を促進するため、農地付き空き家等の利活用を検討します。

○持続可能な水道事業の推進

- ・適切な維持管理を継続し、安全・安心な水道水の安定供給を図ります。

○下水道事業の推進

- ・河川等の水質浄化や自然環境の保全のため、既存の公共下水道施設の維持管理に取り組みます。

○土砂災害の防止・被害の低減

- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域における危険周知、避難体制整備、開発制限等の対策を推進します。

【公共交通】

○幹線バス路線の利便性の維持、充実

- ・地域と中心市街地間の移動を支えるバス路線の利便性を維持、充実に向けた、路線・本数・時間の見直しを図ります。

○移動需要が少ない地区における交通サービスの構築

- ・地域内移動について、地域の実態や需要に応じた最適な交通サービスの構築を検討します。

【環境保全形成】

○自然環境の保全

- ・農地や山林などの豊かな自然環境の保全を図ります。
- ・里山景観の保全・形成を図ります。

○歴史的資源の保全と活用

- ・宿場町や社寺の残る歴史的資源の保全とともに、観光施設として活用するための景観形成を図ります。

○豊かな自然環境と調和した住宅地景観の形成

- ・クラインガルテンや集落地の自然と調和した景観形成を図ります。



凡例

土地利用区分

- | | |
|-------------|-----------|
| ■ 中心商業業務地区 | ■ 都市型住宅地区 |
| ■ 都市型複合業務地区 | ■ 低層住宅地区 |
| ■ 複合業務地区 | ■ 田園集落地区 |
| ■ 地域商業地区 | ■ 山間集落地区 |
| ■ 学術・医療地区 | ■ 森林・丘陵緑地 |
| ■ 健康・スポーツ地区 | ■ 公園緑地 |
| ■ 工業地区 | ■ 河川 |
| ■ 流通業務地区 | ■ 交通施設用地 |
| ■ 複合産業地区 | |

道路種別

- 高速道路
- 高規格道路
- 主要幹線道路
- 幹線道路

公共交通

- 鉄道 (JR)
- 鉄道 (その他)
- バス (主要幹線、幹線)

1 1 安曇地域（安曇地区）

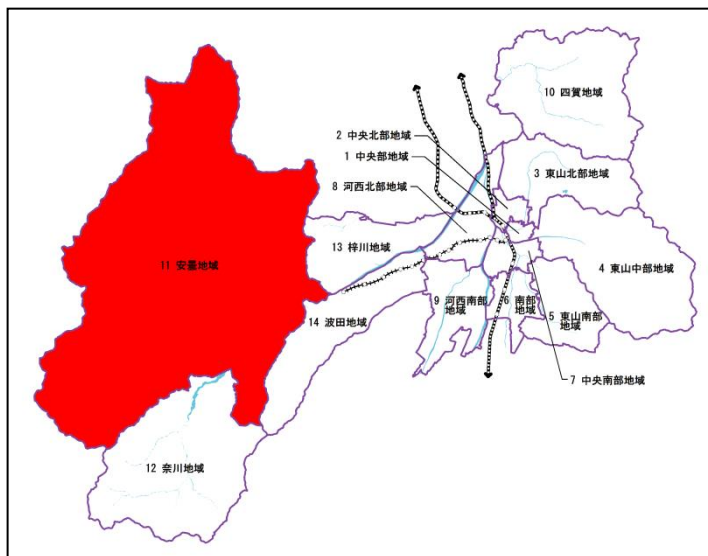
（1）地域の概況

安曇地域は、403.18 平方キロメートルという広大な面積を持ち、その57%に中部山岳国立公園が指定されており、上高地・白骨温泉・乗鞍高原など、全国的にも有数な観光地が存在しています。

就業者の多くがホテル・旅館・民宿等の宿泊業や観光業に携わっていますが、観光客の減少が就労の場に影響していることから、観光地の活性化が課題となっています。

人口減少と高齢化が顕著に進み、生活利便性やコミュニティの維持が課題となっています。特に、買物弱者対策については、買物送迎サービスや利用しやすい公共交通を検討していく必要があります。

山間部であることから、土砂災害が想定されている区域があり、安全な避難を可能とするための対策が必要となっています。



（2）地域別構想

① 将来像

「北アルプスに抱かれた 四季折々の表情を魅せる 自然豊かなまち」

- 世界水準の観光資源を活かした滞在型の山岳リゾート
- 生活基盤の整った住みやすい観光のまち

② まちづくりの方針

上高地などの世界に誇れる美しい山岳地帯を活かし、基盤を整備し、快適に回遊できるまちを形成することにより、旅行者のリピーター化や滞在型の観光地づくりを目指します。また、今ある公共サービスを持続し、生活基盤を整えることで定住化を促進し、まちの活性化を図ります。

③ 拠点形成と土地利用

本地域の拠点及び土地利用区分を次のように定めます。

拠点形成	○コミュニティ拠点(安曇支所・安曇地区地域づくりセンター周辺)		
	○歴史・文化・観光拠点(上高地、乗鞍高原、白骨温泉、沢渡駐車場)		
土地利用	都市的開発 整備ゾーン	商業業務系	—
		産業系	—
		住宅系	—
	農業環境保全ゾーン		山間集落地区(既存集落地区)
自然環境保全ゾーン		森林・丘陵緑地(中部山岳国立公園以外の森林地域)、 公園緑地(中部山岳国立公園)	

④ 整備方針

【施設整備】

○幹線道路網の形成

- ・安曇地域と中心市街地、周辺都市を結ぶ移動の利便性を高めるため、中部縦貫自動車道、国道 158 号の整備を促進します。

○連携した観光地域づくりのためのインフラの形成

- ・山岳エリア間を繋げ、連携した観光地域づくりのためのインフラ整備を進めます。

○北アルプスの玄関口としての利用環境の充実

- ・上高地では、北アルプスの玄関口として、世界中から多くの観光客や登山客を迎える利用環境の充実を図ります。

○自然と文化が融合した山岳観光地の形成

- ・乗鞍高原では、国から指定されたゼロカーボンパークとして、脱プラスチック、循環型社会の実現を目指し、自然と文化が融合した持続可能な山岳観光地の整備を進めます。

○持続可能な水道事業の推進

- ・適切な維持管理を継続し、安全・安心な水道水の安定供給を図ります。

○生活排水処理施設の整備

- ・既存の公共下水道施設、農業集落排水施設の維持管理に取り組みます。

○土砂災害の防止・被害の低減

- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域における危険周知、避難体制整備、開発制限等の対策を推進します。

【公共交通】

○鉄道に接続するバス路線の利便性の維持、充実

- ・アルピコ交通上高地線への接続により中心市街地への移動や生活関連施設への移動を担うバス路線について、利用状況等を考慮した利便性の向上を検討します。

○移動需要が少ない地区における交通サービスの構築

- ・地域内移動について、地域の実態や需要に応じた最適な交通サービスの構築を検討します。

【環境保全形成】

○豊かな自然環境の保全

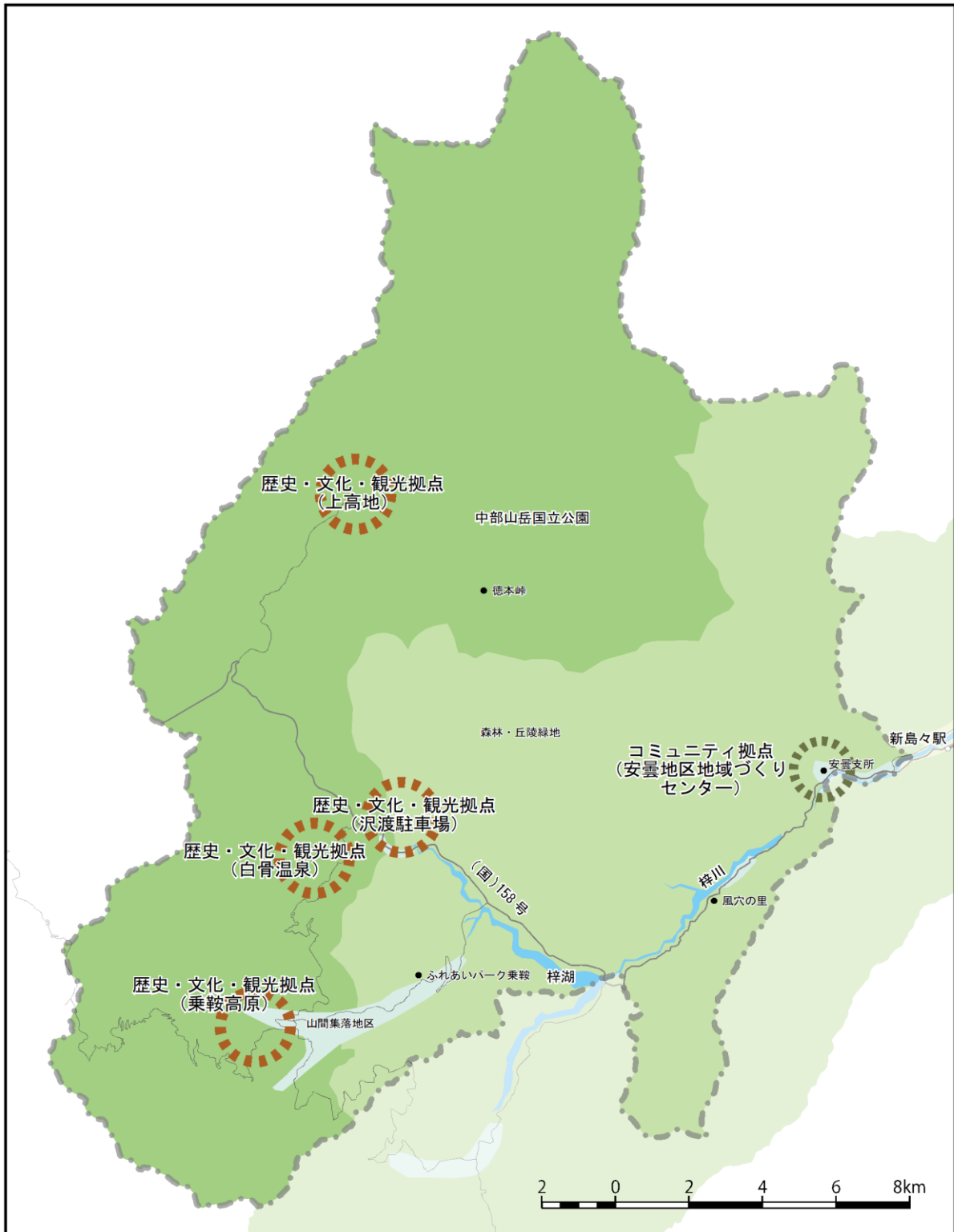
- ・上高地や乗鞍高原とその周辺の間々から構成される優れた山岳自然景観の保全を図ります。
- ・観光施設等の整備における周辺の自然環境及び景観の保全に配慮します。

○歴史的資源の保全と活用

- ・白骨温泉などの温泉宿の景観を保全し、観光施設としての活用を図ります。

○豊かな自然環境と調和した住宅地景観の形成

- ・自然と調和する緑豊かな落ち着きのある集落地の景観形成を図ります。



凡例

土地利用区分

- | | |
|-------------|-----------|
| ■ 中心商業業務地区 | ■ 都市型住宅地区 |
| ■ 都市型複合業務地区 | ■ 低層住宅地区 |
| ■ 複合業務地区 | ■ 田園集落地区 |
| ■ 地域商業地区 | ■ 山間集落地区 |
| ■ 学術・医療地区 | ■ 森林・丘陵緑地 |
| ■ 健康・スポーツ地区 | ■ 公園緑地 |
| ■ 工業地区 | ■ 河川 |
| ■ 流通業務地区 | ■ 交通施設用地 |
| ■ 複合産業地区 | |

道路種別

- | |
|----------|
| — 高速道路 |
| — 高規格道路 |
| — 主要幹線道路 |
| — 幹線道路 |

公共交通

- | |
|------------|
| — 鉄道 (JR) |
| — 鉄道 (その他) |

1 2 奈川地域（奈川地区）

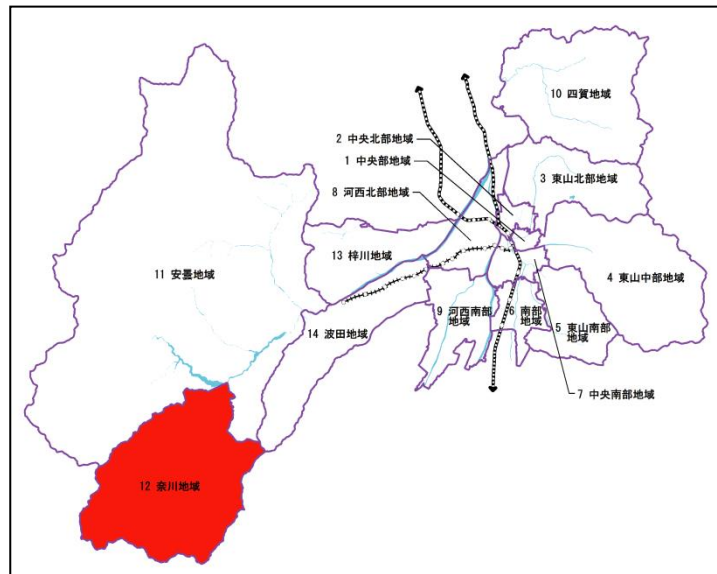
（1）地域の概況

奈川地域は、周囲を 2,000 メートル以上の連峰に囲まれた平地の少ない溪谷地帯にあります。西に乗鞍岳、東に鉢盛山を望み、野麦峠方面から南北に流れる奈川の河畔に沿って、標高 1,000 メートル前後の地域に集落が点在しています。

奈川地域の豊かな自然を多くの人々が享受し、交流が進む中で、雇用の拡大、定住化に向けた地域づくりを進めています。

高齡化や景気の後退に伴う雇用環境の変化とともに近年人口が激減し、生活利便性やコミュニティの維持が課題となっています。特に、市街地への通勤を容易にする交通網整備、自然環境を活かした農林業の振興が課題となっています。

山間部であることから、土砂災害が想定されている区域があり、安全な避難を可能とするための対策が必要となっています。



（2）地域別構想

① 将来像

「自然に囲まれた やすらぎのある山あいの郷」

- 自然環境の保全による癒し空間の創出
- 自然のやすらぎによる定住化促進のまち

② まちづくりの方針

奈川地域は豊かな自然環境に恵まれています。その自然環境を保全することで、「癒しの場所・安らぎ空間」を創出し定住化促進を図ります。また、幹線道路網等の基盤整備の促進により安曇地域を始めとする観光資源と地域内資源との連携を目指すとともに、中山間地の需要に応じた、持続的な生活サービス機能の構築を図ります。

③ 拠点形成と土地利用

本地域の拠点及び土地利用区分を次のように定めます。

拠点形成	○コミュニティ拠点(奈川支所・奈川地区地域づくりセンター周辺)		
	○歴史・文化・観光拠点(奈川高原)		
○自然交流拠点(クラインガルテン)			
土地利用	都市的開発 整備ゾーン	商業業務系	—
		産業系	—
		住宅系	—
	農業環境保全ゾーン		山間集落地区(奈川支所、奈川地域づくりセンター、既存集落周辺)
自然環境保全ゾーン		森林・丘陵緑地(既存集落地以外の森林地域)	

④ 整備方針

【施設整備】

○幹線道路網の形成

- ・奈川地域と安曇地域、中心市街地、周辺都市を結ぶ移動の利便性を高めるため、中部縦貫自動車道の整備を促進するとともに、国道158号、(主)奈川木祖線、(主)奈川野麦高根線の改良を促進します。

○持続可能な水道事業の推進

- ・適切な維持管理を継続し、安全・安心な水道水の安定供給を図ります。

○奈川診療所の整備

- ・奈川地区における診療体制を維持するため、コミュニティ拠点において、老朽化した診療所の建替えを推進します。

○土砂災害の防止・被害の低減

- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域における危険周知、避難体制整備、開発制限等の対策を推進します。

【公共交通】

○鉄道に接続するバス路線の利便性の維持、充実

- ・アルピコ交通上高地線への接続により中心市街地への移動や生活関連施設への移動を担うバス路線について、利用状況等を考慮した利便性の向上を検討します。

○移動需要が著しく地区における交通サービスの構築

- ・地域内移動について、地域の実態や需要に応じた最適な交通サービスの構築を検討します。

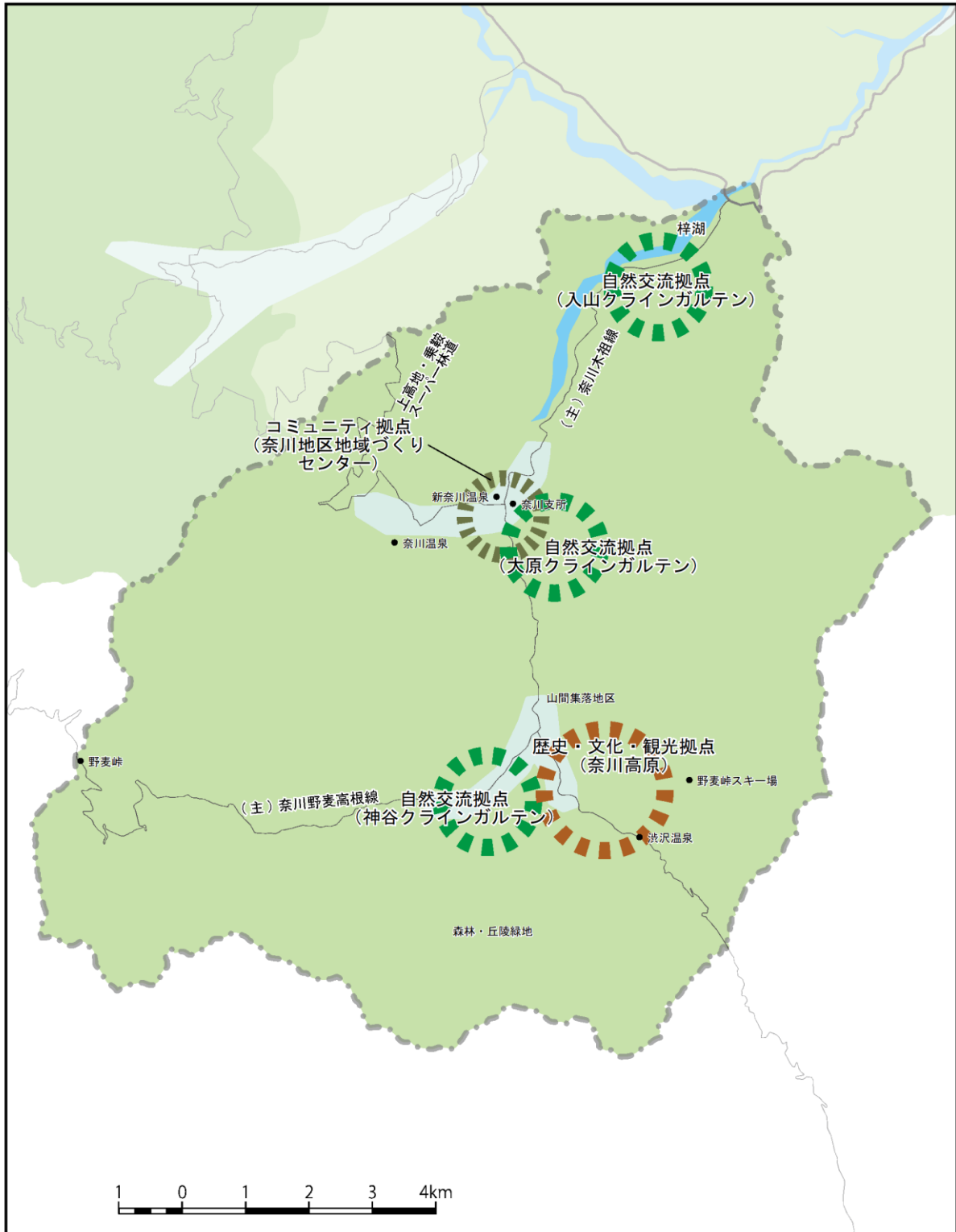
【環境保全形成】

○豊かな自然環境の保全

- ・ 奈川高原、野麦峠とその周辺の山々から構成される優れた自然景観の保全を図ります。
- ・ 新しい観光施設等の建造に当たっては、自然環境の保全に配慮します。

○山あいの郷としての集落地景観の形成

- ・ 集落地や観光地においては、地域特有の自然と調和した集落、道路・河川などの景観の保全を図ります。



凡例

土地利用区分

- | | |
|-------------|-----------|
| ■ 中心商業業務地区 | ■ 都市型住宅地区 |
| ■ 都市型複合業務地区 | ■ 低層住宅地区 |
| ■ 複合業務地区 | ■ 田園集落地区 |
| ■ 地域商業地区 | ■ 山間集落地区 |
| ■ 学術・医療地区 | ■ 森林・丘陵緑地 |
| ■ 健康・スポーツ地区 | ■ 公園緑地 |
| ■ 工業地区 | ■ 河川 |
| ■ 流通業務地区 | ■ 交通施設用地 |
| ■ 複合産業地区 | |

道路種別

- | |
|----------|
| — 高速道路 |
| — 高規格道路 |
| — 主要幹線道路 |
| — 幹線道路 |

1 3 梓川地域（梓川地区）

（1）地域の概況

梓川地域は、北アルプス槍ヶ岳を源とする清流梓川の恵みによって形成された扇状地帯で、りんご畑と水田がひろがる農業の盛んな地域です。

特に、りんごは全国に先駆けて「わい化栽培」を取り入れ、味、品質ともに日本一と賞され、昭和 59 年の農林水産祭で「天皇杯」を受賞しています。

また、長野自動車道松本インターチェンジに近いという立地条件などにより、集中的に工場が進出し「倭工業団地」が形成されています。

農業基盤整備事業の行われた農地と、一般住宅の開発地が調和した営農環境及び田園景観の保全が課題となっています。また、松本市西部地域における交通空白を解消するため、西部地域コミュニティバスが運行されていますが、生活を支える移動手段の利便性の維持、向上が引き続き課題となっています。



（2）地域別構想

① 将来像

「美しい川に育まれた 活力ある農業のまち」

- 安曇野の田園風景を保全したうるおいのあるまち
- 地域を支える農業のさかんなまち
- 梓川や緑豊かな森林の自然環境とふれあえるまち

② まちづくりの方針

松本市の活力ある農業のまちとして、地域の産業を支える農業環境を保全し、居住環境と調和したうるおいあるまちを形成していきます。

平坦地に形成された集落の広がりを考慮して、持続的な交通サービスの構築を図ります。

③ 拠点形成と土地利用

本地域の拠点及び土地利用区分を次のように定めます。

拠点形成	○コミュニティ拠点(梓川支所・梓川地区地域づくりセンター周辺)		
	○産業・研究拠点(倭工業団地)		
○自然交流拠点(梓川ふるさと公園)			
土地利用	都市的開発 整備ゾーン	商業業務系	—
		産業系	工業地区(倭工業団地)
		住宅系	—
	農業環境保全ゾーン		田園集落地区(梓川地域一帯に広がる農地、農村集落)
自然環境保全ゾーン		森林・丘陵緑地(西部森林地域)	

④ 整備方針

【施設整備】

○幹線道路網の形成

- ・地域の暮らしや企業活動を支える幹線道路の整備を推進します。
- ・波田駅周辺につながる幹線道路について、歩行者と自転車の安全の確保を促進します。

○下水道施設の適正な維持管理

- ・既存の公共下水道施設の適正な維持管理に取り組みます。

○持続可能な水道事業の推進

- ・適切な維持管理を継続し、安全・安心な水道水の安定供給を図ります。

○土砂災害の防止・被害の低減

- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域における危険周知、避難体制整備、開発制限等の対策を推進します。

【公共交通】

○鉄道に接続するバス路線の利便性の維持、充実

- ・アルピコ交通上高地線への接続により中心市街地への移動や生活関連施設への移動を担うバス路線について、利用状況等を考慮した利便性の向上を検討します。

【環境保全形成】

○農業景観と調和する宅地景観の形成

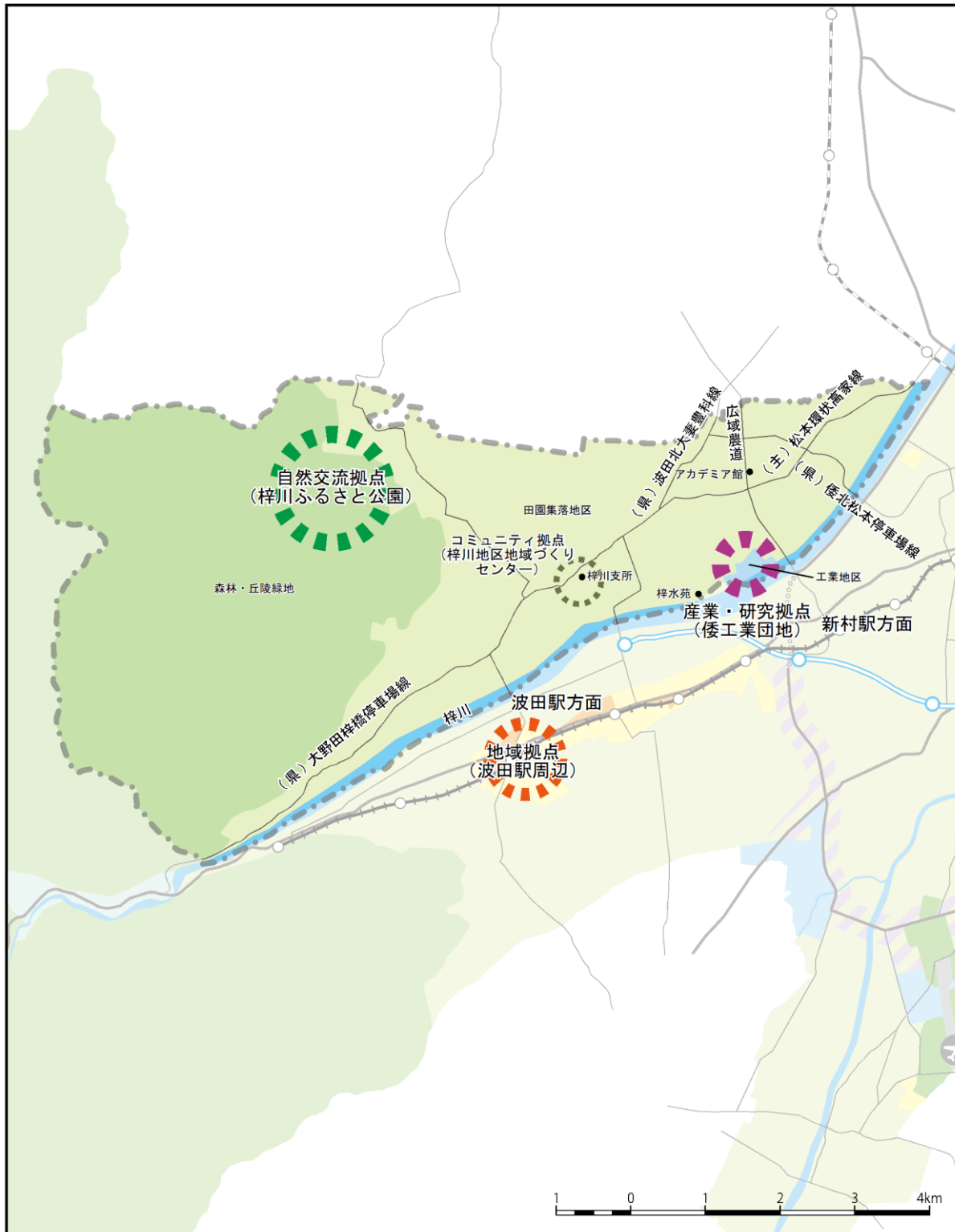
- ・農業として利用すべき土地を保全し、適正な農業生産と居住環境の住み分けを図ります。
- ・既存集落における屋敷林や、境内林の保全を図ります。
- ・市街地の周りに広がる田園景観と調和するように住宅や商工業地の景観形成を図ります。

○貴重な自然環境の保全

- ・美しい山岳景観を形成する西部の森林地域の保全を図ります。
- ・梓川では生物が生息できるような環境の保全を図ります。

○農業基盤整備された農地の保全

- ・農業基盤整備事業が行われた農地は、優良農地として保全・活用を図ります。



凡例

土地利用区分

- | | |
|-------------|-----------|
| ■ 中心商業業務地区 | ■ 都市型住宅地区 |
| ■ 都市型複合業務地区 | ■ 低層住宅地区 |
| ■ 複合業務地区 | ■ 田園集落地区 |
| ■ 地域商業地区 | ■ 山間集落地区 |
| ■ 学術・医療地区 | ■ 森林・丘陵緑地 |
| ■ 健康・スポーツ地区 | ■ 公園緑地 |
| ■ 工業地区 | ■ 河川 |
| ■ 流通業務地区 | ■ 交通施設用地 |
| ■ 複合産業地区 | |

道路種別

- | |
|----------|
| — 高速道路 |
| — 高規格道路 |
| — 主要幹線道路 |
| — 幹線道路 |

公共交通

- | |
|------------|
| — 鉄道 (JR) |
| — 鉄道 (その他) |

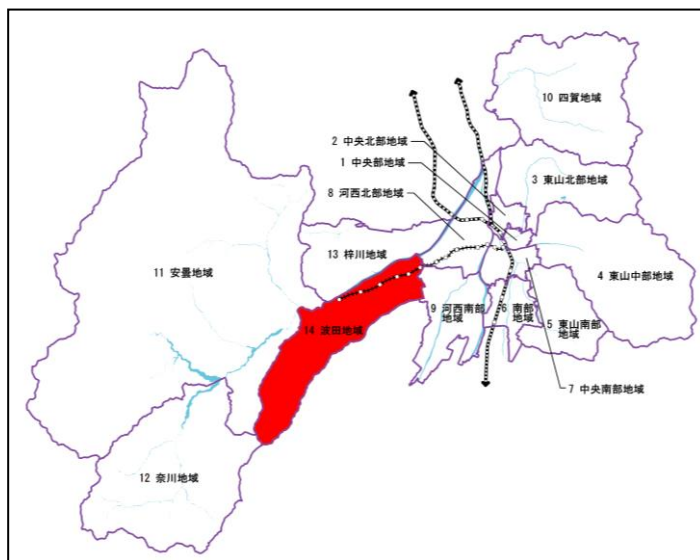
1 4 波田地域（波田地区）

（1）地域の概況

波田地域は、上高地・乗鞍高原の玄関口に位置し、梓川の河岸段丘に形成された地域で、全国的にもスイカの名産地として知られるなど、農業が盛んな地域です。

本地域は、アルピコ交通上高地線及び国道 158 号を交通の軸として、波田駅周辺には波田支所や松本市立病院、波田文化センターなどの公共施設があり、松本市西部地域の生活の核となる地域です。

少子高齢化の進行を見据えて、生活を支える鉄道、バスなどの移動手段の利便性の維持、向上が引き続き課題となっています。



（2）地域別構想

① 将来像

「美しい田園・河岸段丘に育まれた西部地域における生活拠点」

- 鉄道駅を中心とした、緑豊かで暮らしやすいまち
- 田園風景・河岸段丘を保全したうおいのあるまち
- 地域を支える農業のさかんなまち

② まちづくりの方針

鉄道駅周辺は医療・福祉施設や学校施設、商業施設が立地した生活の中心機能の維持・充実を図るとともに、郊外は活力ある農業のまちとして農地の保全と営農環境の整備を図り、居住環境と調和したまちを形成していきます。

③ 拠点形成と土地利用

本地域の拠点及び土地利用区分を次のように定めます。

拠点形成	○地域拠点(波田駅周辺)		
	○コミュニティ拠点(波田支所・波田地区地域づくりセンター周辺)		
○医療拠点(松本市立病院)			
土地利用	都市的開発 整備ゾーン	商業業務系	地域商業地区(波田駅前)、複合業務地区(波田駅周辺、 国道 158 号沿道)
		産業系	—
		住宅系	低層住宅地区(鉄道駅周辺)
	農業環境保全ゾーン		田園集落地区(平坦地域)
	自然環境保全ゾーン		森林・丘陵緑地(西部森林地域)

④ 整備方針

【施設整備】

○幹線道路網の形成

- ・中部縦貫自動車道(松本波田道路)、国道 158 号の渋滞対策道路、南北方向の幹線道路の整備を促進します。

○交通の安全性の向上

- ・国道 158 号や生活道路等における、自動車・歩行者・自転車交通の安全性の向上や交通環境の整備を進めます。

○波田駅周辺における拠点機能の充実・連携

- ・地域の生活を支える施設が集積している波田駅周辺において、市立病院の建替えを推進するとともに、各施設の連携と利便性を高めていくために、安全に歩いて移動できる方策を検討します。
- ・河岸段丘地形に施設が配置されてきた波田駅周辺においては、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が指定されていることを踏まえ、安全対策を適切に行いながら、市立病院などの拠点整備を進めます。

○地域産業育成・観光交流のための施設整備

- ・波田インターチェンジ周辺については、良好な営農環境と調和した適正な土地利用を検討します。

○散策路の形成

- ・鉄道駅を起点として、旧野麦街道や波多神社等の社寺、梓川沿いなどの地域資源を巡る散策路の整備を進めます。

○市街地における防災・避難空間の充実等

- ・災害発生時の市街地における防災・避難空間の充実等に向けて、狭あい道路の拡幅を推進します。

【公共交通】

○鉄道の利便性の向上

- ・都市中心拠点へのアクセス性の維持・向上に向け、交通事業者等との連携によるアルピコ交通上高地線の利便性向上を図ります。

○鉄道に接続するバス路線の利便性の維持、充実

- ・アルピコ交通上高地線への接続により中心市街地への移動や生活関連施設への移動を担うバス路線について、利用状況等を考慮した利便性の向上を検討します。

【環境保全形成】

○活力ある駅前づくりと快適な商業空間の形成

- ・駅周辺の地域商業地区では、歩行者が快適に居心地よく歩ける道路空間の整備、街路の緑化等により、うるおいと賑わいのある駅前商業地景観の形成を図ります。

○田園集落景観の保全

- ・田園と調和する緑豊かな落ち着いた住宅の景観形成を図ります。
- ・既存集落における屋敷林や境内林の保全を図ります。

○歴史的資源の保全と活用

- ・旧野麦街道の街並みや若沢寺跡等の歴史的資源の保全を図ります。

○貴重な自然環境の保全

- ・梓川での動物が生息できるような水質の改善や環境整備を促進します。
- ・波田地域の景観を特徴付けている段丘の緑地の保全を図ります。
- ・美しい山岳景観を形成している西部の森林地域及び波田地域の水源である黒川の自然環境を保全します。
- ・市街化調整区域の幹線道路沿道では、田園環境・景観の保全を図ります。

○農業基盤整備された農地の保全

- ・農業基盤整備事業が行われた農地は、農地が持つ食料生産機能・緑豊かな景観の形成等、多面的な機能を低下させることのないよう、優良農地として保全・活用を図ります。



凡例

土地利用区分

- | | |
|-------------|-----------|
| ■ 中心商業業務地区 | ■ 都市型住宅地区 |
| ■ 都市型複合業務地区 | ■ 低層住宅地区 |
| ■ 複合業務地区 | ■ 田園集落地区 |
| ■ 地域商業地区 | ■ 山間集落地区 |
| ■ 学術・医療地区 | ■ 森林・丘陵緑地 |
| ■ 健康・スポーツ地区 | ■ 公園緑地 |
| ■ 工業地区 | ■ 河川 |
| ■ 流通業務地区 | ■ 交通施設用地 |
| ■ 複合産業地区 | |

道路種別

- 高速道路
- 高規格道路
- 主要幹線道路
- 幹線道路

公共交通

- 鉄道 (JR)
- 鉄道 (その他)

コラム：地域別構想の地域区分について～隣接地域との連携～

地域別構想の14地域区分の考え方

14地域の区分は、都市計画としての区分（都市計画区域内・外、市街化区域内・外）だけでなく、実際の土地利用状況や35地区を中心とした日常生活の範囲、合併の経緯などを考慮して設定しています。

最初のマスタープランである松本市都市計画基本方針（H11.5策定）や旧計画（H22.3策定、H25.3改定）においても、このような考え方で地域を区分し、住民の皆様と意見交換をしながら、各地域の将来像やまちづくりの方針を定めてきました。

一方で、より効果的な施策としていくためには、本計画上の14地域内にこだわることなく、複数地域にまたがる取組みを進めていくことにも配慮する必要があります。

隣接地域との連携について

●東山北部地域と東山中部地域（温泉街から美ヶ原高原まで一体的な活性化）

東山地域には、松本の奥座敷と呼ばれる浅間温泉や奈良時代から松本城主の庇護を受けてきた美ヶ原温泉などの歴史ある温泉街や、松本文化会館、松本市野球場、かりがねサッカー場をはじめとする文化・スポーツ施設など多くの観光資源や観光施設があります。これらの施設がより一層の魅力向上と機能向上を進めていくためには、周辺施設との連携により、更なる一体的な取組みを進めていく必要があります。

このことを踏まえ、浅間温泉・美ヶ原温泉及び周辺のスポーツ施設一帯を、健康・スポーツ地区として位置付け、温泉施設と連携した健康づくりのための空間形成を進めることとしました。また、美ヶ原高原と市街地とのアクセス性の向上による冬季利用や自転車利用など、市街地から高原への近接性を活かした一体的なプロモーションを進めていくことを見据え、両地域の地域別構想を策定しています。

●安曇地域と奈川地域（西部山岳地域としての連携）

平成17年に合併した安曇地域と奈川地域は、本計画では別地域として地域別構想を定めています。安曇地域では、上高地・乗鞍高原・白骨温泉など日本を代表する国立公園、また世界に誇れる観光地としての取組みを進めていること、奈川地域では山々に囲まれた渓谷地で歴史的街道沿いの集落として生活・風土や伝統・文化とともに地域資源が培われてきたことを踏まえ、それぞれ将来像とまちづくりの方針を定めました。

一方で、両地域に共通する課題もあります。観光客の減少、人口減少・少子高齢化、就労の場の確保、幹線道路の整備促進などは両地域に共通する課題であり、西部山岳地域として一体的な取組みが必要となっています。今後は、それぞれの特性を活かしつつ、相互の連携を図ることが更なる地域づくりに繋がることから、両地域の地域別構想では連携という言葉を用いました。両地域が一体的な山岳リゾート（アルプスリゾート）として連携し、自然環境資源の利用と保全の好循環が生まれるように行政と住民と関係団体による協働の取組みが求められています。

このように、各地域の特性にあわせた記載をしつつ、隣接地域間の整合性や一体性に配慮した総合的な取組みを見据えながら地域別構想を定めています。

第5 都市計画マスタープランの実現に向けて

この都市計画マスタープランに定めた松本市の将来像の実現に向けて、効果的な施策の連携、35地区の活動を通じた多様な主体の協働によるまちづくりの推進、周辺自治体や関係機関との連携、制度活用による計画推進により、行政と市民関係者が共有し、その方針に沿って具体的な個々の実施計画を立案し、実際に各種の取組みを推進していきます。

1 効果的な施策の連携

(1) 関連する分野別計画の一体的な推進

都市計画マスタープランに関連する分野別の各種マスタープランについても、都市空間で一体となって相乗効果を発揮するように連携を図ります。

交通、住宅、みどり、景観、防災、温暖化対策等の各分野の計画等の策定及び見直しや、庁舎、学校、病院、福祉施設等の公共施設の廃止、統合、整備に当たっては、計画段階から都市計画マスタープランの方針との整合を図ります。

(2) 関係機関の横断的な連携

都市計画マスタープランの将来像を実現化するためには、都市構造を構成する主要要素である拠点形成、土地利用、交通を始めとした、様々な分野の多岐にわたる施策を実施する必要があるため、関係各課との意識共有が不可欠です。そのため、庁内連絡会議などの場を活用して、庁内の横断的な連携をとりながら事業を推進します。

また、松本市においては、国土利用計画法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等の土地利用の関係諸法令に基づき、土地利用に対して適切な規制、誘導等を行っていきます。農地、森林の都市的土地利用への転換については、周辺に及ぼす影響への配慮、無秩序な転用の抑制の考えの下、所管する機関との計画的な調整を図ります。

(3) PDCAサイクルの実施等による計画の見直し

施策の進行管理を適切に行うため、PDCAサイクルを採用し、関係機関や市民などと協力して、計画策定の概ね5年後に施策の進捗状況を確認します。その結果、改善が必要な施策については、対策を検討し、施策の方向性を修正します。また、計画期間の中間である概ね10年が経過した段階で、施策の進捗状況に加えて、市の政策や社会情勢の変化等を踏まえ、必要がある場合は計画内容の見直しを行います。これらの施策や計画の見直しに際して、関連分野の計画との

整合を図りながら、必要に応じて立地適正化計画の見直しとも連携します。

なお、松本市の総合計画等の上位計画の改定等により、目指すべき将来像や都市構造が変化する場合は、都市計画法の改正や大規模災害のように都市計画を取り巻く状況が変化した場合は、部分的改定を機動的に行う等の対応を含め、適宜計画の見直しを行います。

(4) 選択と集中による効率的・効果的な事業推進

道路などの都市施設に関する事業については、必要性及び実現性の検討を行い、優先度の高い事業を選択し、その事業に集中的な投資を行います。特に、公共事業は長期的な展望に立って計画策定するため、将来の経済情勢を考慮して計画を立案します。

(5) DX推進との連携

松本市では、DX（デジタルトランスフォーメーション）・デジタル化を重点戦略として位置付けています。都市計画分野においても、地域が持つポテンシャルや地理的特徴・課題を考慮しながら、都市計画で扱う空間の情報について、更なる利活用の在り方を検討していきます。

2 多様な主体の協働によるまちづくりの推進

まちづくりは、市民や行政を始め、NPO、大学、企業などの様々な個人や団体が協働することで、現実のまちを誰もが望むまちに近づけることができます。そのためには、お互いがパートナーであると考えて尊重し合い、それぞれの立場や専門性を活かして協働することで、地域の様々な問題を解決に導くことができます。

松本市では、市内35地区ごとに地域づくりセンターを設置し、地域や行政を始め、NPO、大学、企業など、様々な個人や団体が主体性を持ちながら、協働によって地域課題を解決する仕組みづくりに取り組んでいます。

今後は、都市計画マスタープランに定めた内容の実現を基本としながら、検討の範囲や課題によって必要に応じ35地区の地域づくりの活動と連携しつつ、みんなでより良いまちの姿について考えることが重要です。そして、地域が抱える日々の買物や通院、交通、福祉、コミュニティなどの身近な問題について、都市計画を含めた多角的な観点から効果的な方法を探り、解決を図る必要があります。こうした市民を始めとした多様な主体の取組みを促進するため、松本市では庁内の関係分野で連携を図りながら、情報発信や人材育成、地域主体の計画づくりへの支援を実施していきます。

3 周辺自治体や関係機関との連携

生活圏の広域化に伴って、都市活動は個々の市町村域を越えて広域的に影響し合います。長野県では、松本、塩尻、安曇野の都市計画区域で構成される松本圏域を対象とした、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を策定します。ここで示された圏域構造等の都市計画の目標及び決定の方針を前提としながら、土地利用計画や都市基盤整備などは、周辺自治体や県と連携を行い、広域都市圏が一体となって意識を共有できるよう取り組みます。

幹線道路など都市基盤の整備促進については、事業者である国や県など関係機関と連携・協力を密にしながらか積極的に働き掛けを進めていきます。

4 制度活用による計画推進

(1) 関係法令の運用

都市計画マスタープランに示した将来像を実現するために、都市計画法や立地適正化計画制度（都市再生特別措置法）を始めとする関係法令の制度を地域の実情に合わせて、住民合意を進めながら適切に運用していきます。

また、住民主体のまちづくりを進めるに当たって、都市計画法に基づく都市計画提案制度を市民が活用できるように、助言や支援を進めていきます。

(2) 各種事業手法の活用による財源確保

事業実施の財源確保のために、国や県における補助事業など各種制度の動向を把握し、適切な活用を進めます。また、施設整備に当たっては、指定管理者制度や PPP/PFI 手法などの民間活力の導入も必要に応じて検討していきます。

用語集

あ行

○空き家バンク

空き家を「貸したい・売りたい」所有者から提供された情報を、空き家を「借りたい・買いたい」利用希望者に紹介する制度のこと。

○アセットマネジメント

長期的な視点に立ち、施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的となるような施設の管理運営を組織的に実践する活動のこと。

○生垣等

生垣やそれに類する植栽、庭木を見せるフェンスなどのこと。

○インフラ

インフラストラクチャーの略語。生活や産業などの経済活動を営む上で不可欠な社会基盤のこと。

○延焼遮断帯

市街地の延焼を阻止するため、道路、河川、公園、鉄道等と、それらの沿線に建つ不燃化された建築物により形成される帯状の不燃空間のこと。

○緊急輸送道路

震災時の緊急輸送や応急活動を担う防災拠点等を結ぶ輸送ネットワークとして、道路管理者が指定する道路のこと。

か行

○開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の「区画形質の変更」のこと。

○既存ストック

これまでに整備された都市基盤施設や公共施設、建築物など。

○居住誘導区域

都市機能や公共交通等の持続可能性を高めるため一定の人口密度を維持する区域のこと。立

地適正化計画で定める。

○クラインガルテン

ドイツ語で「小さな庭」を意味し、ドイツで19世紀始めに自給自足のために作られた小作農園が始まりで、現在では市民農園を指す。日本では、主にラウベと呼ばれる休憩小屋などを利用した滞在型の市民農園のこと。

○グリーンインフラ

グリーンインフラストラクチャーの略で、社会資本整備や土地利用等において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進める取組みのこと。

○郊外部

本計画では、松本市の市街化区域外で、平坦な土地が広がる地域のこと。

○公設民営化（公共交通）

自治体体が地域公共交通の設計（路線、ダイヤ、運行方法、運賃などのサービス水準等）及びマネジメント（目標設定・管理、評価、改善方針の提示、インセンティブ設計等）を行い、運行及びマネジメントに必要な情報の収集は民間交通事業者が実施する手法のこと。

○高度地区

用途地域内において、市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区のこと。

○コミュニティ

住民どうしの協力や結び付きによる地域の活動やそのまとまり。

○コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、都市の居住者が安心して暮らせるよう、公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進める考え方のこと。

さ行

○シェアサイクル

決められた専用駐輪場（ステーション）であれば、24時間いつでも、自転車を借りたり、返

したりできるサービスのこと。

○市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

○市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地としての開発を抑制すべき区域のこと。

○指定管理者制度

公の施設の管理を、地方自治体の指定する者（指定管理者）が代行する制度のこと。

○シームレス化

容易に複数のサービスを利用することができるようにすること。

○ストックマネジメント

長期的な視点で施設全体の今後の老朽化を考慮し、リスク評価等に基づく優先順位付けにより、予算の平準化を図りながら改築等を実施し、施設管理を最適化すること。

○スマートシティ

都市の抱える諸課題に対して、ICT 等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市又は地区のこと。

○生活サービス

日常生活を支える商業、公共交通、医療等のサービスのこと。

○生物多様性

多くの種類の生物がお互いにバランスを保って生きていること、それらが複雑に関わりあって存在していること。

○ゼロカーボン、ゼロカーボン・パーク

二酸化炭素排出量実質ゼロのこと。環境省では、国立公園における「ゼロカーボン・パーク」を目指し、脱炭素化の取組を推進している。

○ゾーン 30

市街地や生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、時速 30 キロメートルの速度規制を実施する区域のこと。

た行

○地域づくりセンター

住民主体の地域づくりを地区の最前線で支援していく松本市の機関のこと。市内 35 地区ごとに配置している。

○地区計画

一定のまとまりを持った「地区」を単位として、住民参加によりつくられるまちづくりのプランのこと。地区の将来像を定め、その目標に向かい、地区内での造成、建築行為等の規制・誘導を行うことができる。

○中山間地

本計画では、松本市の市街化区域外で、山間部において平坦な土地を有する地域のこと。

○駐車場配置適正化区域

都市機能誘導区域内の区域であって、歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のため、駐車場の配置の適正化を図る区域のこと。

○低未利用地

空き地、空き家・空き店舗等のある土地のこと。

○都市型住宅

住宅が密集した市街地の狭い土地を使って、住みやすく、暮らしやすいように工夫して建てた住宅のこと。

○都市機能

人々が都市活動を営む上で必要となる、商業施設、医療施設、金融施設、高齢者福祉施設、児童福祉施設、教育施設、行政施設、公共交通などの機能

○都市機能誘導区域

広範囲から利用者が集まる医療・福祉・商業等の都市機能を維持・充実する区域のこと。立地適正化計画で定める。

○都市施設

道路、公園、下水道など都市の生活や都市機能の維持に必要な施設のこと。

○都市計画区域

市町村の行政区域にとらわれず、実際の都市の広がりを考慮した中で、一体的に整備、開発

し、保全する必要がある区域として、都道府県が指定するもの。都市計画区域が指定されると、開発許可基準の引き上げや建築基準法による建築確認申請・集団規定が適用され、用途地域や都市計画施設等の制度活用が可能となる。

○都市計画道路

都市計画法に基づき道路として都市計画決定された施設。都市計画施設の区域内では、建築物を建築する際に許可が必要となる。

○都市計画法第34条第11号（区域）

市街化調整区域の集落のうち市長が都市計画法第34条第11号の規定に基づき条例で指定した区域のこと。区域内では、一定の条件を満たす場合に、一戸建ての住宅や小規模な店舗・事務所の建築等を目的とした開発行為が可能となる。

○都市圏

中心となる都市と、その影響を受ける地域の集合体のこと。

○土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法に基づき、土砂災害の恐れのある区域として、都道府県知事が指定する区域のこと。

土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれのあると認められた土地の区域であり、市町村による警戒避難体制の整備が義務付けられる。

土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのあると認められる土地の区域であり、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される。

な行

○二次アクセス

拠点となる空港や鉄道の駅から、目的地までの交通手段のこと。

○農用地区域

農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の

土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された区域のこと。

は行

○パークアンドライド

最寄り駅やバスターミナルなどの交通結節点まではマイカーを使い、駐車場に駐車（パーク）して、電車やバスなどの交通手段に乗換え（ライド）、目的地まで移動できる交通システム

○風致地区

都市における良好な自然環境の維持・保全を目的として、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等について必要な規制を行う地区のこと。

や行

○優良農地

まとまって存在する農地など、農業を営むのに良好な条件を備えている農地のこと。

○ユニバーサルデザイン

ユニバーサル（普遍的な、全体の）なデザインのことであり、全ての人のためのデザインのこと。年齢や障害の有無などに関わらず、多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

○用途地域

用途の混在を防ぐことを目的として、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定める地域のこと。13の種類ごとに建築できる建物の用途、容積率、建ぺい率などの建築規制を定めることができる。

○予防保全

施設ごとに目標とすべき維持管理の水準を意識しながら、ライフサイクルコストの縮減効果の見込みも勘案して、劣化や損傷を未然に防止しながら施設を長持ちさせる方法のこと。

ら行

○立地適正化計画

都市機能と居住の誘導に向けた取組みを推進するため、市町村が都市機能や居住を誘導すべき区域を設定し、区域内への誘導施策等を定め

る計画のこと。

アルファベット

○AI

Artificial Intelligence の略。人工知能と訳される。人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステムのこと。

○DX

Digital Transformation の略。デジタル技術を上手に取り入れながら、市民の生活を豊かにしていくこと。

○E-BIKE

ロードバイクやマウンテンバイクなどのスポーツサイクルに電動アシスト機能を搭載した自転車のこと。

○ICT

Information and Communication Technology の略。情報通信技術と訳される。情報処理および情報通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービス等の総称

○MaaS

ICT を活用し、マイカー以外の全ての交通手段によるモビリティ（移動）を1つのサービスとしてとらえ、ルート検索や支払いなどをシームレスに繋ぐ新たな「移動」の概念のこと。

○PDCA サイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字をとったもので、計画から改善までをひとつのサイクルとして業務の効率化を図る方法の1つ

○PFI

Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

○PPP

Public Private Partnership の略。行政が行う各種行政サービスを、行政と民間が連携し、民間の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することにより、行政サービスの向上、財政資金

の効率的使用や行政の業務効率化等を図ろうとする考え方